

第1編

一般災害対策編

目 次

第1編 一般災害対策編

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	三好市の概況	3
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6

第2章 災害予防計画

第1節	風水害予防計画	10
第2節	雪害予防計画	12
第3節	火災予防計画	14
第4節	地盤災害予防計画	18
第5節	防災教育計画	22
第6節	防災訓練計画	26
第7節	避難準備計画	31
第8節	資材・器材等の点検整備計画	35
第9節	危険物施設等の災害予防計画	36
第10節	自主防災組織育成計画	37
第11節	災害時要援護者対策計画	40
第12節	ボランティア受入体制整備計画	44
第13節	企業防災促進計画	47
第14節	広域応援計画	48
第15節	防災施設等整備計画	51

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	53
第2節	職員の動員配備計画	67
第3節	通信情報計画	76
第4節	気象業務整備計画	80
第5節	災害報告計画	84
第6節	災害救助法適用計画	87
第7節	災害情報収集・伝達計画	91
第8節	災害情報広報計画	106
第9節	避難計画	108
第10節	避難所設置運営計画	115
第11節	被災者支援計画	119
第12節	土砂災害応急対策計画	123

第13節	救援・救護計画	127
第14節	建築物応急復旧計画	137
第15節	公共施設等応急復旧計画	140
第16節	応急医療計画	143
第17節	廃棄物処理計画	148
第18節	死体捜索及び収容・埋火葬計画	152
第19節	緊急輸送実施計画	157
第20節	交通確保計画	162
第21節	労務供給計画	164
第22節	文教対策計画	166
第23節	義援金品配分計画	172
第24節	ボランティア活動受入計画	175
第25節	災害時要援護者支援計画	178
第26節	消防活動計画	181
第27節	相互応援協力計画	190
第28節	自衛隊災害派遣要請計画	192
第29節	応援要請・受入体制整備計画	204
第30節	他の自治体被災時応援計画	210

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針	212
第2節	公共施設災害復旧事業計画	213
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	214
第4節	被災者生活安定化計画	216
第5節	計画的復興	222

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）42条の規定に基づき、三好市防災会議が作成する一般災害対策計画であり、三好市（以下「市」という。）の地域における災害（地震災害を除く。）に係る市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的とする。

1 計画の性格

三好市地域防災計画は、「一般災害対策編」及び「地震災害対策編」により構成される。

このうち、一般災害対策編は、市内の地震を除く災害全般に関して総合的な指針及び対策を定めるものであり、地震災害については、地震災害対策計画に定めるところによるものとする。

また、30年以内に60%以上の確率で発生が予想されている東南海・南海地震災害については、「地震災害対策編」中の東南海・南海地震防災対策推進計画に定めるところによるものとする。

2 計画の構成

この計画は、市の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる危険を想定するとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれらに対してとられた応急対策並びに近年の社会経済情勢の変化等を勘案し、初動及び情報収集の体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、避難所運営、広域救援及びボランティアの受入体制並びに公共施設やライフライン等の整備等災害に強いまちづくり等の新たな視点を踏まえ、今後予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

(1) 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市並びに指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務又は業務を定める。

(2) 被害予防計画

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に止めるため、防

災組織の整備や災害に強いまちづくりなど平常時に措置すべき事項についての基本的な計画を定める。

(3) 応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を防御し、又は災害の拡大を防止するための応急的に実施すべき対策の基本的な計画を定める。

(4) 復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針を定める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、修正するものとする。

4 計画の習熟等

この計画は、市の職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。

また、市は、この計画の趣旨等について広く住民への周知を図り、その理解を得るものとする。

5 その他

この計画に記載する「主な実施機関」は、本庁の各部署に該当するものを記載するものとする。

第2節 三好市の概況

1 自然環境の特性

(1) 地 勢

平成18年3月1日に三野町、井川町、池田町、山城町、西祖谷山村、東祖谷山村が合併し、三好市が誕生した。三好市は、徳島県の西北端、四国の中央に位置し、面積は721.48km²で徳島県全体の6分の1を占め、その約9割が北部の阿讃山脈や南部の四国山地に連なる山岳地帯となっている。

市の中央を流れる吉野川は、高知県境山城町の南端で南北に方向をとり、大歩危・小歩危の深い峡谷をつくりながら池田町より直角に東に転じ域内を東流している。池田町から東の吉野川流域は細くのびた平野部となっており、地域の重要な居住地域でありまた、生産地域ともなっている。また、祖谷地域は全国三大秘境の一つに名を連ねるなど、自然度の高い優れた自然資源に恵まれた地域である。

なお、当市は、北は香川、西は愛媛、南は高知の各県に通ずる四国の十字路として交通の要所である。

(2) 地 質

地質構造としては、阿讃山脈に沿って分布している和泉層群と四国山地北斜面にあたる三波川帯を中心に構成されている。

(3) 活断層

市の北部である三野町、池田町には、中央構造線活断層系が通過している。中央構造線活断層系は東から吉野川の北側を通り、池田町の諏訪神社南方で吉野川を横切り、上野台地の南側を丸山から板野へ抜け、再び吉野川を横断、白地を通り馬路川に沿って西へ通過している。市の中心である池田町は、中央構造線活断層系と御荷鉾構造線には含まれる地帯にあり、この地帯の構造は比較的緩やかな褶曲と数多くの断層によって複雑な様相を示している。活動度はA～B級で断層形態は横ずれ、断層崖などである。

(4) 気 象

気候は、四国山地の剣山系を中心とする山岳部は日本海側気候または、山岳気候に属する。

①気温（℃） （過去20年間平均1992年～2011年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
池田	3.4	4.3	7.2	12.9	17.5	21.2	25.0	25.6	21.8	15.9	10.5	5.6
京上	1.3	2.4	5.6	11.0	15.5	19.1	22.7	23.1	19.8	13.9	8.5	3.4

②降水量（mm） （過去20年間平均1992年～2011年）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
池田	57.1	57.5	91.6	80.5	136.2	195.7	194.5	158.7	204.8	119.6	89.4	73.7
京上	80.2	102.2	139.8	135.3	205.4	299.3	377.1	311.7	336.8	159.4	116.3	98.4

2 社会環境の特性

(1) 人口

三好市の人口は、大幅な減少が続き、昭和55年国勢調査では47,057人から、平成22年国勢調査では29,951人で県全体の2.6%を占めるにすぎない。人口の減少傾向に鈍化のきざしがみられるのは三野町のみであり、東祖谷、西祖谷山村、山城町の山間部での減少率は高くなっている。

三好地域の高齢化率は、常に県全体を大きく上回った状態で推移している。平成22年における高齢化率は38.01%と県内で最も高齢化の進んだ地域となっており、人口構成の著しい不均衡を生じている。

市全体の人口動態については、その立地特性上、従来から香川県及び愛媛県との結びつきが強い地域である。常住者の通勤・通学の状況で、市内に留まる割合が高いのは、東祖谷、西祖谷山村、池田町である。逆に東祖谷、西祖谷山村を除く全ての町では、香川県、愛媛県で就業、就学する割合が比較的高く、なかでも井川町、山城町でその傾向が強くなっている。

(2) 産業

地域の就業者数は、平成22年で12,257人、産業別にみると、第3次産業が63.9%でもっとも多く、ついで第2次産業25.1%、第1次産業7.4%の順となっている。

① 農業

地域の専兼別農業形態は県全体より低い傾向を示している。生産形態としては、畜産及び工芸農作物等の農業が主であり、米作の比重は低く、全般的にその生産性はあまり高くない。農業粗生産額の多い地域は、三野町、池田町等の吉野川流域となっている。

② 林業

地域の森林面積は、62,981haで県全体の約20%を占めており、民有林が53,376haで地域全体の約84%を占めている。国有林は、9,605haとなっており、内、東祖谷では国有林が8,711haで、三好市の国有林面積の約92%に相当している。

③ 工業

農林業の地域資源を活かした食料、木材家具等の地場産業の集積がみられ、最近では加工組立型業種等の立地も進みつつあるが、いずれも規模が零細で生産性はあまり高くない。

④ 商業

三好地域は、池田町を中心に独自の商圈を形成してきたが、日用品などを扱う小規模経営の商店数の割合が高く、過疎化による消費人口の減少などで商業機能の低下が目立ってきている。また、三好市内の卸売・小売業者は全産業の約28%で池田町にはその内の約55%も集積しているが、近年は郊外や近隣の市町に立地する大型量販店などでも購買も増えている。

(3) 交通

三好市は、「四国のへそ」といわれるように四国の中央部に位置しており、四国各県を結ぶ一般国道192号線（西条～徳島）と32号（高松～高知）が交差する形で道路網の骨格が形成されている。三好市南部に徳島市と中村市をつなぐ一般国道439号が剣山国定公園の山岳部を通っている。

広域道路網として、四国縦貫道自動車道は美馬IC～井川池田IC間が平成11年春に開通し、平成12年には徳島IC～川之江東JCT間が開通し、本州と四国を結ぶ交通の要所となっている。

また、鉄道はJR土讃本線と同徳島本線が通り、JR阿波池田駅で連絡する。

(4) 観光

三好市には、西日本第二の高峰剣山をいただく剣山国定公園や箸蔵県立自然公園を擁し、山岳性観光資源に恵まれている。同時に、社寺、史跡等の文化的な観光資源や山岳・スポーツレクリエーション施設等の多様な資源を有している。

四国の中心部に位置する交通の要衝にあり年間を通しての観光客の入り込みはあるが、その大半が通過型観光にとどまっている。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 実施責任と対策の体系化

(1) 三好市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 徳島県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に実施されるようにその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備に努め、災害発生時には災害応急措置を実施するとともに、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助発令後は、知事の補助機関として、災害救助にあたるものである。
① 市防災会議に関する事務
② 防災組織の整備に関する事項
③ 防災訓練の実施に関する事項
④ 防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検に関する事項
⑤ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
⑥ 災害応急対策
Ⅰ 災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査
Ⅱ 住民等に対する災害広報
Ⅲ 消防，水防その他の応急措置
Ⅳ 被災者の救出，救護等の措置
Ⅴ 警報の伝達並びに避難の勧告，指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設
Ⅵ 被災児童，生徒の応急教育
Ⅶ 食糧，医薬品，その他の物資の確保についての措置
Ⅷ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
Ⅸ 清掃，防疫その他の保健衛生についての措置
Ⅹ 緊急輸送等の確保
⑦ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
⑧ ボランティアに関する事項
⑨ 災害復旧の実施
⑩ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県

事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県は、災害予防，災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに市に対し必要な指示勧告を行う。
① 県防災会議に関する事務
② 防災対策組織の整備
③ 防災のための知識の普及，教育及び訓練
④ 防災に関する物資及び資材の備蓄，整備及び点検
⑤ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
⑥ 県地域の災害に関する情報の収集，伝達及び被害調査に関する事項
⑦ 住民等に対する災害広報に関する事項
⑧ 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
⑨ 消防・水防その他の応急措置に関する事項
⑩ 被災者の救難，救助，その他の保護に関する事項
⑪ 災害を受けた児童，生徒の応急の教育に関する事項
⑫ 食糧，医薬品，その他の物資の確保についての事項
⑬ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑭ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
⑮ 犯罪の予防，交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
⑯ 緊急輸送等の確保に関する事項
⑰ 災害復旧の実施に関する事項
⑱ 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
⑲ ボランティアに関する事項
⑳ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項
㉑ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項

(3) 指定地方行政機関（市内に管理エリアのある機関）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 （吉野川貞光出張所 吉野川美馬出張所 池田国道維持出張所）	① 吉野川直轄管理区間の公共土木施設の整備と防災管理 ② 水防のための洪水予報（吉野川）並びに水防警報（吉野川）及び情報の伝達 ③ 直轄区域の被災公共土木施設の復旧 ④ 国道（32, 192号）の直轄区間の維持管理及び災害復旧
四国地方整備局 四国山地砂防事務所	① 吉野川水系祖谷川流域における砂防施設，地すべり防止施設の整備 ② 被災公共土木施設の復旧（直轄砂防・地すべり防止施設） ③ 直轄砂防・地すべり防止施設の維持管理
四国地方整備局 吉野川ダム統 管 理 事 務 所	① 吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の公共土木施設の整備と防災管理 ② 吉野川上流ダム群の統合管理 ③ 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）

(4) 市内の指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本放送協会 徳島放送局 やまびこ報道室	① 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 ② 社会事業団体等による義援金品の募集協力
水 資 源 機 構 池 田 総 合 管 理 所	① 所管ダム施設の操作と防災管理 ② 緊急事態における情報の提供 ③ 被災施設の復旧
四 国 電 力 (株) 池 田 支 店	① 電力施設等の防災管理 ② 災害時の電力供給 ③ 被害施設の応急対策及び災害復旧
四 国 旅 客 鉄 道 (株)	① 鉄道施設の保全 ② 救助物資及び避難者の輸送の協力 ③ 災害時における旅客の安全確保

(5) 市内の指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四 国 交 通 (株)	バス等による避難者及び救助物資の輸送の協力
阿 波 池 田 通 運 (株)	貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力
三 好 市 医 師 会 徳島県歯科医師会三好支部 三好郡市薬剤師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施

(6) 市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

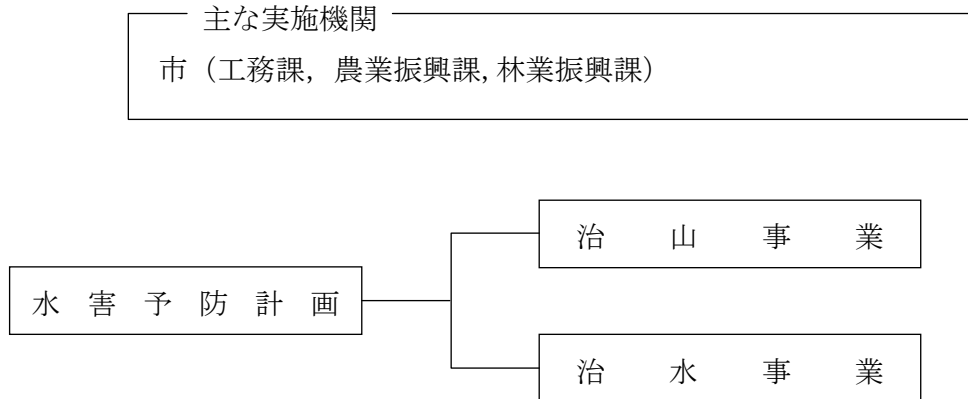
団体又は管理者名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A 阿 波 み よ し 農 業 協 同 組 合	① 農林関係の被害調査及び対策の指導 ② 被災農業者に対する融資のあっせんの協力
三 好 市 商 工 会 及 び 阿 波 池 田 商 工 会 議 所	① 商工業関係の被害調査及び対策の指導 ② 被災商工業者に対する融資のあっせんの協力
自 主 防 災 組 織 等	情報連絡, 消火, 救出救護, 避難誘導等災害応急対策の実施及び協力
消 防 団	① 平常時の防災訓練等の実施 ② 災害の予防, 警戒及び防御等消防活動
郵 便 局	災害特別事務取扱い及び援護対策
土 地 改 良 区	① ため池等の施設の整備及び管理 ② たん水防排除施設の整備及び活動
社 会 福 祉 法 人 三 好 市 社 会 福 祉 協 議 会	① ボランティア活動体制の整備 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
その他社会文化事業団	被災者の救助等災害応急対策の協力
(株)池田ケーブルネットワーク	放送施設及び設備の復旧

第2章 災害予防計画

第1節 風水害予防計画

風水害を予防するため、関係機関と協議しながら、次の対策を講ずる必要がある。

1 水害予防計画



(1) 治山対策

治山対策は、荒廃地、荒廃危険地に対する山地事業及び地すべりの防止対策事業を治山事業5ヵ年計画に基づいて積極的に推進するものとする。小規模な荒廃林地に対しても、市単独治山事業を効率的に施行し、災害の防止軽減を図るものとする。

(2) 治水対策

治水対策は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治水対策上必要な河川改修等の施設設備を推進し、災害の防除軽減を図るものとする。

(3) 危険区域の巡視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、台風襲来のおそれがあるときは、消防機関その他防災関係機関は、危険区域をはじめ、予想危険区域を巡視し、適切な措置を講ずるものとする。

① 重要水防区域

河川のうち特に危険を予想される区域（重要水防区域）をはじめ、洪水により被害を受けるおそれのある区域を常に巡視するとともに、異常時においては台風情報等に基づき、巡視員を派遣して警戒にあたるものとする。

(4) 警戒避難体制の整備

市は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

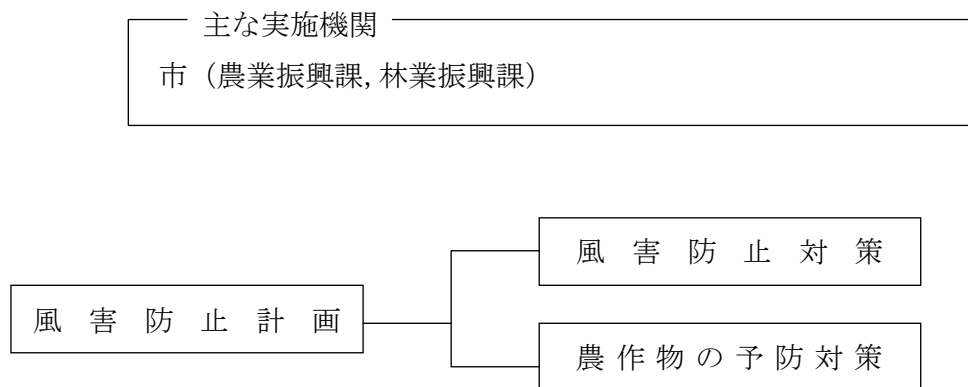
については、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

2 風害予防計画



(1) 保安林整備計画

風害等防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図るものとする。

(2) 農作物の被害予防対策

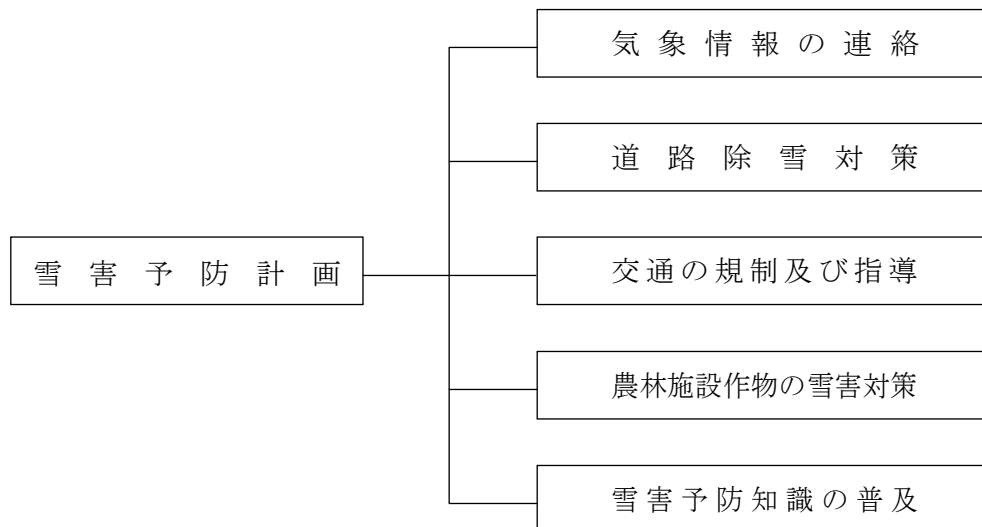
風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努める。

栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田浸水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図るものとする。

さらに、各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとする。

第2節 雪害予防計画

市は、豪雪による被害を未然に防止し、発生した災害の拡大を防止するため関係機関と協力し、次の雪害対策を実施する必要がある。



1 気象情報の連絡

関係各機関と相互の連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するよう努めるものとする。

2 道路除雪対策

道路交通の確保を図るため、県が行う除雪区間以外の道路の除雪作業を西部総合県民局及び関係機関と密接な連携のもとに実施するものとし、資機材等の確保について必要があると認められたときは、県に対して調達の手配を要請するものとする。

3 交通の規制及び指導

豪雪による交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、警察が行う交通規制に協力し、通行者に不便をかけたり、不測の事故を発生せしめないよう指導を行う。

4 農林施設作物の雪害対策

県関係機関及びJA阿波みよし農業協同組合等農業団体と相互に協力し、積雪時の被害をできるだけ軽減し、農家経営の安定を図るため、気象予報に注意し、降雪を早期に知るとともに、被害を軽減させるための予防措置を講じ生産者に周知するほか、次のような対策を推進するものとする。

(1) 果 樹

- ① 寒害、雪害対策として、ワラ、ナワ等で結束又はコモ等で被覆する。
- ② 降雪後は、できるだけ早く樹上の積雪の除去に努める。
- ③ 耐積雪性を強めるよう、整枝剪定及び肥培管理に努める。
- ④ 結果過多による樹勢の衰弱を招かないよう適正結果に努める。

(2) そ 菜

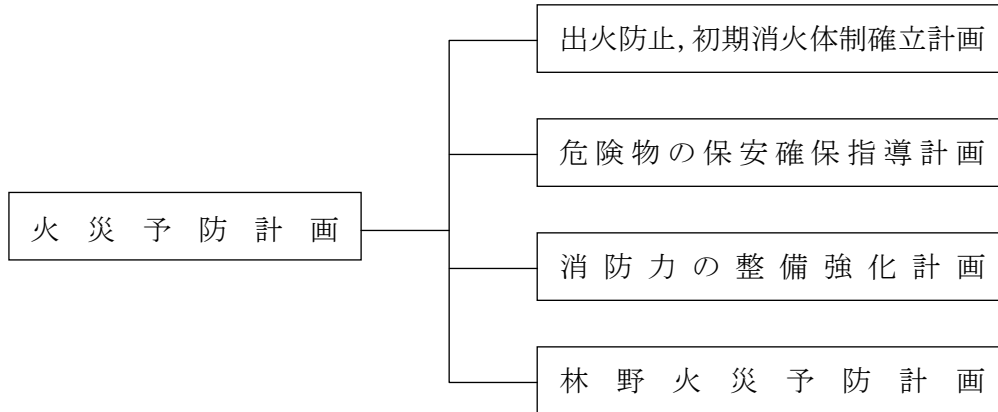
- ① 雪害に耐えるハウスの建設の推進に努める。
- ② 積雪時における早急な除雪作業についての広報を行う。
- ③ ハウス内そ菜については、寒害を防止し、生育を推進させるような技術指導に努める。
- ④ 露地そ菜については、できるだけ除雪を行い、寒害の防止と生育を促進させるための技術指導に努める。
- ⑤ 生産の販売を合理的に行い、併せて需要供給のバランスを保つような流通指導を行う。

5 雪害予防知識の普及

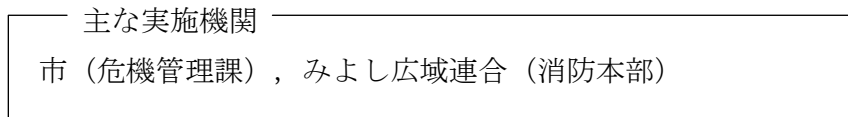
雪害予防知識の普及については、必要に応じ資料を配付し、また市広報等を活用し、普及を図るものとする。

第3節 火災予防計画

市は、出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化を図る必要がある。



1 出火防止、初期消火体制確立計画



(1) 火災予防の指導の推進

市は、出火防止を重点とした消防広報及び講習会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図るものとする。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について周知させるものとする。

① 一般家庭に対する指導

市は、各地区の消防団等を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水の普及徹底を図り、これらの器具の取扱い方法を指導するとともに、初期消火の重要性を充分認識させ、初期消火活動の徹底を図るものとする。

また、火気周辺に可燃物を置かないことなど失火防止等を普及啓発する。

② 職場に対する指導

市は、予防査察、火災予防運動、防災指導等あらゆる機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及に努める。

I 災害発生時における応急措置の要領

- Ⅱ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- Ⅲ 避難，誘導體制の確立
- Ⅳ 終業後における火気点検の励行
- Ⅴ 自衛消防隊の育成指導

(2) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については，火災が発生した場合の危険性が大きい
ため，市は，消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ，その者
に消防計画の作成を指導し，この計画に基づく消火，避難訓練，消防用設備等の点検整
備，火気の使用又は取扱いに関する指導を行い，防火対象物に対する防火体制の推進を
図る。

(3) 予防査察の強化

市は，防火対象物の用途，地域等に応じて予防査察を年間行事計画等により定期的に
実施し，常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するものとし，特に火災発生時にお
いて人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほか
に特別査察を行い，火災発生危険の排除とともに予防対策の指導を行い，火災の未然防
止を図る。

2 危険物の保安確保の指導計画

主な実施機関 市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

(1) 危険物

市は，石油類，火薬，高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため，必要の
都度，危険物施設への立入検査を実施し，危険物施設の位置，構造及び設備その他管理
の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し，適正に維持管理されているかについて
予防査察を行うとともに，次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- ① 危険物施設の所有者・管理者に対し，定期的な点検，点検記録の作成及び保存を行
わせ，災害発生の予防指導を行う。
- ② 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い，防災に対する諸活動が円滑に実施され，
応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
- ③ 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては，災害発生に対する防衛
計画の策定を指導する。

(2) 化学薬品

工場，病院及び学校等に保有している化学薬品は，少量の薬品が多種にわたり，しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状であり，これら薬品の中には，転倒落下による衝撃，他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質を有するものがある。

このため，市はこれら化学薬品等の貯蔵，保管場所の不燃化等の指導を行う。

3 消防力の整備強化計画

市は，火災の消火，人命救助等の初期活動がすみやかに実施できる体制を確立するため，県の指導，援助を得ながら消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

主な実施機関 市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

市は，災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し，被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり策定するものとする。

① 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うため，災害種別に応じた活動体制，活動要領の基準を定める。

② 火災警防計画

火災が発生し，又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集，消防隊の出動基準，警戒等について定める。

③ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物密集地域，消防水利不足地域等で，火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

④ 危険物の防御計画

爆発，引火，発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物，場所に対する要領について定める。

(2) 地域消防力の整備強化

— 主な実施機関 —
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

市は，地域社会の消防防災の中核的活動を行う消防団を次により育成強化するものとする。

① 消火用資機材の充実

消防ポンプ自動車，小型動力ポンプ等の消防機械，消火栓，防火水槽，耐震性貯水槽等の消防水利，火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。

② 消防水利の確保等

防火水槽を中心とする災害時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため，防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに，ビル保有水等の活用，河川・用水・池等の自然水利を確保する。

なお，災害時に全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため，消防水利を消火栓のみに偏することなく，消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。

③ 消防通信施設の整備

消防対策本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため，消防通信施設の整備充実を図る。

④ 救助装備の整備・高度化

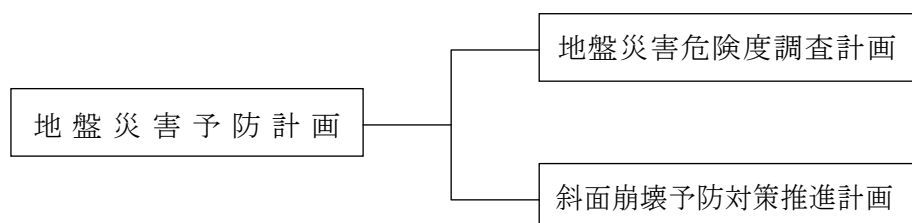
人命救助資機材，救助隊員の安全装備，支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに，救助隊員の救助技術の向上を図る。

4 林野火災予防計画

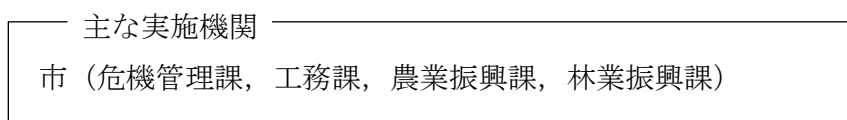
市は，林野火災を防止するため，気象情報の迅速かつ的確な把握に努め，入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか，防火帯の設置の促進及び消火器材の備蓄促進を図るものとする。

第4節 地盤災害予防計画

災害による被害を最小限に止めるためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行うとともに、災害発生の危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める必要がある。



1 地盤災害危険度調査計画



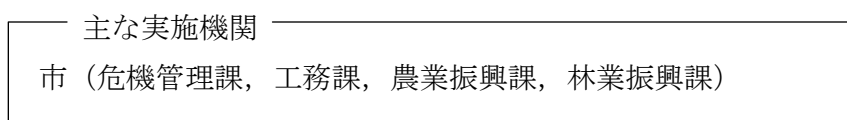
(1) 地盤情報の収集・蓄積

市は、行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

(2) 地盤情報の公開

市は、収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

2 斜面崩壊予防対策の推進



(1) 地すべり予防対策

県は、地すべりの起きる可能性のある所を地すべり危険地区として指定し、必要な対策を行うが、それには長年月を要することから、市は次のような地すべりの前兆があれば一応は地すべりと疑って、常に地すべり防止区域を見回り、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等により、人的、物的被害の軽減に努めるものとし、必要がある場合は県に支援を要請するものとする。

(地すべり危険箇所 … 資料編に添付)

地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり，き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり，湿地が生じる。
- 3 斜面からの湧水が濁ったり，湧き方が急に変化する。
- 4 石積みがはらんだり，擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 樹林，電柱，墓石などが傾く。
- 7 戸やふすまなどの建具がゆるみ，開けたてが悪くなる。

集中豪雨，長雨，地震時に発生しやすいが，常に注意しておく必要がある。

(2) 急傾斜崩壊予防対策

市は，がけ崩れによる災害を防止するため，がけ崩れのおそれのある箇所を把握し，人家5戸以上（5戸未満であっても学校，病院，旅館等のある場合を含む。），がけの高さ5m以上，こう配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるものとする。

なお，県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが，全区域において同時に施行することは困難であることから，次のようながけは危険度が非常に高いものとして常に注意し，警戒避難体制を確立するとともに，自主防災組織の育成，危険箇所のパトロール等により，人的，物的被害の軽減に努めるものとし，必要がある場合は県に支援を要請するものとする。

また，指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るとともに，定期的な防災パトロールを実施し，簡単な予防措置（水路の掃除，不安定土塊の除去，風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

(急傾斜地崩壊危険区域，急傾斜地崩壊危険箇所 … 資料編に添付)

危険度の高いがけ

- 1 クラック（き裂）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 高さ5m以上，こう配30度以上のがけ

集中豪雨，長雨，地震時には特に注意する必要がある。

(3) 土石流発生危険区域予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

これら事例に鑑み、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、土石流危険渓流のパトロール等により、人的、物的被害の軽減に努めるものとし、必要がある場合は県に支援を要請するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとするが、県の警戒雨量等については次のとおりである。

《県の土石流対策雨量基準》

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日雨量	150 mm "	200 mm "
6時間雨量	120 mm "	180 mm "
4時間雨量	100 mm "	150 mm "
2時間雨量	70 mm "	100 mm "
1時間雨量	50 mm "	60 mm "

(4) 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、山地荒廃に起因する自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の山津波、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。

これら災害を防止するため、市は、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立し、人的被害の防止に努めるものとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における予防対策

市は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(6) 農業用ダム・農業用ため池対策

近年、農業従事者の減少や兼業農家の増加、都市化に伴う農地の減少、用水の整備等により、ため池の利用頻度は低下し、点検修理、維持管理が十分に行われていないため池が増えている。

農業用ダム・農業用ため池は、土堤構造がほとんどであり築造年代は、相当古いものが多く地震を考慮して築造されたものは少ないため大地震の場合には、堤体が損傷し被害を受けるとともに、決壊により周囲に被害を及ぼす恐れがある。

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ダム・農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。市は、あらかじめ施設の規模と重要度、人的被害の恐れを勘案して緊急点検を実施する農業用ダム・農業用ため池を選定し県に報告するものとする。

(注) 地すべり防止区域・危険箇所指定一覧表

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

土石流危険渓流一覧表

砂防指定地一覧表

山腹崩壊危険地区一覧表

農業用ため池一覧表（地震等による土砂災害に対する緊急点検）

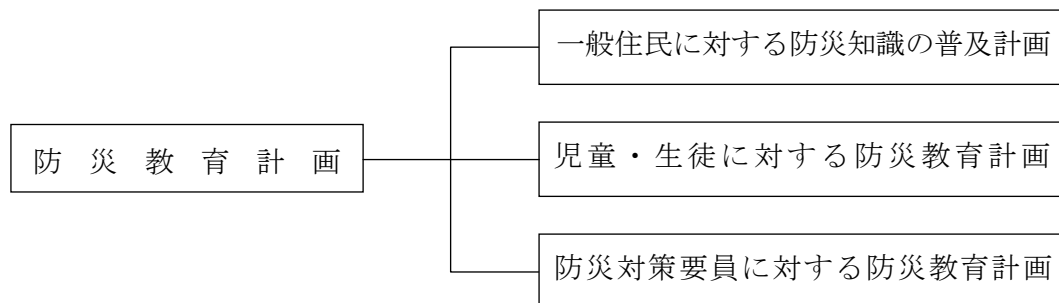
以上を資料編に添付

第5節 防災教育計画

災害による被害を最小限に止めるためには、行政の的確な対応はもとより、住民一人ひとりが日ごろから災害に対する認識を深めることが重要であり、大規模災害時には市や防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、災害時要援護者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは市などが行う防災活動への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

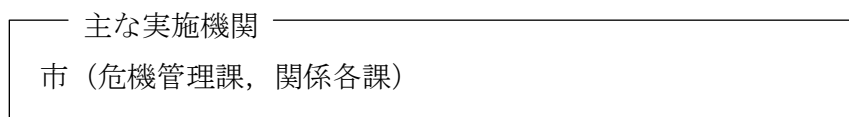
こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の組織強化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。



1 一般住民に対する防災知識の普及計画

市は、住民に対し、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報紙に掲載するほか、広報パンフレット等を適宜作成配布するとともに、防災展の開催や社会教育の場等に防災教育を組み入れるなど、住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 広報紙、パンフレット等の利用



① 災害の知識

- I 災害に関する一般的知識
- II 過去の主な被害事例
- III 県、市等の災害対策の現状
- IV 避難所、避難経路その他避難対策に関する知識

② 平常時の心得

- I 家族と避難先や連絡先の相談
- II 防災訓練への参加
- III 自主防災組織への加入
- IV 食糧、水、医薬品、ラジオ等非常持出品の準備
- V 消火用具の準備
- VI 建物の補強、家具類の転倒・落下の防止
- VII ブロック塀等の点検補修

③ 災害発生時の心得

- I まずわが身の安全の確保
- II すばやく火の始末
- III 非常脱出口の確保
- IV 火の始末（電気、ガスの元栓を閉鎖）
- V 火がでたらまず消火
- VI 避難する時の注意点
 - ア あわてて屋外に飛び出さないこと。
 - イ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと。
 - ウ 山崩れ、崖崩れに注意すること。
 - エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
 - オ みんなが協力しあって応急救護を行うこと。
 - カ 正しい情報をつかみ、的確な行動をとること。

(2) 防災展の開催

—— 主な実施機関 ——
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

① 展示

- I 災害に関する一般的知識
- II 過去の主な被害事例

- Ⅲ 県，市の災害対策
- Ⅳ 避難所，避難経路，その他避難対策
- Ⅴ 平常時及び災害時の心得
- Ⅵ 県内，市内の自主防災組織及びその活動

② 人工呼吸等応急救護の実演

(3) 社会教育の場等における防災教育

—— 主な実施機関 ——
市（危機管理課，教育委員会），みよし広域連合（消防本部）

① 講座の編成

- Ⅰ 防災関係基礎知識
- Ⅱ 平常時の心得
- Ⅲ 災害発生時の心得
- Ⅳ 応急救護の基礎知識

② 人工呼吸等応急救護の実習

2 児童・生徒に対する防災教育計画

—— 主な実施機関 ——
市（危機管理課，教育委員会），みよし広域連合（消防本部）

市は，児童生徒の発達段階，地域の実態等に応じ，学校教育を通じて，自然災害等に対する科学的知識の習得，自主防災思想の醸成，災害予防措置及び避難の方法の習得に必要な防災教育を実施する。

(1) 教科指導

教科課程の中で災害等の種類，原因，過去の事例及び災害対策や発生時の心得等について取り上げ，習得させる。

(2) 防災訓練

学校行事として防災訓練を実施し，防災の実践活動，非常時の避難行動等について習得させる。

(3) 課外活動

防災関係機関，防災施設，防災展等の見学を行う。

3 防災対策要員に対する防災教育計画

(1) 市職員に対する防災教育

主な実施機関

市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

市は，災害時における職員の適正な判断力を養い，各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため，職員に対する防災教育の徹底を図る。

① 研修会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として，災害の発生原因及び対策等についての専門知識を習得させる。

② 検討会

災害時の業務分担の内容及びその処理方法について関係各課が合同して確認及び検討を行う。

③ 視察，現地調査

防災関係施設の視察及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い，市の現況を把握するとともに，問題点や課題等についての対策を検討する。

(2) 自主防災組織，ボランティアに対する防災教育

主な実施機関

市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

市は，災害時における自主防災組織，ボランティアの対応力を養成するため，自主防災組織，ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

(1) 講習会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として，災害の発生原因及び対策等についての専門知識を習得させる。

(2) 災害対策ビデオ等を使つての研修会

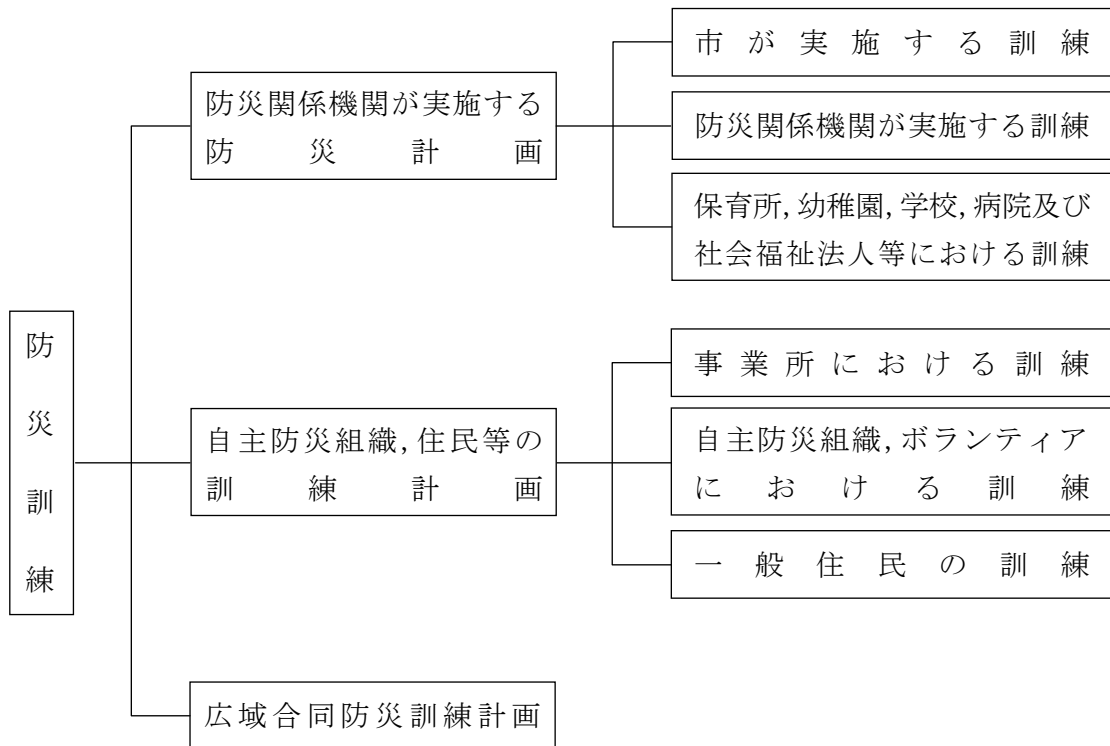
(3) 見学会等

防災関係機関，防災施設，防災展等防災関係の催し等について見学をさせる。

第6節 防災訓練計画

災害発生時における迅速かつ的確な防災活動を行うためには、日ごろからの訓練が重要であるので、防災関係機関は、独自あるいは関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する必要がある。

なお、住民にもこれらの訓練に積極的に参加させることにより、的確な災害対応を体得させる必要がある。



1 防災関係機関が実施する訓練計画

(1) 市が実施する訓練

主な実施機関

市（総務課，危機管理課，各課），みよし広域連合（消防本部）

① 非常参集訓練

災害対策を実施するにあたり必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。

② 通信連絡訓練

対策通報、被害情報等を防災関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。

③ 消防訓練

災害発生時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。

④ 避難訓練

災害発生時に住民を安全な場所へ避難させるために必要な訓練であり、勧告又は指示による誘導等の訓練を単独又は他の訓練とあわせて実施する。

⑤ 各種救助訓練

孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。

(2) 防災関係機関が実施する訓練

主な実施機関

市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

① 防災関係機関

防災関係機関は、大規模な災害の発生を想定し、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

② 市

市は、防災関係機関が実施する非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等各種の防災訓練に積極的に協力する。

(3) 保育所、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

主な実施機関

市（総務課、危機管理課、環境福祉部関係課、教育委員会）

みよし広域連合（消防本部）

市は、災害発生時の幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

2 自主防災組織、住民等の訓練計画

(1) 訓練の必要性等の周知

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには，住民相互の協力のもと，自主的な防災活動を実施していくことが重要であり，日ごろから訓練を実施し，災害時の行動に習熟するとともに，関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

このため，市は日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所，自主防災組織，ボランティア及び住民に周知するものとする。

(2) 事業所における訓練

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

学校，病院，工場，事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的の実施するものとする。

なお，これら事業所は，地域の一員として，市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じて地域の防災対策行動に貢献することが望ましい。

(3) 自主防災組織，ボランティア等における訓練

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部），防災関係機関，自主防災組織，災害ボランティア

自主防災組織やボランティア等は，住民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため，市の指導を受けて，地域の事業所とも協調しながら，年1回以上の組織的な訓練を実施することが望ましい。

訓練種目としては，初期消火，通報，避難，応急救護及び高齢者，身体障害者，傷病者などの災害時要援護者の安全確保の訓練等を主として行うものとする。

なお，自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は，関連する諸機関との連携を図りながら，積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

(4) 一般住民の訓練

— 主な実施機関 —
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部），住民

市及び防災関係機関は，災害時において住民一人ひとりが適切な行動がとれるよう，防災訓練に際しては広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお，一般住民は，防災訓練の重要性を認識し，各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに，家庭においても日ごろから防災について話し合うなど高い防災意識を持つことが望ましい。

3 広域合同防災訓練計画

1 訓練の実施

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部）
近隣市町村，徳島県，三好警察署，防災関係機関

市は，近隣市町村及び県と協力しながら，広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は，大規模な災害の発生を想定し，防災関係機関相互の連携体制の確立や住民と一体となった実際的な訓練を実施することとし，現地対策本部，広域応援体制，ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

2 訓練の内容

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部）
近隣市町村，徳島県，三好警察署，防災関係機関

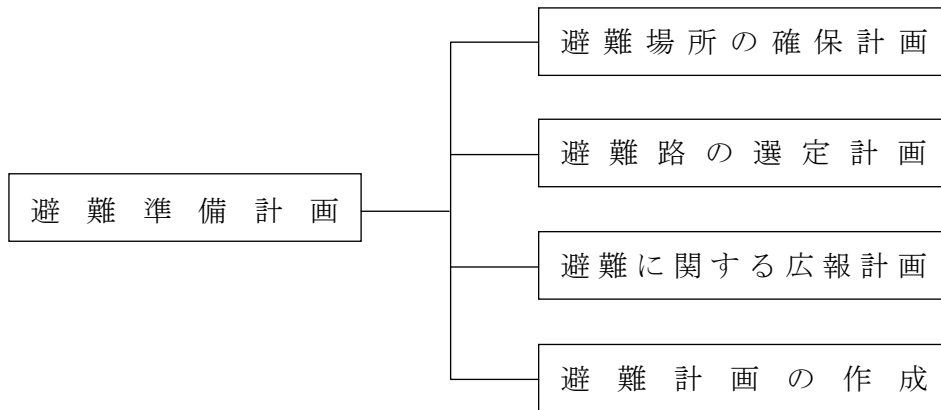
- ① 災害対策本部の設置及び運営
- ② 現地災害対策本部の設置及び運営
- ③ 各種火災消火及び広域消防応援体制の確立
- ④ 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- ⑤ 避難準備及び避難誘導並びに避難所の機能確保と運営
- ⑥ ボランティアの受入れ及び活用

- ⑦ 緊急物資輸送
- ⑧ 無線による被害情報の収集及び伝達

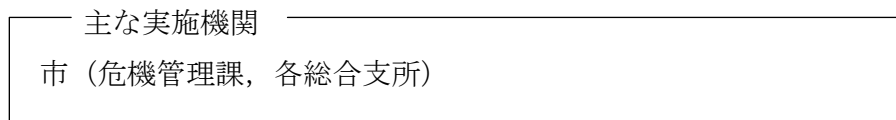
(具体的な避難計画は「第3章災害応急対策計画」を参照)

第7節 避難準備計画

災害時における火災，地盤災害等から住民の生命，身体の安全を確保するため，あらかじめ避難場所及び避難路を選定し，避難計画の策定を行うなど総合的かつ計画的な避難対策を推進する必要がある。



1 避難場所の確保計画



(1) 避難場所の指定

市は，延焼火災，がけ崩れ等の危険性の高い地域について，住民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により避難場所を指定しておくものとする。

ただし，避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を勘案し，総合的に判断するものとする。

なお，一般の指定避難場所では高齢者，障害者，病人等はできるだけ環境条件の良い場所に配慮するとともに一般の指定避難場所での避難生活が困難な高齢者や障害者等の要援護者のために必要に応じて社会福祉施設等を福祉避難所として位置づける。

① 一時避難場所

災害発生直後の緊急時の一時避難場所として，小中学校の校庭や圏域内の公園などの屋外空間を原則的に位置づける。

また，状況によっては屋内空間を災害の危険から緊急的に身を守るため一時的に避難するための避難施設とする。主に地域の集会所等を選定。公共施設の避難場所まで行くことができない緊急時の避難先として地域の避難に適した一時避難場所を選定することで地域特性に応じた避難が可能になる。

I 屋外空間（例：校庭，公園，広場，空地等）

II 屋内空間（例：集会所等の一時的に避難する建物）

（一時避難場所一覧 … 資料編に添付）

② 指定避難場所

災害発生後（水害・土砂等）から自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごすための避難施設。

原則として小中学校等の屋内空間を指定避難場所として位置づける。一時避難場所に避難した人は、公共施設の避難場所に移動ができるようになった段階で、中長期滞在が可能な指定避難場所に避難してもらう。ただし必要に応じて公園等の屋外空間であっても、天幕等の設営によって指定避難場所として位置づける。

指定の順位はおおむね次のとおりとし給水、給食設備等を有する施設を優先するものとする。

- I 公立小中学校
- II その他の公立学校
- III その他の公共的施設
- IV 私立学校，幼稚園，保育園
- V 公民館，集会所

（※災害やその時の状況により、一時避難場所となる場合もある。）

（指定避難場所一覧 … 資料編に添付）

③ 広域避難場所

大規模災害の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する空地を広域避難場所として指定する。ただし、災害の状況によっては、収容避難空間として位置づけることもある。広域避難場所は、収容すべき避難者に見合った有効避難面積（周辺の市街地大火の輻射熱に対して避難者の生命、身体の安全が確保される空地の部分のうち、水面、傾斜地その他避難者の収容に適切でない場所を除いた部分の面積）を有するものとする。

（選定基準）

広域避難場所（屋外空間）の選定基準は、以下のとおりとする。

- I 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園，緑地，グラウンドその他の公共空地であること。
- II 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2㎡以上とし、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置すること。
- III 木造密集地から 300m以上離れていること。
- IV がけ崩れ，地すべり，浸水等の危険のないところで，付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。

V 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。

VI 地区分けをする場合においては大字等の集落単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

広域避難場所（屋内空間）の選定については、指定避難場所の中で、比較的収容面積が大きい体育館等で、大規模な災害が発生し地区を越えての避難や、避難場所での生活が長期間にわたり避難場所を集約する必要がある場合などに対応できる建物とする。（例：体育館等の比較的大きい面積を有する建物）

（広域避難場所一覧 … 資料編に添付）

(2) 避難圏域

各指定避難場所の避難圏域はそれぞれの旧小学校校区を基準として設定し、圏域内避難者数や危険物等の避難障害地域団体の区域と校区の不整合等により圏域の適性を欠く場合は適宜修正する。

(3) 避難場所の整備

市は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

- ① 避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。
- ② 避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水源の確保を図る。
- ③ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。
- ④ 非常用電源の整備を図る。
- ⑤ 災害時要援護者に配慮した設備等の整備を図る。

2 避難路の選定計画

主な実施機関
市（危機管理課、各道路管理課）

市は、住民が安全に避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

- (1) 市内を通過する国道及び県道。

- (2) 各集落と国道，県道とを連絡する道路。
- (3) 集落相互を連絡する道路。
- (4) 要援護者施設や重要施設(広域避難場所，病院等)につながる主要な道路。

(避難路一覧表 … 資料編に添付)

3 避難に関する広報計画

主な実施機関 市(危機管理課，各総合支所)

市は，住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに，避難場所の標示板を設置し，住民に対して周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所について，地域住民に対し次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- ① 名称
- ② 所在位置
- ③ 経路
- ④ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- ① 平常時における避難への備え
- ② 避難時における知識
- ③ 避難収容後の心得

4 避難計画の作成

主な実施機関 市(危機管理課，各総合支所)

市は，災害発生時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう具体的な避難計画を作成しておくものとする。

第8節 資材・器材等の点検整備計画

災害応急対策に必要な資材・器材を充実整備し，災害発生時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うものとする。

主な実施機関

市（危機管理課，各総合支所）

1 点検整備の実施

不良資器材の更新，所定数の確保等の整備を行うものとする。

2 資材，器材等

- ① 水防用備品，資材，器材及び水防倉庫
- ② 消防用資器材及び施設
- ③ 救助用備蓄資材，器材等
- ④ 医療，助産及び防疫に要する資材・器材及び薬剤
- ⑤ 備蓄食糧
- ⑥ 衣料生活必需品
- ⑦ その他災害救助に必要なもの

3 保管施設の新設及び拡充

逐次，現有数の拡充を図るとともに，災害時において完全に使用できるよう，適正な配置を計画し，新設及び補修を行う。

第9節 危険物施設等の災害予防計画

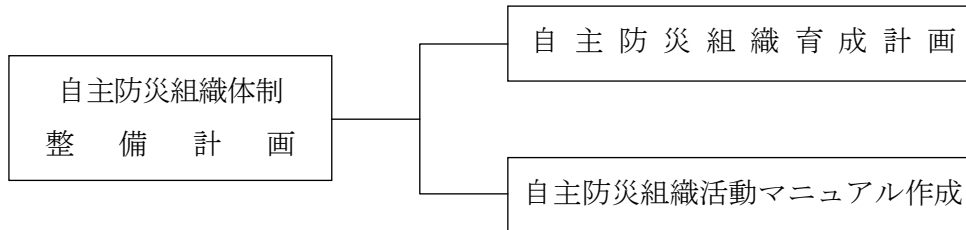
危険物施設等における災害の重大性に鑑み、次の事項について具体的防止対策を講ずるものとする。

主な実施機関 市（総務課，危機管理課，商工政策課），みよし広域連合（消防本部）
--

- 1 各防災関係機関は、災害を未然に防止するため、関係企業に対し必要な指導監督を行う。
- 2 各防災関係機関及び関係企業は、災害防止に必要な設備，資機材を計画的に整備，拡充強化に努めるものとする。
- 3 各企業は、従業員に対し災害防止する上で必要な教育及び訓練を実施するものとする。
- 4 各事業所の自衛防災組織等の強化育成と防災施設等の設置促進を図る。
- 5 各行政機関，企業等は防災に必要な資料収集を行い，連絡調整又は企業の協力体制による災害防災対策の実施を図る。

第10節 自主防災組織育成計画

地震災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守るということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。



1 自主防災組織育成計画



(1) 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって被害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

(2) 自主防災組織等の結成促進

市は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけや自主防災相互の連携を密にし、自主防災体制を充実・強化することを目的とした自主防災組織連絡協議会を旧町村単位に設立する。

① 組織

地区住民福祉協議会を活用し防災活動が効果的に実施できるよう地域の実情に合わせた組織とするものとする。

② 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置くものとする。

(3) 自主防災組織の育成・支援等

市は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画の促進に努めるものとする。

① リーダー養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動を活性化する。

② その他の地域防災活動の支援等

市は、地域コミュニティを市民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努めるものとする。

③ 地域におけるリーダー育成

市は、自主防災組織の活動班のリーダーあるいは自治会等や婦人会、子供会等の住民団体等のリーダー等の幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し、防災活動についての知識・技能、責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

④ 市職員の積極的参加

市の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

(4) 平常時の活動

- ① 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- ② 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ③ 初期消火、救出・救護用の防災資機材等の備蓄・管理
- ④ 家庭及び地域における防災点検
- ⑤ 地域における高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者の把握

(5) 災害時の活動

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 出火防止，初期消火の実施
- ③ 高齢者，障害者等の災害時要援護者の把握
- ④ 救出・救護の実施
- ⑤ 炊出し等の給食及び給水の実施及び協力
- ⑥ 救援物資の配分及び配付並びに避難所の運営及びそれらに係る協力

2 自主防災組織の活動マニュアルの作成

— 主な実施機関 —

市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

市は，地域住民が効果的な防災活動を行えるよう，理解しやすい防災マニュアルを作成し，配布するものとする。

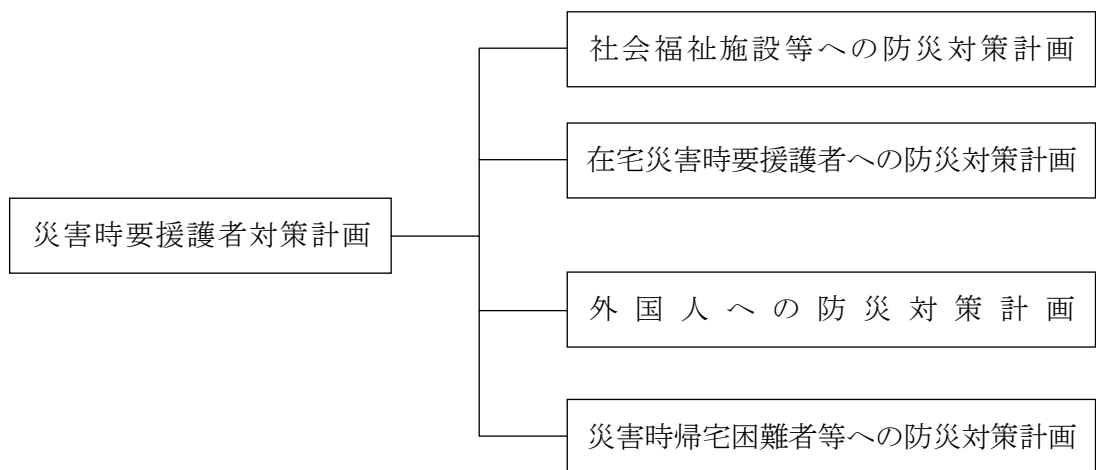
第11節 災害時要援護者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化，さらには県民のライフスタイルの変化等に伴い，災害発生時には高齢者，傷病者，在宅用医療者（人工透析，人工呼吸器使用，在宅酸素療法，特殊な薬剤使用のため中断によって生命の危険がある患者（インスリン使用中の糖尿病患者等）），障害者，妊産婦，乳幼児，外国人など災害対応能力の弱い災害時要援護者の犠牲が多くなっている。

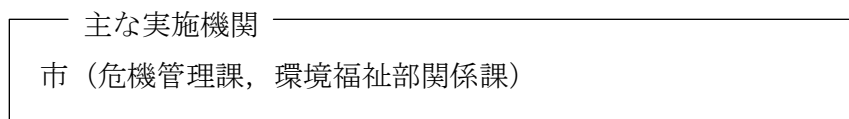
災害時要援護者は，自力による避難が困難であったり，災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから，浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため，市及び社会福祉施設等の管理者は，次により各種対策を実施し，災害時の災害時要援護者に対する安全確保を図るものとする。その際，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

※社会福祉施設等とは，社会福祉施設，老人福祉施設及び病院をいう。



1 社会福祉施設等への防災対策計画



(1) 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は，寝たきり高齢者や障害者，傷病者等の災害時要援護者であることから，施設の管理者は，施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに，土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

また，スプリンクラーについては，義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに，災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても，促進を図るものとする。

市は，土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため，採択基準に該当する箇所について，治山，砂防，地すべり，急傾斜の各事業を強力に実施するとともに，施設管理者への周知，講習会の実施等に配慮する。

(2) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、居室の配置に配慮するとともに、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

(4) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

2 在宅災害時要援護者への防災対策計画

主な実施機関 市（危機管理課，環境福祉部関係課）

(1) 在宅災害時要援護者の把握

市は、在宅災害時要援護者に係る情報（所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活の自立度等）の整理・保管に努めるとともに、県の西部総合県民局及び保健所等の関係機関との連携を図り、在宅災害時要援護者に係る情報の共有化に努めるものとする。

(2) 個別避難支援プラン策定の促進

環境福祉部局では、災害時に要援護者の迅速な避難支援と安否確認を行うため、高齢者・障害者等の災害時要援護者リストを作成・保管し、年1回更新する。

災害時要援護者リストは平常時には行政内部で共有し、三好市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。

なお、災害発生時で、同条例第11条第1項第3号「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当する場合は、災害時要援護者リストを消防団等、実際に救援・支援活動に従事する組織に開示する。

(3) 支援体制の整備

環境福祉部局，消防団，自主防災組織，自治会など連携して地域の助けあい（共助）を基本として、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ための支援体制づくりを普及啓発する。

(4) 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

市は、災害時要援護者及びその関係者に対して、広報紙，パンフレット等の配布を行い、災害に関する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施するものとする。

(5) 福祉避難所（要援護者用避難所）選定の促進

高齢者，障害者，妊産婦，乳幼児，病弱者など指定避難場所での避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で，介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を受け入れるために，市の老人ホーム，民間社会福祉施設，宿泊施設等を福祉避難所として確保・指定する。

(6) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、在宅災害時要援護者（高齢者）に対する緊急通報装置の設置を促進するなど、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

3 外国人への防災対策計画

主な実施機関

市（危機管理課，市民課）

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置を進めるものとする。

(3) 防災知識の普及啓発及び訓練の実施

市は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(4) 防災訓練の実施

市は、外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

4 災害時帰宅困難者等への対策計画

地震発災時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。市は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保できるよう努めるものとする。

主な実施機関 市（危機管理課）

(1) 帰宅困難時の対応策の普及啓発

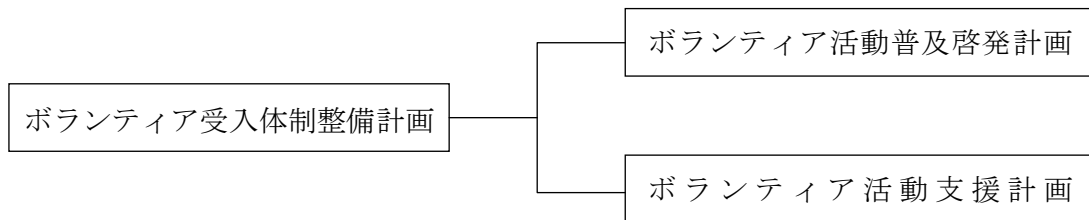
市は、帰宅困難となった場合の避難場所及び県が確保した「災害時帰宅困難者支援の店」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

第12節 ボランティア受入体制整備計画

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても策定しておく必要がある。

このため、市は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。



1 ボランティア活動普及啓発計画

— 主な実施機関 —

市（危機管理課，福祉事務所），三好市社会福祉協議会

(1) ボランティア活動の普及及び啓発

市は、三好市社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

(2) 災害ボランティア登録制度の創設等

市は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、災害ボランティア登録制度を創設する。

① 登録対象者

- I 市内に在住又は勤務する個人又は団体
- II 市内に活動拠点を有する個人又は団体

② 活動内容等

- I 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ア 炊出し
- イ 清掃
- ウ 救援物資の管理及び配付
- エ 被災者の生活支援や話し相手
- オ 専門職ボランティアの補助等

II 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ア 平常時に行う建物の耐震診断
- イ 災害時に行う建物の危険度判定
- ウ アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- エ パソコン通信等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- オ 特殊車両による救援
- カ 救急救護
- キ メンタルケア
- ク 介護
- ケ 通訳・手話等

III ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティア・ニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

(3) ボランティア団体との連携

市及び三好市社会福祉協議会は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

2 ボランティア活動支援計画

主な実施機関

市（危機管理課，地域福祉課），三好市社会福祉協議会

(1) 活動拠点の整備

市は、災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を三好市社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

市は、災害及び二次災害等担保特約保険に加入し、ボランティア活動中の事故に対する保証を行うことを検討する。

第13節 企業防災促進計画

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化等を実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

主な実施機関

市（危機管理課，商工政策課），三好市社会福祉協議会

1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

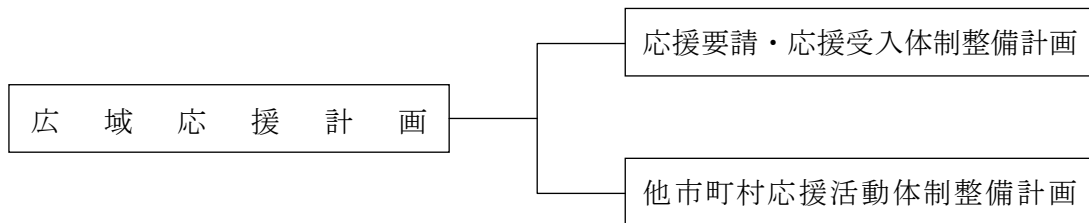
2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

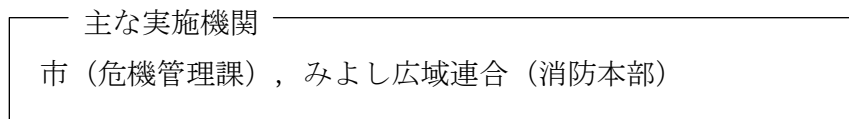
市は、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

第14節 広域応援計画

市内において大規模な災害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関との間に相互応援協定等を締結するなど相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の強化・充実に努める必要がある。



1 応援要請・応援受入体制整備計画



(1) 相互応援協定の締結

市は、隣接する市町村のみならず、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど広域応援体制の拡充に努めるものとする。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結した他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

① 応援要請手続

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- I 災害の状況及び応援を求める理由
- II 応援を希望する機関名
- III 応援を希望する人員、物資等
- IV 応援を必要とする場所及び期間
- V 応援を必要とする活動内容

VI その他必要な事項

② 応援要請の連絡方法

- I 応援要請は口頭又は電話により行う。
- II 応援要請後、(3)の②で定める活動計画をFAXにより送付する。
- III 文書による応援要請は、災害による混乱が収拾した後に行う。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう応援受入体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、応援受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

① 応援要請及び応援活動の記録

- I 応援の要請先、要請日時、要請内容
- II 回答先、回答日時、回答内容
- III 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
- IV 活動（滞在）期間、自立度（食糧、飲料水、宿舎）
- V 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- VI 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- VII 撤収日時

② 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊に対して、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

③ 食糧、飲料水、宿舎等の準備

要請する応援部隊は自立できることが原則ではあるが、応援部隊が自立できない場合は、必要最小限の食糧、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

④ 応援受入マニュアルの作成

他市町村等からの多人数の応援部隊の受入れを円滑に行うため、「広域応援受入マニュアル（仮称）」の作成を検討する。

2 他市町村応援活動体制整備計画

主な実施機関

市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）

(1) 応援体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援部隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- ① 支援対策本部の設置及び運営
- ② 派遣部隊の編成及び派遣
- ③ 携帯資機材の調達及び運搬
- ④ 応援活動の作業手順等

(2) 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食糧、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

3 広域医療体制の整備

— 主な実施機関 —

市（保険医務課，長寿障害福祉課，健康づくり課）

(1) 災害時コーディネーター（医療，保健衛生，老人福祉，薬務）との連携

医療，保健衛生，介護福祉，薬務分野の各種支援を円滑に実施するために、徳島県が配置した災害時コーディネーターとの連携を強化。医療救護所における医師や医薬品等の不足に対応すると共に、避難所等で活動する保健師の派遣調整や福祉避難所との調整を行う。

第15節 防災施設等整備計画

防災機関は、災害時に応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機材及び物資等の整備充実に努めるものとする。

主な実施機関

市（危機管理課，情報政策課，水道課）

1 情報通信施設の整備

無線施設及び設備については定期的な点検整備を行うとともに、機器の転倒防止、非常電源の確保、応急資機材の充実を図り、災害時の通信手段の強化に努めるものとする。

非常災害時のアマチュア無線局の協力体制を整備し、防災情報の収集及び伝達の強化を図るものとする。また、市民に対して直接に災害情報等を同報無線やケーブルテレビで伝達しているが、地理的及び自然条件等により、情報の提供が困難な地域が発生すると思われるので整備に努めるものとする。

2 防災拠点施設の整備

災害時における応急対策の拠点、災害復旧資材及び非常食糧の備蓄基地として、また、平常時には市民の防災知識の習得と普及・啓発の場として整備に努めるものとする。

3 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くのり災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、すべての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本として、災害発生後救援態勢が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食糧・水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。

このため、市は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり災者のために飲料水や食糧、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務がある。したがって、市の特性から必要量を算定し物資の備蓄・確保に努めるものとする。

(1) 応急食糧の備蓄整備

住民は、発災初期の避難生活のための応急食糧の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり災者のための備蓄食糧の整備に努めるものとする。この場合、市は、人口や地理等の特性を考慮して上で、他地域や民間との応援協定等を活用し確保手段の多様化を図り必要量を検討し、備蓄に努めるものとする。

(2) 給水体制の整備

① 運搬給水の備え

市は、別に示す初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、予め避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄・配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等から応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

② 拠点給水の整備

市は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所や浄水場、配水池、消火栓等の設置場所に給水拠点を配置することとし、また、耐震性貯水槽の設置についても検討する。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素滅菌用薬品等を備蓄することとする。

4 生活必需品等の備蓄整備

生活必需品等については、日本赤十字社等に備蓄されており、これらをさらに整備し、充実させることが必要である。市は、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は、災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては県が補完的に整備し、備蓄に努めるものとする。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）のようなものについては、指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

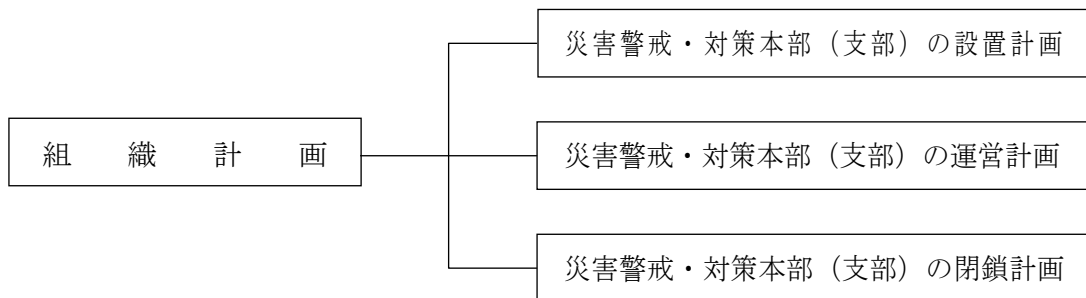
市は、重要水防区域毎に必要な資機材を備えつけるように努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はもとより民間団体や住民等も含めて一致協力して災害の拡大の防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

このため、市は、防災対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるときは災害警戒・対策本部（支部）を設置し、防災業務の遂行にあたる必要がある。



1 災害警戒・対策本部（支部）の設置計画



(1) 設置基準

災害警戒・対策本部（支部）は、次の場合に設置し、職員の配備基準により対応する。

なお、配備基準中の雨量基準等は標準的な目安であり、過去の災害事例やその時々気象状況等を十分検討し、対応していく。

災害警戒・対策本部（支部）の設置基準と職員配備基準

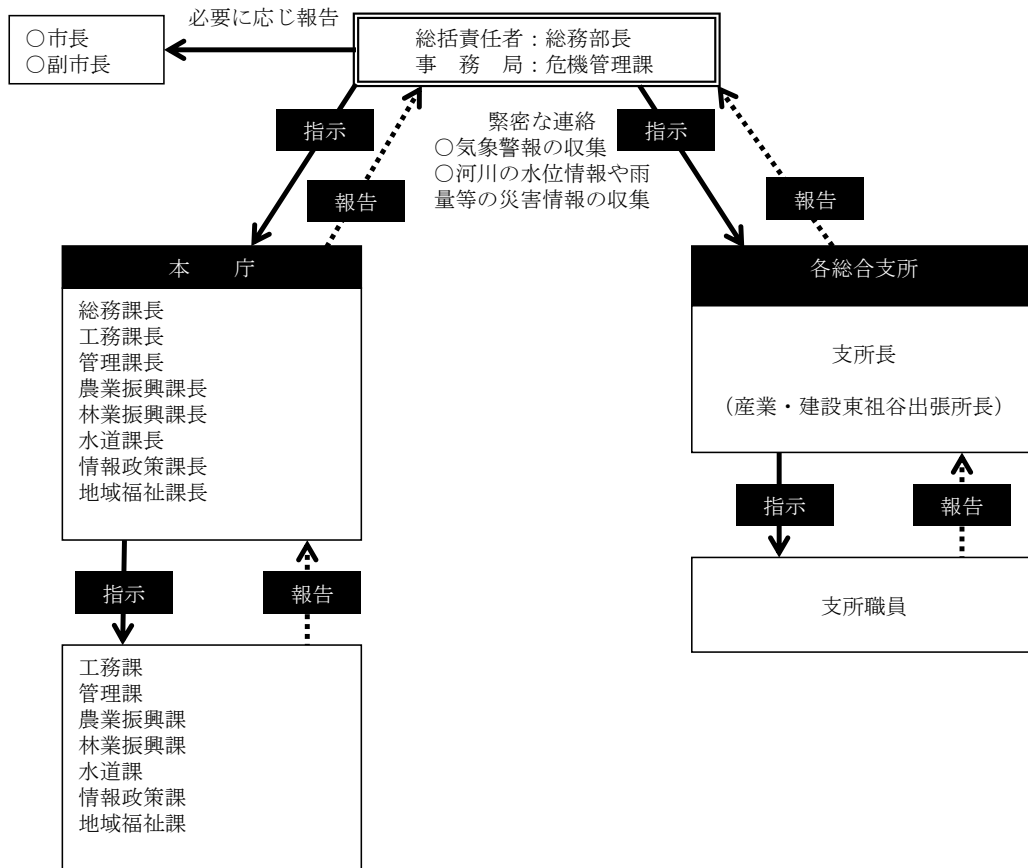
配備区分	配備基準																												
<p>第1 非常体制</p>	<p>○今後の状況の推移に注意を要し連絡を密にする必要があるとき ○気象警報が発令されたとき</p>																												
<p>第2 非常体制</p> <p>★災害警戒本部の設置</p> <p>★災害警戒支部の設置</p>	<p>○気象警報が発令され、災害の発生が予想される時 ○台風が本県を通過することが確実とされたとき ○河川の氾濫注意水位を超えることが確実視される時 ○土石流対策雨量基準が警戒雨量に達したとき</p> <p>★災害警戒本部は、各地区の状況から、総合支所単位での災害警戒支部の設置を判断・指示する。併せて、応援要員の派遣について、判断・指示する。</p> <table border="1" data-bbox="544 779 1390 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="544 779 807 813">急傾斜地崩壊危険区域</th> <th colspan="2" data-bbox="1134 779 1390 813">土石流危険区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 813 807 898">前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td data-bbox="807 813 1078 898">当日の日雨量が50mmをこえたとき</td> <td data-bbox="1134 813 1267 853">連続雨量</td> <td data-bbox="1267 813 1390 853">200mm</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 898 807 983">前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td data-bbox="807 898 1078 983">当日の日雨量が80mmをこえたとき</td> <td data-bbox="1134 853 1267 893">日雨量</td> <td data-bbox="1267 853 1390 893">150mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 983 807 1068">前日までの降雨がない場合</td> <td data-bbox="807 983 1078 1068">当日の日雨量が100mmをこえたとき</td> <td data-bbox="1134 893 1267 934">6時間雨量</td> <td data-bbox="1267 893 1390 934">120mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1134 934 1267 974">4時間雨量</td> <td data-bbox="1267 934 1390 974">100mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1134 974 1267 1014">2時間雨量</td> <td data-bbox="1267 974 1390 1014">70mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1134 1014 1267 1055">1時間雨量</td> <td data-bbox="1267 1014 1390 1055">50mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえたとき	連続雨量	200mm	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえたとき	日雨量	150mm以上	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえたとき	6時間雨量	120mm以上			4時間雨量	100mm以上			2時間雨量	70mm以上			1時間雨量	50mm以上
急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域																											
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえたとき	連続雨量	200mm																										
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえたとき	日雨量	150mm以上																										
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえたとき	6時間雨量	120mm以上																										
		4時間雨量	100mm以上																										
		2時間雨量	70mm以上																										
		1時間雨量	50mm以上																										
<p>第3 非常体制</p> <p>★災害対策本部の設置</p> <p>★災害対策支部の設置</p>	<p>○河川の氾濫危険水位を超えることが確実視される時 ○土石流対策雨量基準が危険雨量に達したとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>★災害対策本部は、各地区の状況から、総合支所単位での災害対策支部の設置を判断・指示する。</p> <table border="1" data-bbox="528 1375 1385 1682"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="528 1375 791 1408">急傾斜地崩壊危険区域</th> <th colspan="2" data-bbox="1129 1375 1385 1408">土石流危険区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1408 791 1507">前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td data-bbox="791 1408 1066 1507">当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td data-bbox="1129 1408 1262 1449">連続雨量</td> <td data-bbox="1262 1408 1385 1449">300mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1507 791 1606">前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td data-bbox="791 1507 1066 1606">当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td data-bbox="1129 1449 1262 1489">日雨量</td> <td data-bbox="1262 1449 1385 1489">200mm以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1606 791 1682">前日までの降雨がない場合</td> <td data-bbox="791 1606 1066 1682">当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td data-bbox="1129 1489 1262 1529">6時間雨量</td> <td data-bbox="1262 1489 1385 1529">180mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1129 1529 1262 1570">4時間雨量</td> <td data-bbox="1262 1529 1385 1570">150mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1129 1570 1262 1610">2時間雨量</td> <td data-bbox="1262 1570 1385 1610">100mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1129 1610 1262 1650">1時間雨量</td> <td data-bbox="1262 1610 1385 1650">60mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	連続雨量	300mm以上	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	日雨量	200mm以上	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	6時間雨量	180mm以上			4時間雨量	150mm以上			2時間雨量	100mm以上			1時間雨量	60mm以上
急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域																											
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	連続雨量	300mm以上																										
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	日雨量	200mm以上																										
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	6時間雨量	180mm以上																										
		4時間雨量	150mm以上																										
		2時間雨量	100mm以上																										
		1時間雨量	60mm以上																										
<p>第4 非常体制</p> <p>★災害対策本部の設置</p> <p>★災害対策支部の設置</p>	<p>○人的災害、家屋被害が相当発生または予測される時 ○通常の行政組織での災害応急対策が不可能と判断される時</p> <p>★災害対策本部は、各地区の被害状況等から、災害対策本部及び近隣の総合支所からの出動を判断・指示する。</p>																												

(2) 組織等

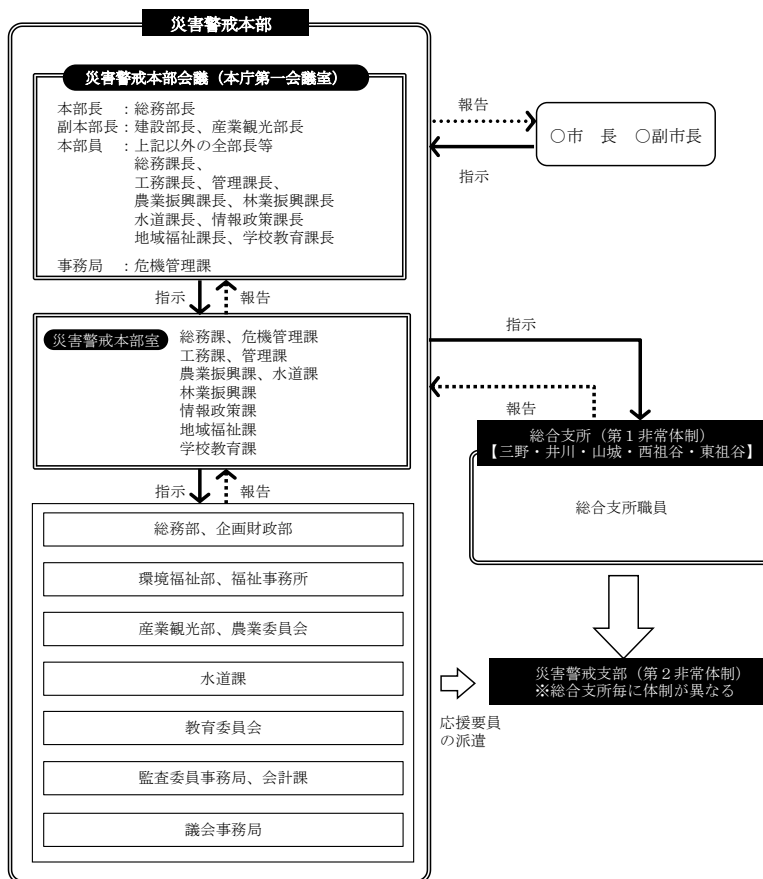
三好市災害対策本部の設置にあたっては、三好市災害対策本部条例（平成18年三好市条例第21号）に定めるほか、対策本部の組織及び事務分掌等は次のとおりとする。

また、災害対策本部は、非常体制によって体制を変更する。

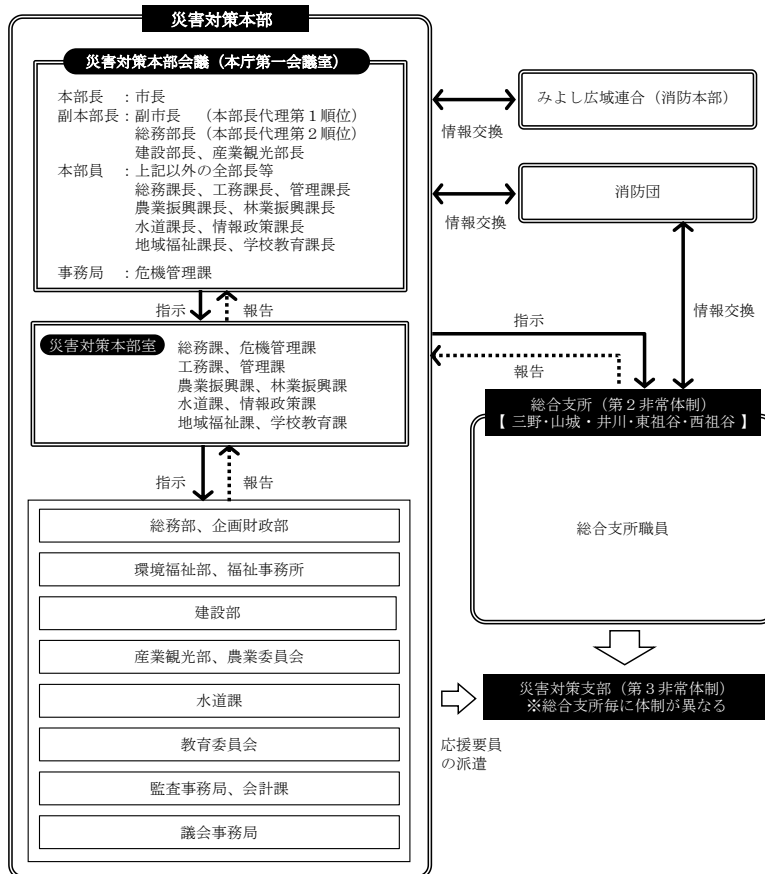
① 第1非常体制



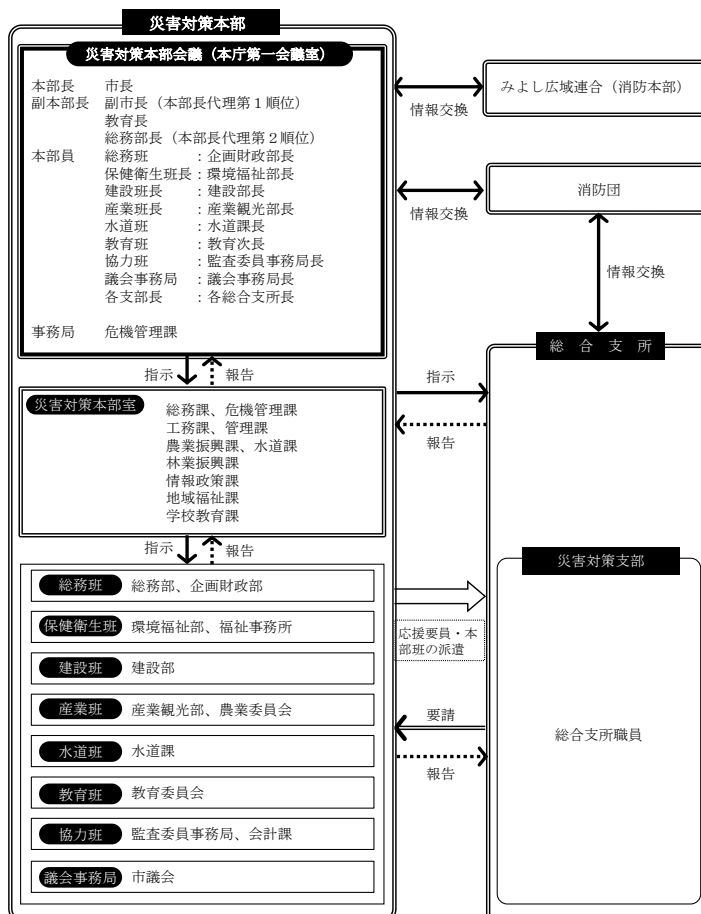
② 災害警戒本部の組織（第2非常体制）



③ 災害対策本部の組織（第3非常体制）



④ 災害対策本部の組織（第4非常体制）



⑤ 災害警戒・対策本部会議

I 構成

三好市災害対策本部の最高意思決定機関として、災害警戒・対策本部会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長及び関係本部員による災害警戒・対策本部会議を開催することができる。

II 庶務

災害警戒・対策本部会議の庶務は、災害警戒・対策本部室（総務課、危機管理課、工務課、管理課、農業振興課、林業振興課、情報政策課、学校教育課、地域福祉課、水道課で構成）において行う。

⑥ 災害対策本部担当班（課）

第4非常体制の場合、災害対策本部会議において、下記における班を設置する。

班名	班長	担当部署	担当課
総務班	企画財政部長	総務部 企画財政部	総務課、危機管理課、秘書広報課、行革推進室、管財課、税務課、財政課、情報政策課、企画調整課、地域振興課、文化交流推進課、各総合支所
保健衛生班	環境福祉部長	環境福祉部 福祉事務所	市民課、保険医務課、地域福祉課、子育て支援課、長寿・障害福祉課、環境課、健康づくり課、各総合支所
建設班	建設部長	工務課	工務課、管理課、地籍調査課、東祖谷出張所
産業班	産業観光部長	産業観光部 農業委員会	商工政策課、観光課、農業振興課、林業振興課、農業委員会
水道班	水道課長	水道課	水道課
教育班	教育次長	教育委員会	学校教育課、文化財課、生涯学習課、スポーツ健康課
協力班	監査委員事務局 局長	監査委員事務局 会計課	監査委員事務局、会計課
議会事務局	議会事務局長	市議会	議会事務局

※ 各総合支所については、総合支所の管轄区域内に災害対策支部が設置された場合に適用する。この場合、災害対策支部長は総合支所長とする。

⑦ 事務分掌

班	事務分掌
各班共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部への連絡員の派遣に関すること ・ 被害状況及び応急対策の実施状況の災害対策本部への報告に関すること ・ 入手情報の災害対策本部への報告に関すること ・ 班内の雑務（後片付け等）に関すること
災害対策本部室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置準備に関すること ・ 各種情報の収集及び伝達に関すること

班 名	事 務 分 掌
総務班 班 長 企画財政部長 副班長 行革推進室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 ・ 災害対策本部会議の実施に関する事 ・ 職員の動員・配備に関する事 ・ 本部長の指示・命令の伝達に関する事 ・ 消防団の指示・連絡に関する事 ・ 国、県等との連絡調整に関する事 ・ 各種情報の分析及び各班への指示に関する事 ・ 他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事 ・ 災害予算に関する事 ・ 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事 ・ 災害対策本部の庶務に関する事 ・ 気象予警報に関する事 ・ 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ、記録等に関する事 ・ 県災害対策本部、県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事 ・ 水防活動計画の実施についての連絡・調整に関する事 ・ 被災者の生活確保に関する事 ・ 物資運搬車両等の調達・確保に関する事 ・ 労務供給に関する事 ・ 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 ・ り災証明（火災によるものを除く）等の災害に関する諸証明の発行に関する事 ・ その他、他の班に属さない事務に関する事

班 名	事 務 分 掌
保健衛生班 班 長 環境福祉部長 副班長 福祉事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関する事 ・ 災害時の広聴及び相談に関する事 ・ 物価の安定その他住民生活に関する事 ・ 外国人に関する連絡及び調整に関する事 ・ 災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関する事 ・ 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関する事 ・ 避難所の開閉及び管理運営に関する事 ・ 避難者の収容に関する事 ・ 衣料等生活必需品の確保及び配給に関する事 ・ 被災者に対する見舞金に関する事 ・ 義援金品の配分に関する事 ・ 災害時要援護者に関する事 ・ 災害救助法に基づく医療及び助産に関する事 ・ 救護班の編成，救護所の設置その他の医療助産の調整に関する事 ・ 被災地の防疫活動に関する事 ・ 遺体の捜索，収容，安置，処理，埋・火葬に関する事 ・ 一般廃棄物の収集，処理，処分に関する事 ・ 災害廃棄物の撤去，処理，処分に関する事 ・ 死亡獣畜の収集，処理に関する事 ・ 道路，みぞ等の環境整備に関する事 ・ 環境保全対策に関する事 ・ その他災害救助に関し他の所管に属さないこと
建設班 班 長 建設部長 副班長 工務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関する事 ・ 災害応急工事の契約に関する事 ・ 河川，道路，橋りょう，宅地等の防災及び復旧に関する事 ・ 河川，道路，橋りょう，宅地等の防災及び復旧 ・ 公共土木施設の防災及び復旧に関する事 ・ 災害救助法に基づく障害物の除去に関する事 ・ 排水施設等の防災及び復旧に関する事 ・ ライフライン復旧の連絡・調整に関する事 ・ 緊急輸送路の確保に関する事 ・ 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 ・ 応急復旧用の資機材の確保に関する事 ・ 市有建物の復旧に関する事 ・ 災害ボランティア（住宅関係）に関する事 ・ その他災害復旧に関し他の所管に属さないこと
産業班 班 長 産業観光部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関する事 ・ 被災者等への食糧の確保及び配給に関する事 ・ 液化石油ガスの供給に関する事 ・ 中小企業への災害復旧資金の融資に関する事

班 名	事 務 分 掌
産業班（つづき） 副班長 農業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業施設の防災及び復旧に関すること ・ 農林水産業の災害復旧資金の融資に関すること ・ 農産物，家畜等の災害対策に関すること
水道班 班 長 水道課長 副班長 林浄水場長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関すること ・ 飲料水の供給に関すること ・ 給水区域への給水の確保に関すること ・ 水道施設の防災及び復旧に関すること
教育班 班 長 教育次長 副班長 学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関すること ・ 児童・生徒の保護および応急教育に関すること ・ 文教施設及び文化財の応急対策に関すること ・ 文教施設の防災及び復旧に関すること ・ 災害救助法に基づく学用品の給与に関すること ・ 被害生徒・児童の育英奨学保護に関すること ・ 被災者に対する炊出しに関すること ・ 炊出し用の資機材の確保に関すること
協力班 班 長 監査委員事務局長 副班長 会計課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関すること ・ 災害ボランティアの受入れ及び連絡・調整に関すること ・ 防災及び復旧活動の応援に関すること ・ 災害に関する写真等による記録に関すること ・ 救援物資の受入れ及び配付に関すること ・ 義援金品の受入・保管に関すること
議会事務局 班 長 議会事務局長 副班長 議会事務局次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内の連絡・調整に関すること ・ 議員への災害状況の連絡に関すること

⑧ 代決者

災害警戒本部の本部長は総務部長があたるものとし、総務部長が不在の時は次の順位により代行する。

なお、本部員の代行は、各班においてあらかじめ指名したものをもってあてるものとする。

I 第1順位 建設部長

II 第2順位 産業観光部長

また、害対策本部の本部長は市長があたるものとし、市長が不在の時は次の順位により代行する。

なお、本部員の代行は、各班においてあらかじめ指名したものをもってあてるものとする。

- I 第1順位 副市長
- II 第2順位 総務部長

(3) 災害警戒・対策本部設置場所

災害警戒・対策本部は、市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことがある。

(4) 災害警戒・対策本部の表示

災害警戒・対策本部が設置された時は、市役所前に「三好市警戒対策本部」または「三好市災害対策本部」の看板を掲出するものとする。

(5) 災害警戒・対策本部設置の通知

災害警戒・対策本部を設置した場合は、直ちに各課非常連絡員にその旨通知するとともに、市長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

(6) 職員の動員及び参集

災害警戒・対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、第2節職員の動員配備計画のとおりとする。

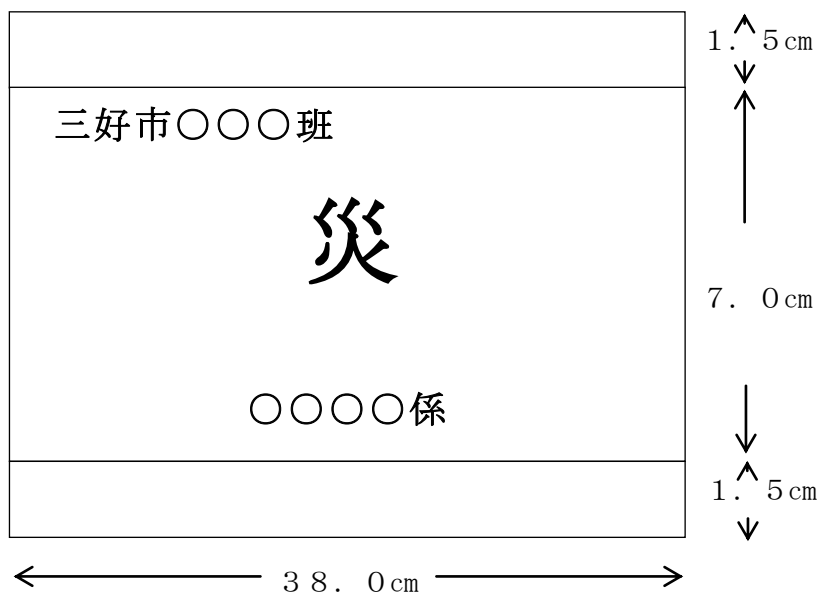
(7) 本部職員の証票等

① 身分証明書

市本部職員の証は「身分証明書」等を以て兼ねるものとし、災害対策基本法83条第2項による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

② 腕章

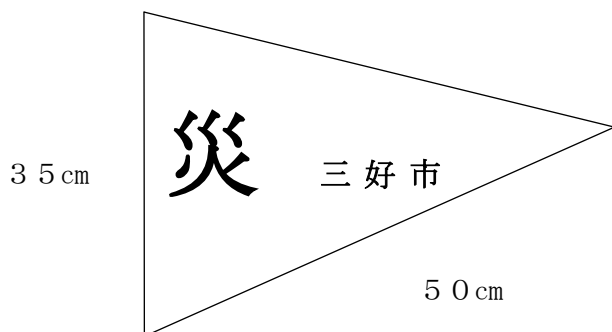
市本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは次の腕章を着用するものとする。



※ 腕章は白地のものに両線の線及び中央の災は赤色とし、その他の文字は黒色とする。

③ 標旗

市本部で災害応急対策に使用する自動車には次の標旗をつける。



2 災害警戒・対策本部の運営計画

主な実施機関 市（危機管理課）

(1) 災害警戒・対策本部会議の開催

第2非常体制配備基準に達した場合、総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て、直ちに災害警戒本部を設置する。

また、3・4非常体制配備基準に達した場合、市長は直ちに災害対策本部を設置する。

① 本部会議の協議事項

- I 災害警戒・対策本部の設置に関する事
- II 各課・各班の任務のうち重要事項の決定に関する事
- III 避難準備情報・避難勧告・避難指示の決定に関する事
- IV 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の策定に関する事
- V 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事
- VI 災害救助法の発動についての意見に関する事
- VII 復旧活動の検討・決定に関する事
- VIII 災害警戒・対策本部の閉鎖に関する事
- IX その他災害対策に関する重要事項

② 班の運営

各班においては、「職員初動マニュアル」の周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各班は、本部会議の決定した基本方針及びあらかじめ策定した「職員初動マニュアル」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

(2) 災害警戒・対策本部室の設置

① 開設

災害警戒・対策本部が設置された場合、総務課長は直ちに災害警戒・対策本部室を開設する。

② 災害警戒・対策本部長の所在

災害警戒・対策本部長は、原則として災害警戒・対策本部室に在室するものとする。

③ 本部室の役割

災害警戒・対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として警戒・対策本部において必要な情

報の収集・集計・分析及び警戒・対策本部の決定事項の伝達を行う。

④ 設置場所

災害警戒・対策本部室は、三好市役所に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことがある。

⑤ 本部室の構成

災害対策本部室は、次の課の所要の職員で構成し、第2・3・4非常体制では総務課長が統括する。

I 総務課，危機管理課，工務課，管理課，農業振興課，林業振興課，情報政策課，学校教育課，地域福祉課

II その他本部長が必要と認める課

⑥ 本部室の電話番号等

I 有線電話

72-7625 (危機管理課)

72-7203 (FAX)

72-7600 (総務課)

72-1000 (災害時優先電話)

72-4860 (災害時優先電話)

090-8970-2112 (危機管理課災害対策用携帯電話)

080-2990-0138 (危機管理課衛星携帯電話)

080-2990-0139 (危機管理課衛星携帯電話)

II 無線局

[呼称]	ぼうさいみよししやくしょ	同報系 60MHz	(市 波)
	ぼうさいみよしし	移動系 400MHz	(市 波)
	ぼうさいみよしし		(県 波)
	SCC 自治体徳島県 徳島可搬地球 V45		(県波可搬)

3 災害警戒・対策本部の閉鎖計画

主な実施機関

市 (総務課，危機管理課)

(1) 災害警戒・対策本部の閉鎖基準

災害警戒・対策本部は、本部長が次のとおり認めたときに閉鎖する。

① 市の地域に係る災害発生のおそれが解消したとき

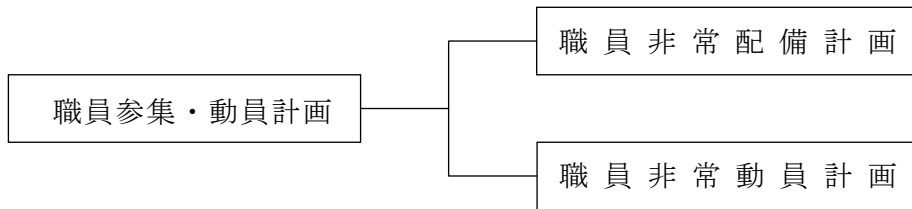
② 災害応急対策がおおむね完了したとき

(2) 災害警戒・対策本部の閉鎖通知

総務課長は、災害警戒・対策本部を閉鎖した場合は直ちに非常配備要員にその旨通知するとともに、本部長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨通知するものとする。

第2節 職員の動員配備計画

市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策を迅速かつ的確に実施する体制を直ちに整えるため、市職員の参集及び動員の方法をあらかじめ定めておく必要がある。



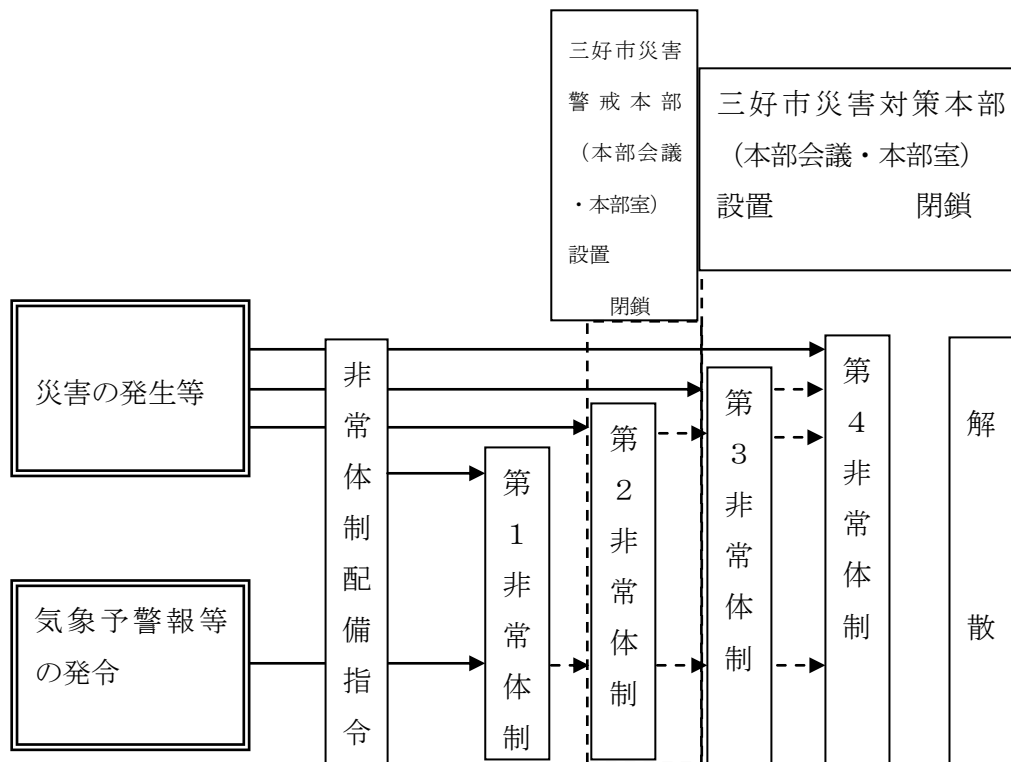
1 職員非常配備計画



(1) 職員配備体制

市において、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ定められた配備体制に基づき、所定の業務に従事するものとする。

なお、職員の非常体制の配備は、次に示すとおり第1非常体制から第4非常体制の4段階とする。



(2) 非常体制の配備決定

非常体制の配備決定は、次により行うものとする。ただし、決定者が不在の場合は②で定める代決者が決定し、事後承認を得るものとする。

① 配備決定手続き

I 第1非常体制

第1非常体制配備基準に達した場合、総務部長が状況を判断し、副市長の承認を得て決定する。

II 第2非常体制

第2非常体制配備基準に達した場合、総務部長が副市長の指示を受け、市長の承認を得て決定する。

III 第3非常体制

第3非常体制配備基準に達した場合、市長は直ちに決定する。

IV 第4非常体制

第3非常体制に同じ。

② 代決者

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の命令系統は次のとおりとし、定めた者が不在又は連絡不能の場合は次の者が直ちにその職務を遂行し、事後その承認を受けるものとする。

I 市長

II 副市長

III 総務部長

(3) 職員配備計画

① 非常体制配備指令の発令

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

② 非常体制配備指令の解除

市長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれがなくなつたと認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

③ 発令の種類、基準等

災害警戒・対策本部（支部）の設置基準と職員配備基準（再掲）

配備区分	配備基準																												
第1非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の状況の推移に注意を要し連絡を密にする必要があるとき ○気象警報が発令されたとき 																												
第2非常体制 ★災害警戒本部の設置 ★災害警戒支部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報が発令され、災害の発生が予想される時 ○台風が本県を通過することが確実とされたとき ○河川の氾濫注意水位を超えることが確実視される時 ○土石流対策雨量基準が警戒雨量に達したとき <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">★災害警戒本部は、各地区の状況から、総合支所単位での災害警戒支部の設置を判断・指示する。併せて、応援要員の派遣について、判断・指示する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域</th> <th colspan="2">土石流危険区域</th> </tr> <tr> <td>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td>当日の日雨量が50mmをこえたとき</td> <td>連続雨量</td> <td>200mm</td> </tr> <tr> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>当日の日雨量が80mmをこえたとき</td> <td>日雨量</td> <td>150mm以上</td> </tr> <tr> <td>前日までの降雨がない場合</td> <td>当日の日雨量が100mmをこえたとき</td> <td>6時間雨量</td> <td>120mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4時間雨量</td> <td>100mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2時間雨量</td> <td>70mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間雨量</td> <td>50mm以上</td> </tr> </table>	急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえたとき	連続雨量	200mm	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえたとき	日雨量	150mm以上	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえたとき	6時間雨量	120mm以上			4時間雨量	100mm以上			2時間雨量	70mm以上			1時間雨量	50mm以上
急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域																											
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえたとき	連続雨量	200mm																										
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえたとき	日雨量	150mm以上																										
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえたとき	6時間雨量	120mm以上																										
		4時間雨量	100mm以上																										
		2時間雨量	70mm以上																										
		1時間雨量	50mm以上																										
第3非常体制 ★災害対策本部の設置 ★災害対策支部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の氾濫危険水位を超えることが確実視される時 ○土石流対策雨量基準が危険雨量に達したとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">★災害対策本部は、各地区の状況から、総合支所単位での災害対策支部の設置を判断・指示する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">急傾斜地崩壊危険区域</th> <th colspan="2">土石流危険区域</th> </tr> <tr> <td>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合</td> <td>当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>連続雨量</td> <td>300mm以上</td> </tr> <tr> <td>前日までの連続雨量が40～100mmあった場合</td> <td>当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>日雨量</td> <td>200mm以上</td> </tr> <tr> <td>前日までの降雨がない場合</td> <td>当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき</td> <td>6時間雨量</td> <td>180mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4時間雨量</td> <td>150mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2時間雨量</td> <td>100mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間雨量</td> <td>60mm以上</td> </tr> </table>	急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域		前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	連続雨量	300mm以上	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	日雨量	200mm以上	前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	6時間雨量	180mm以上			4時間雨量	150mm以上			2時間雨量	100mm以上			1時間雨量	60mm以上
急傾斜地崩壊危険区域		土石流危険区域																											
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	連続雨量	300mm以上																										
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	日雨量	200mm以上																										
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	6時間雨量	180mm以上																										
		4時間雨量	150mm以上																										
		2時間雨量	100mm以上																										
		1時間雨量	60mm以上																										
第4非常体制 ★災害対策本部の設置 ★災害対策支部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○人的災害、家屋被害が相当発生または予測される時 ○通常の行政組織での災害応急対策が不可能と判断される時 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">★災害対策本部は、各地区の被害状況等から、災害対策本部及び近隣の総合支所からの出動を判断・指示する。</p>																												

④ 非常体制の配備人員基準

配備要員

課等名	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	第4非常体制
部長等	総務部長	全部長		
総務課	課長等	補佐等		全職員
危機管理課	全職員			
工務課	課長等	補佐等		全職員
管理課	課長等	補佐等		全職員
農業振興課	課長等	補佐等		全職員
林業振興課	課長等	補佐等		全職員
水道課	課長等	補佐等		全職員
情報政策課	課長等	補佐等		全職員
地域福祉課	課長等	補佐等		全職員
総合支所 東祖谷出張所	課長等	補佐等		全職員
総務部		課長等	補佐等	全職員
企画財政部		課長等	補佐等	全職員
環境福祉部		課長等	補佐等	全職員
産業観光部		課長等	補佐等	全職員
建設部		課長等	補佐等	全職員
会計課		課長等	補佐等	全職員
教育委員会		課長等	補佐等	全職員
農業委員会		課長等	補佐等	全職員
議会事務局		課長等	補佐等	全職員
監査事務局		課長等	補佐等	全職員

(注) 1 災害警戒・対策本部における本部長・副本部長・本部員・事務局・本部室の人員は、この配備人員には含まれない。

2 大規模災害における被害により（特に勤務時間外は）、職員が迅速に参集できない場合は、総務課長の判断により職員を必要に応じ配備することができる。

- 3 出先機関については、担当課より配備指示をすることとする。
- 4 その他施設（病院・老人ホーム・保育所・幼稚園等）の配備人員は別に定める。
- 5 総合支所の配備については、その地域の状況を支所長が判断し、配備するものとする。

(4) 職員非常配備実施台帳の作成

- ① 市は、次の様式により「三好市職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。
- ② 非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。
なお、非常連絡員は、原則として庶務担当の課長補佐又は係長とする。

三好市職員非常配備実施台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制				連絡先			備考
				第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	第4非常体制	有線電話	携帯電話		
総務課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
	課長補佐	××××	○	○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
////////////////////////////////////											
工務課	課長	××××		○	○	○	○	XXXX	XXXX	XXXX	
////////////////////////////////////											
////////////////////////////////////											

(注) 連絡先の携帯電話等の番号は、市の貸与したものだけでなく、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

2 職員非常動員計画

主な実施機関 市（総務課，危機管理課）

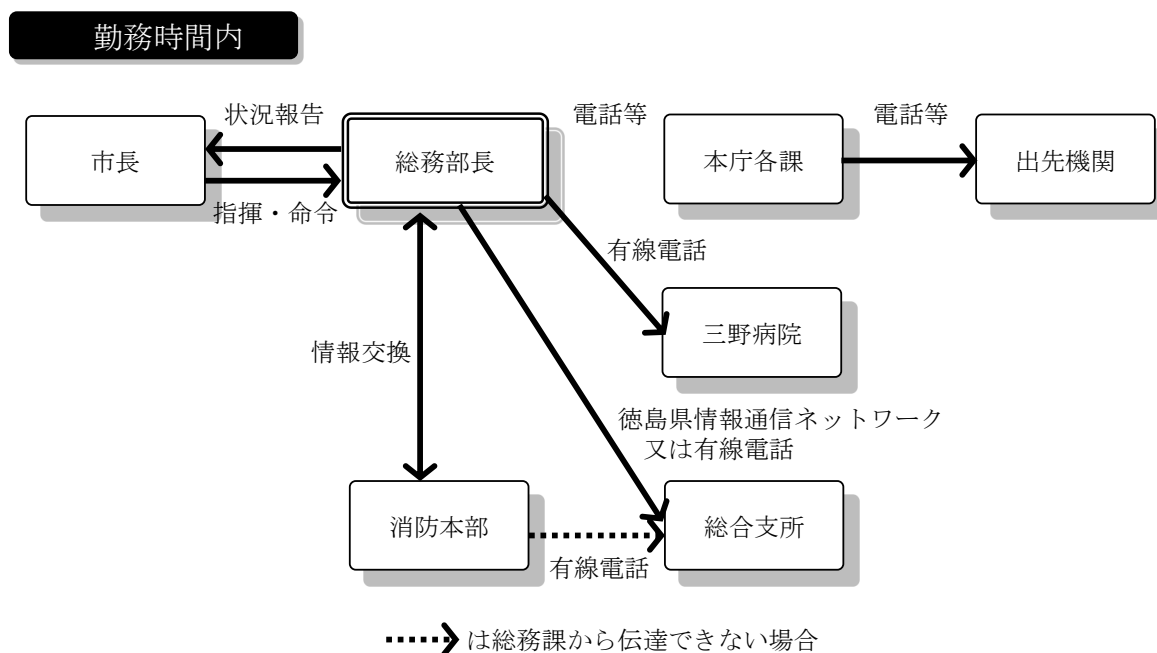
(1) 非常体制配備指令の伝達

市において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

① 勤務時間内

総務部長は、1の(2)の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

I 伝達系統



II 伝達手段

(ア) 庁内放送

(イ) 防災行政無線又は有線電話

○ 庁内放送等の文例

「市長からの指令を伝達します。市長からの指令を伝達します。

○時○分徳島地方気象台から○○警報が発令され、市内における被害の発生が予想されます。

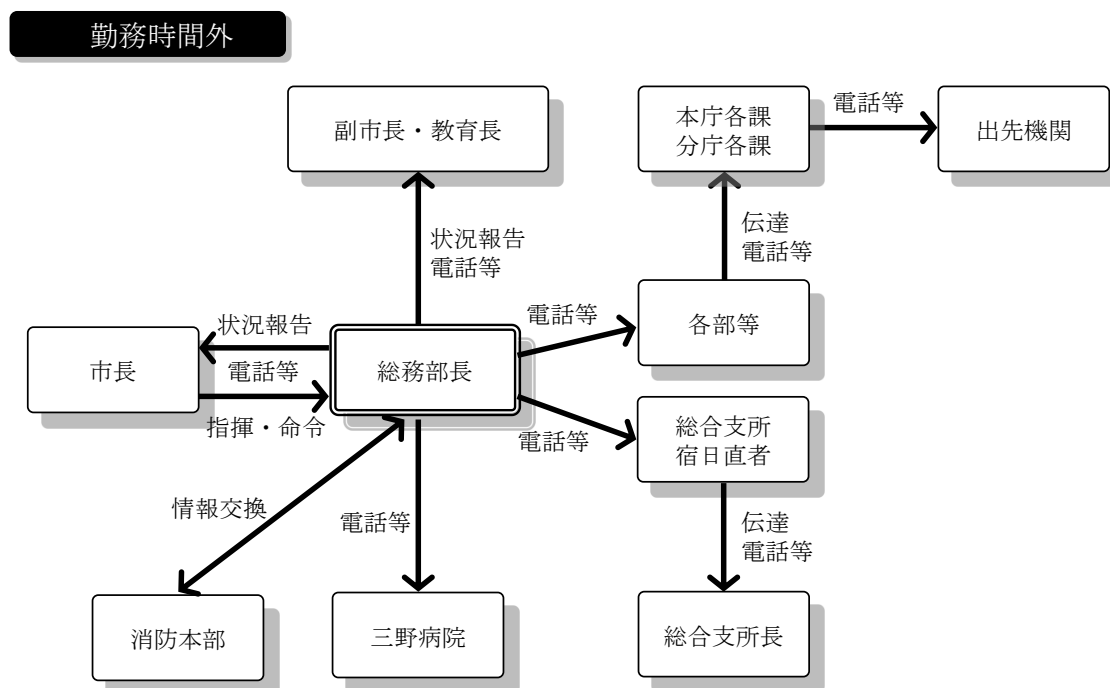
については、(○時○分災害対策本部を設置し、)○○体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、規定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。(以上繰り返します。)」

② 勤務時間外

総務部長は、1の(2)の決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

なお、総務部長が退庁している場合は、在庁している当直者等より被害状況などを入手し、決定を行うものとする。

I 伝達系統



II 伝達手段

- (ア) 有線電話
- (イ) 携帯電話

- 配備指令の伝達等の文例
「市長からの指令を伝達します。
〇〇体制の配備指令が発令されました。
繰り返します。〇〇体制の配備指令が発令されました。
職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」

III 非常連絡員の対応

- (ア) 非常連絡員は原則、所属部署に参集する。
- (イ) 非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達
- (ウ) 所定の職員の非常配備の状況を災害警戒・対策本部室（危機管理課）に報告

(2) 勤務時間外の職員の参集

職員は、勤務時間外において気象警報等が発令されるなど、市内に大規模な被害の発生が予想される場合は、次のとおり行動するものとする。

- ① 直ちに、テレビ、ラジオ等により状況把握に努める。
- ② 自宅にて待機し、非常連絡員からの指示の基、予め指定された場所へ参集する。

(3) 勤務時間外の非常体制の配備につかない職員の対応

勤務時間外において非常体制の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を市（災害対策本部等）へ通報し、かつ、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

(4) 参集を免除する職員

下記事項に該当する職員については、その理由を所属長に連絡するものとする。

なお、参集を妨げる事態が収束次第、直ちに参集するものとする。

【参集を免除する場合】

- ・職員自身が災害発生中に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重症である場合
- ・親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- ・自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- ・同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- ・当該職員が居住する自宅が全壊、半壊等の被害を受けた場合
- ・その他の事情により特に所属する班の長（所属長）がやむを得ないと認めた場合

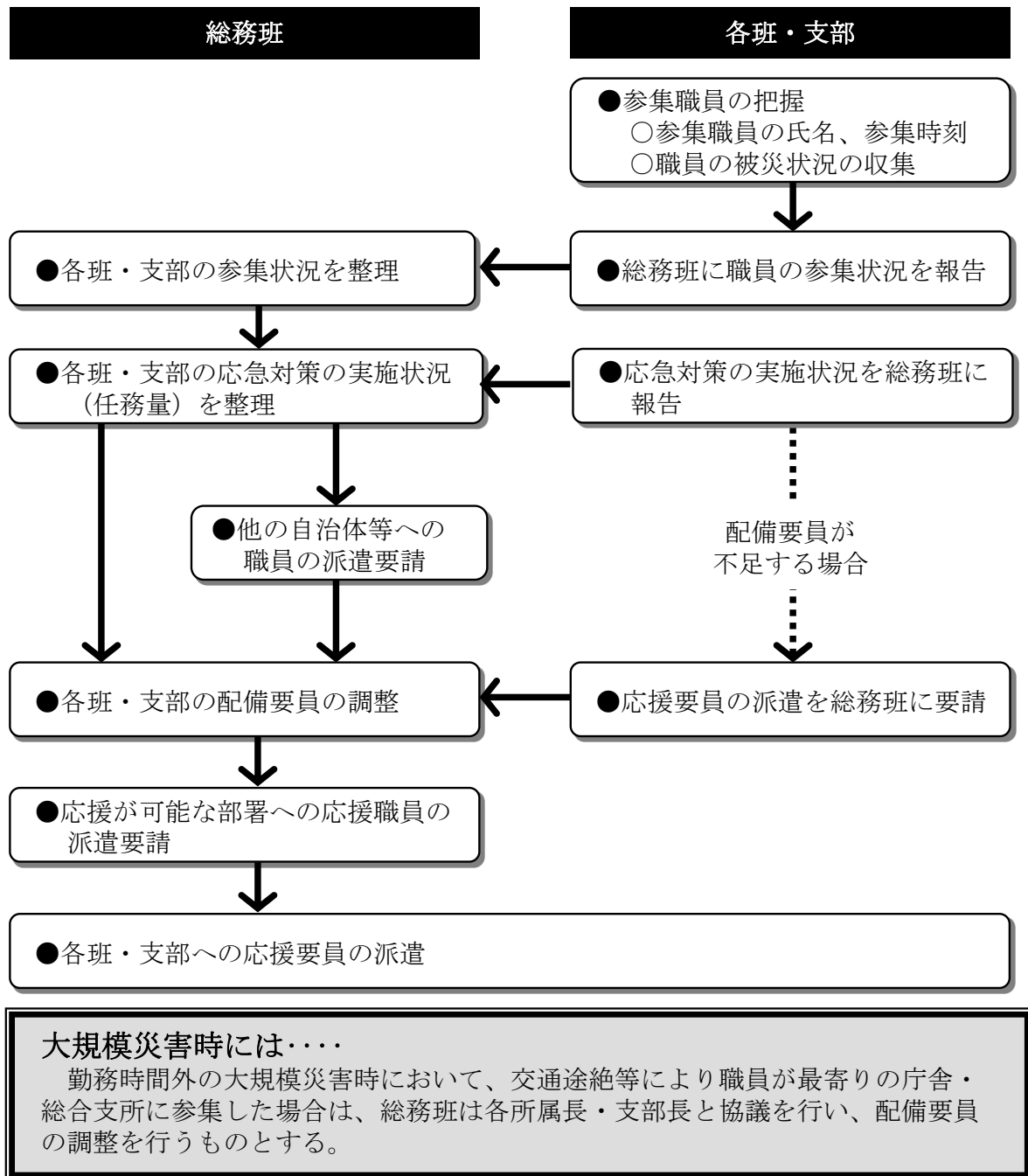
(5) 応急対策時の係る職員等の配置調整

各班・支部の非常連絡員は、職員の参集状況等を速やかに災害警戒・対策本部室（危機管理課）に報告する。あわせて、未参集の職員について、各班・支部の非常連絡員は、被災状況（安否情報）を収集する。

災害対策活動の実施にあたり、配備要員が不足する場合は、各班・支部の非常連絡員は、災害警戒・対策本部室（危機管理課）に応援要員の派遣を要請する。災害警戒・対策本部室（危機管理課）は、職員の参集状況及び応急対策の任務量を整理し、各班の配備要員を調整する。

また、他の自治体等へ職員の派遣要請を行う場合は、「第29節 応援要請・受入体制整備計画」に基づいて実施するものとする。

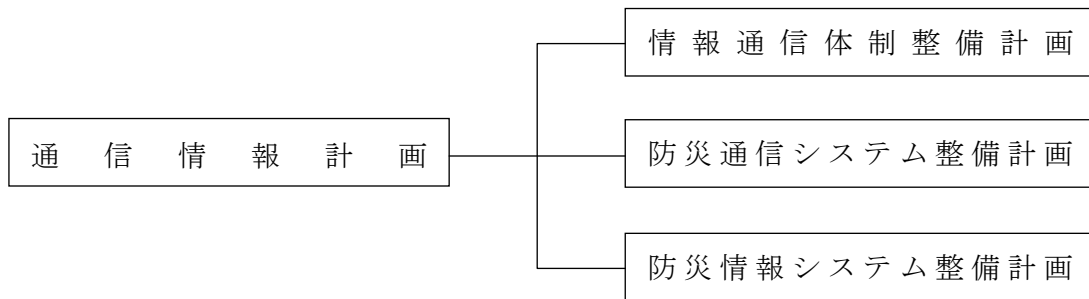
応急対策に係る職員等の配備調整



第3節 通信情報計画

大規模な災害が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が発生するなかで、市及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であるので、市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を適用した情報通信ネットワークを整備する必要がある。



1 情報通信体制整備計画

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部），防災関係機関

(1) 情報収集体制の整備

市及び防災関係機関は、市内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備するとともに、被害状況補足システムを確立するなど、情報収集機能の向上に努めるものとする。

(2) 情報連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

① 指定電話及び情報連絡担当者

市及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

② 市の情報連絡体制

市の災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

I 災害対策本部が設置されていない場合 危機管理課 (電話 72-7625)

II 災害対策本部が設置された場合 市災害対策本部室
(電話 72-7625, 72-1000, 72-4860)

③ 有線電話の優先使用

市及び防災関係機関は、災害発生時における有線電話の異常・輻輳により一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため「重要加入電話」(災害時優先電話)に加入申込み及び更新を行っておくものとする。

また、市及び西日本電信電話徳島支店は、有線電話の異常・複送による通信不能の事態が生じないように、日ごろから住民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行っておくものとする。

④ 通信手段の多様化

市及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、タクシー等の業務無線等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

(3) 広報体制の整備

市は、住民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達機能の向上に努めるものとする。

2 防災通信システム整備計画

主な実施機関
市(危機管理課, 情報政策課), みよし広域連合(消防本部), 徳島県

(1) 防災通信システムの整備

① システム構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備するものとする。

有線通信設備	無線通信設備
ケーブルテレビ音声告知端末 直通電話 重要加入電話 (災害時優先電話)	防災行政無線 救急無線

② 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。

③ 運用方針

市及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。

また、防災行政無線等の防災通信システムの無線通信設備のほか他機関の無線通信設備をも活用するものとする。

(2) 防災対策要員緊急招集システムの整備

市は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

① 機器の貸与

市は、災害対策本部要員等に対し、必要に応じて通信機器を貸与するものとする。

② 機器の登録

市は、災害対策本部要員等が個人的に利用している緊急連絡用機器の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

(3) 防災通信システムの耐震化

市は、重要な防災通信施設には次のような措置を講じておくものとする。

① 通信用機器の転倒防止工事

② 自家発電装置の設置及び定期的点検

③ バッテリーの保管及び更新

④ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

(4) 防災通信システムの高度化

市は、災害時における防災通信機能を向上させるため、地域防災無線等の整備を図るとともに、徳島県と連携しながら地震計ネットワークの整備や衛星通信ネットワークの拡充など防災通信システムの高度化に取り組むものとする。

3 防災情報システム整備計画

— 主な実施機関 —

市（危機管理課，情報政策課），みよし広域連合（消防本部）

(1) 防災情報システムの整備

市は、被害状況の集計・分析やインターネット等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備に努めるものとする。

(2) 防災情報システムの耐震化

市は、地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

- ① 無停電電源装置の導入
- ② 防災関連システムのコンピュータ設置場所への免震床の導入
- ③ 主要機器のシステムの二重化

第4節 気象業務整備計画

市は、気象予報、注意報、警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を設備し関係防災機関相互の連携を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

徳島地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
気	風雪注意報	風雪によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・降雪を伴い平均風速が陸上 12m/s以上と予想される場合
	強風注意報	強風によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である ・平均風速が陸上 12m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《県北部》 ・1時間雨量が30mm以上 ・3時間雨量が50mm以上 ・24時間雨量が100mm以上のいずれかが予想される場合
象	大雪注意報	大雪によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《三好》 ・24時間の降雪の深さが5cm以上、山地では20cm以上とされる場合
	濃霧注意報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・視程が陸上 100m以下になると予想される場合
注	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって、災害が起こる恐れがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・積雪が50cm以上であり、かつ （1）降雪が20cm以上 （2）最高気温7℃以上 （3）降水量10mm以上になると予想される場合

種 類		発 表 基 準
気象注意報	着雪注意報	着雪によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・気温 -2°C ～ 2°C の条件下で24時間降雪の深さ20cm以上になると予想される場合
	霜注意報	晩霜によって、農作物等に著しい被害が起こる恐れがあると予想され、晩霜期を対象とし、最低気温が 4°C 以下と予想される場合。（晩霜期とは3月20日から5月10日を基本とするが、気温の経過及び農作物の発育等を考慮し、農業関係機関と協議の上、開始時期を早める場合がある。）
	低温注意報	低温によって、農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・最低気温が -3°C 以下になると予想される場合
地面注 現意 象報	※ 地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。
浸 水注 意報	※ 浸水注意報	大雨、長雨による浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。
洪 水注 意報	洪水注意報	大雨、長雨による洪水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《県北部》 ・1時間雨量が30mm以上 ・3時間雨量が50mm以上 ・24時間雨量が100mm以上のいずれかが予想される場合
指 定洪 河水 川注 の意 報	吉野川 洪水注意報	洪水注意報は水位観測所のいずれか1地点の水位が警戒水位を突破する恐れがあるときは四国地方整備局徳島河川国道事務所と共同して発表する。 [吉野川洪水予報実施に関する細目協定（平成12年7月）による]

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が陸上 20m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である ・降雪を伴い、平均風速が陸上 20m/s以上と予想される場合
	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《三好》 ・1時間雨量が50mm以上、ただし総雨量100mm以上 ・3時間雨量が80mm以上 ・24時間雨量が200mm以上のいずれかが予想される場合
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《三好》 ・24時間の降雪の深さが30cm以上、山地では50cm以上と予想される場合
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する。
地面現象警報	※ 地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
浸水警報	※ 浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。
洪水警報	洪水警報	大雨、長雨等による洪水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 《三好》 ・1時間雨量が50mm以上、ただし総雨量100mm以上 ・3時間雨量が80mm以上 ・24時間雨量が 200mm以上のいずれかが予想される場合

種 類		発 表 基 準
指 定 河 川 水 の 警 報	吉 野 川 洪水警報	洪水警報は水位観測所のいずれか1地点の水位が洪水警報対象水位を突破する恐れがあると予想される場合。及び波堤氾濫により、国民経済上重大な損害の恐れがある場合。四国地方整備局徳島河川国道事務所と共同して発表する。 [吉野川洪水予報実施に関する細目協定（平成12年7月）による]

- ◆注1 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。
- ◆注2 ※を付した注意報、警報はこれらの表題は用いないで、気象注意報、気象警報に含めて行う。
- ◆注3 注意報及び警報はその種類にかかわらず、これらの新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、また解除されるときまで継続される。

1 気象注意報警報文の構成

- (1) 表題は気象注意報警報の種類を示すもので、必要と認めるときにはこれに災害の予想される場所を簡明に表現した地域名を付加する。
- (2) 発表年月日
 - ① 発表時刻及び発表気象官署名
 - ② 発表時刻は24時間制とする
- (3) 本文

原則として次に掲げる事項を内容とし、努めて簡明に表現する。

 - ① 予想される異常気象等の原因、現在の状況及び今後の推移
 - ② 予想される異常気象等の起こる時刻、影響する区域及びその程度
 - ③ 災害の予想される時刻、場所及び程度

第5節 災害報告計画

災害に伴う被害状況等の調査報告は、災害対策の基本となるもので、関係機関と連携し、迅速かつ適格に対処する。

主な実施機関
市（危機管理課）

1 市対策本部への報告

- (1) 分担責任に基づき、応急対応を実施するために必要な情報及び被害状況を把握し、非常連絡員を通じて速やかに班長（所属長）に報告する。また、災害警戒・対策本部室（危機管理課）及び応急対策活動担当班（課）に伝達する。
- (2) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、参集途上の被害状況を収集し、登庁後非常連絡員に報告する。
- (3) 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連するものを優先する。
- (4) 報告は、現場報告、災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、及び特殊な状況が発生した場合に報告を行う。

2 県等への報告

(1) 報告の基準

報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- ④ 崖崩れ、地すべり、土石流、河道閉塞等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑤ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑥ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑦ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ⑧ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

(2) 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

① 災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

② 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

③ 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

(3) 報告の方法

① 災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を加入電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

② 確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

(4) 市長の措置

① 市長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

② 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

③ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

連絡窓口

消防庁

平日 (9:30~17:45) 応急対策室
TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
消防防災無線 TEL 7527 FAX 7537
衛星系 TEL TN-048-500-7527 FAX TN-048-500-7537
平日 (9:30~17:45) 以外 宿直室
TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
消防防災無線 TEL 7782 FAX 7789
衛星系 TEL TN-048-500-7782 FAX TN-048-500-7789

徳島県危機管理部

TEL 088-621-2704 FAX 088-621-2849
県ネットワーク無線 TEL 036-211-7101 FAX 036-211-2-2849

徳島県西部総合県民局

TEL 0883-53-2392 FAX 0883-53-2434

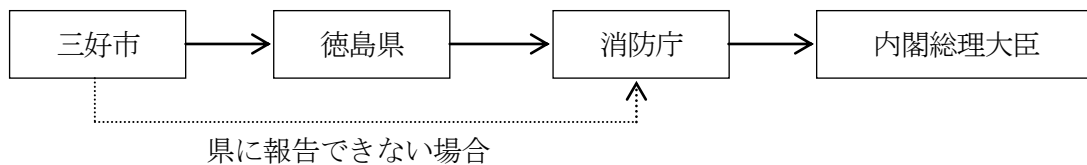
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所

TEL 0883-72-5400 FAX 0883-72-6500

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

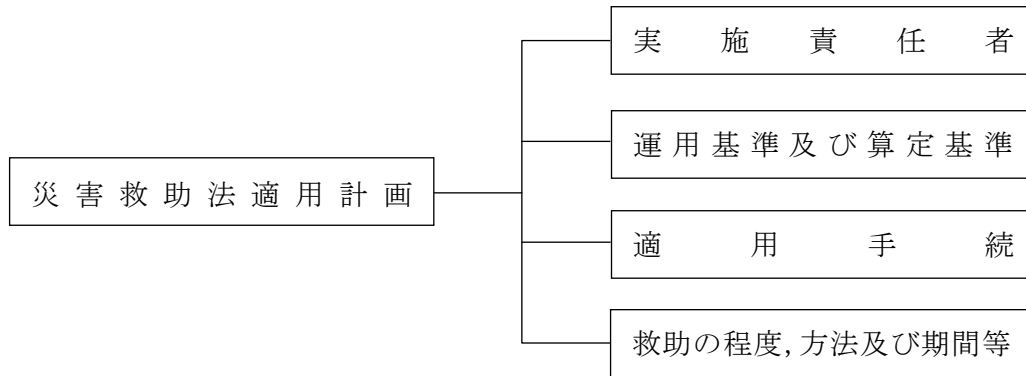
(5) 報告の系統

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告の系統は次によるものとする。



第6節 災害救助法適用計画

市内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、り災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。



1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、市長は、知事の委任を受けた場合、又は知事の補助機関として救助を実施する。

2 適用基準及び算定基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- ① 市町村の全壊、流出等による住家の滅失した被害世帯数（以下「被害世帯数」という。）が次の世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第1

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人 "	40 "
15,000人 "	30,000人 "	50 "
30,000人 "	50,000人 "	60 "

- ② 被害世帯が①の基準に達しないが、被害世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の被害世帯数が 1,000世帯以上で、しかも市町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき。

災害救助法施行令別表第3

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人 "	20 "
15,000人 "	30,000人 "	25 "
30,000人 "	50,000人 "	30 "

- ③ 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で市町村の被害世帯数が(1)及び(2)の基準に達しないが、県下の被害世帯数が 5,000世帯以上に達した場合で、市町村の救助に任せられないと認定したとき。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生した等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。(厚生労働大臣に事前協議が必要)
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(厚生労働大臣に事前協議が必要)

(2) 算定基準

被害世帯の算定は、おおむね次の基準に従うものとする。

- ① 住家の被害程度は、住家が滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって1世帯と、床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は3世帯をもって1世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数又は戸数とは関係なく、世帯数で計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮しながら実状に即して決定する。

3 適用手続

(1) 報告

市長は、市における災害が第3の1の適用基準の(1)又は(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 事務手続

災害救助法を適用するための主な手続きは、次のとおりである。

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況報告	報告の受理及び必要な助言、指導	市町村からの被害報告を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 以下、状況が判明次第随時報告	すみやかに被害状況を知事に報告 以下、状況が判明次第随時報告	
災害救助法適用の決定 知事の判断で適用する場合（施行令第1条第1項第1号、第2号、第3号前段該当）	報告の受理及び必要な助言、指導 必要に応じ災害対策本部を設置 内閣府（防災担当）、日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に報告 県内各機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ、災害対策本部を設置	
厚生労働大臣に協議して適用する場合（施行令第1条第1項第3号後段、第4号該当）	適用の判断及び必要な助言、指導 必要に応じ災害対策本部を設置 内閣府（防災担当）、日本赤十字社等への連絡	厚生労働大臣協議の要否判断 （要の場合には） 厚生労働大臣に災害救助法適用協議（厚生労働大臣が承認した場合は） 市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、市町村へ連絡 県内各関係機関に連絡（連携協力） 必要に応じ現地を確認	知事に災害救助法の適用申請 必要に応じ災害対策本部を設置	

順 序	厚 生 労 働 省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
応急救助の実施	(必要に応じ) 他の都道府県知事 に対する応援を命 ずる	救助の実施等 (必要に応じ) 他の市町村に対 して救助業務の応援 を指示	応急救助にあたる (県から委任を受 けた救助等)	
中 間 報 告	報告の受理及び必 要な助言, 指導	災害救助法の適用 状況報告 救助の実施状況及 び今後の救助の実 施予定等報告 以下, 状況が判明 次第随時報告	救助の実施状況及 び今後の救助の実 施予定等報告 以下, 状況が判明 次第随時報告	
(必要に応じ) 特別基準の申請 特別基準の申請 は, 救助の種類ご との期間内に行わ なければならない	承認の要否及び程 度等の判断及び必 要な助言, 指導	被害が甚大等の ため, 「災害救助 法による救助の程 度, 方法及び期間 並びに実費弁償」 による救助の種類 ごとに, この基準 により難い特別の 事情があるときは, その都度特別 基準を厚生労働大 臣に協議	(必要に応じ) 知事に特別基準の 要請	
救 助 完 了 報 告	報告の受理及び必 要な助言, 指導	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ご との実施状況及 び救助費概算所 要額等を報告	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて 行った救助の種 類ごとの実施状 況及び救助費概 算所要額等を報 告	
補助金の申請等	申請に基づく交付 決定, 資金示達及 び精算確定	翌年度6月15日ま でに, 精算交付を 厚生労働大臣に申 請	応急救助等に基づ く救助費(繰り 替え支弁を行った 額)を知事に申請	特別の事情 がある場合に は, 国庫補助 金の概算交付 を受けること ができる

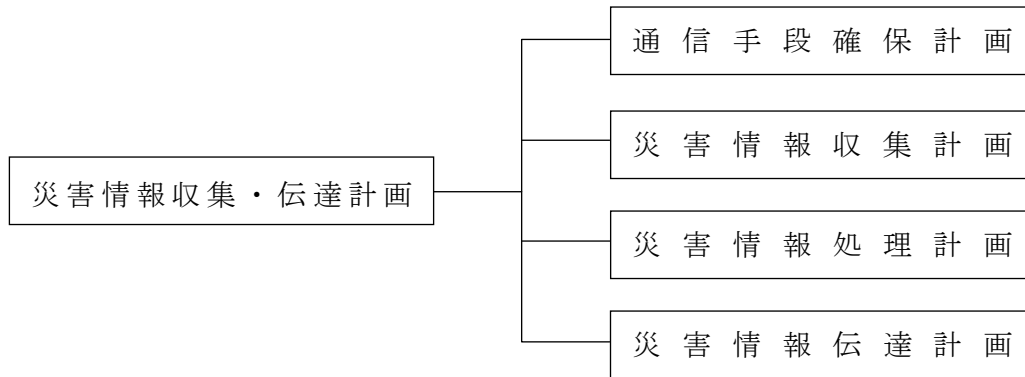
4 救助の程度, 方法及び期間等

災害救助法による救助の程度, 方法及び期間については, 別添資料編の早見表のとおりであるが, 救助の期間については, やむを得ない特別の事情があるときは, 応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(「災害救助法による救助の程度, 方法及び期間」早見表 … 資料編に添付)

第7節 災害情報収集・伝達計画

市は、災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。



1 通信手段確保計画

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部），防災関係機関

(1) 通信手段の整備

市は、災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡システムの運用の考え方を市の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

(2) 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（直通電話，重要加入電話（災害時優先電話）等）を活用する。また，防災行政無線，消防・救急無線のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお，無線通信も途絶した場合にあっては，職員を派遣するなど，あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

① 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は，西日本電信電話株式会社徳島支店に対し非常通話，非常電報等を申し込み，電気通信設備を優先利用するものとする。

西日本電信電話株式会社徳島支店
直通：088-602-1141

② 防災行政用無線の運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステム（徳島県防災行政無線）の運用については、平常時の防災行政事務についても広く活用し、日ごろから緊急時に備えるものとする。

なお、災害時には、防災行政無線を最大限に活用し、県、市及び防災関係機関が一体となって迅速かつ円滑な災害情報の収集、伝達に利用するものとする。

③ 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第74条第1項の規定に基づき、非常通信として徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

（徳島地区非常通信協議会加入機関 … 資料編に添付）

④ 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の住民への伝達を図るものとする。

- I 広報車
- II インターネット
- III アマチュア無線
など

2 災害情報収集計画

主な実施機関

市（危機管理課）、みよし広域連合（消防本部）、防災関係機関

(1) 気象情報等

防災行政無線及びテレビ・ラジオ等により気象情報等に関する情報を収集する。

① 気象注意報警報文の構成

I 表題は気象注意報警報の種類を示すもので、必要と認めるときにはこれに災害の予想される場所を簡明に表現した地域名を付加する。

II 発表年月日

- ・発表時刻及び発表気象官署名
- ・発表時刻は24時間制とする

Ⅲ 本文

原則として次に掲げる事項を内容とし、努めて簡明に表現する。

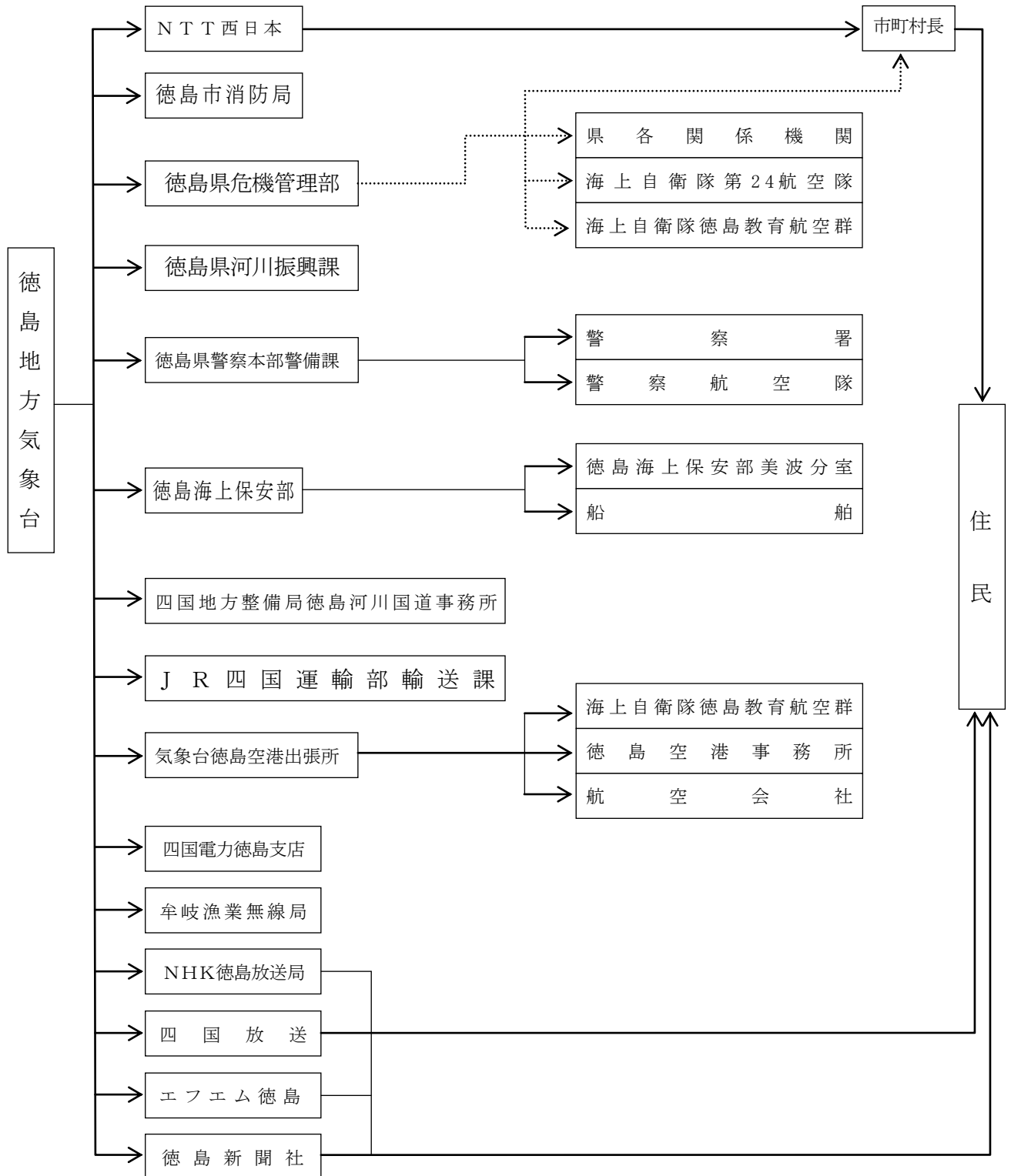
- ア 予想される異常気象等の原因，現在の状況及び今後の推移
- イ 予想される異常気象等の起こる時刻，影響する区域及びその程度
- ウ 災害の予想される時刻，場所及び程度

② 気象情報等の種類及び発表基準（第4節気象業務計画参照）

市は，気象予報，注意報，警報及び気象情報等の気象業務の組織及び気象観測施設を設備し関係防災機関相互の連携を密にし，防災対策の適切な実施を図るものとする。

(2) 情報連絡系統

① 気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統



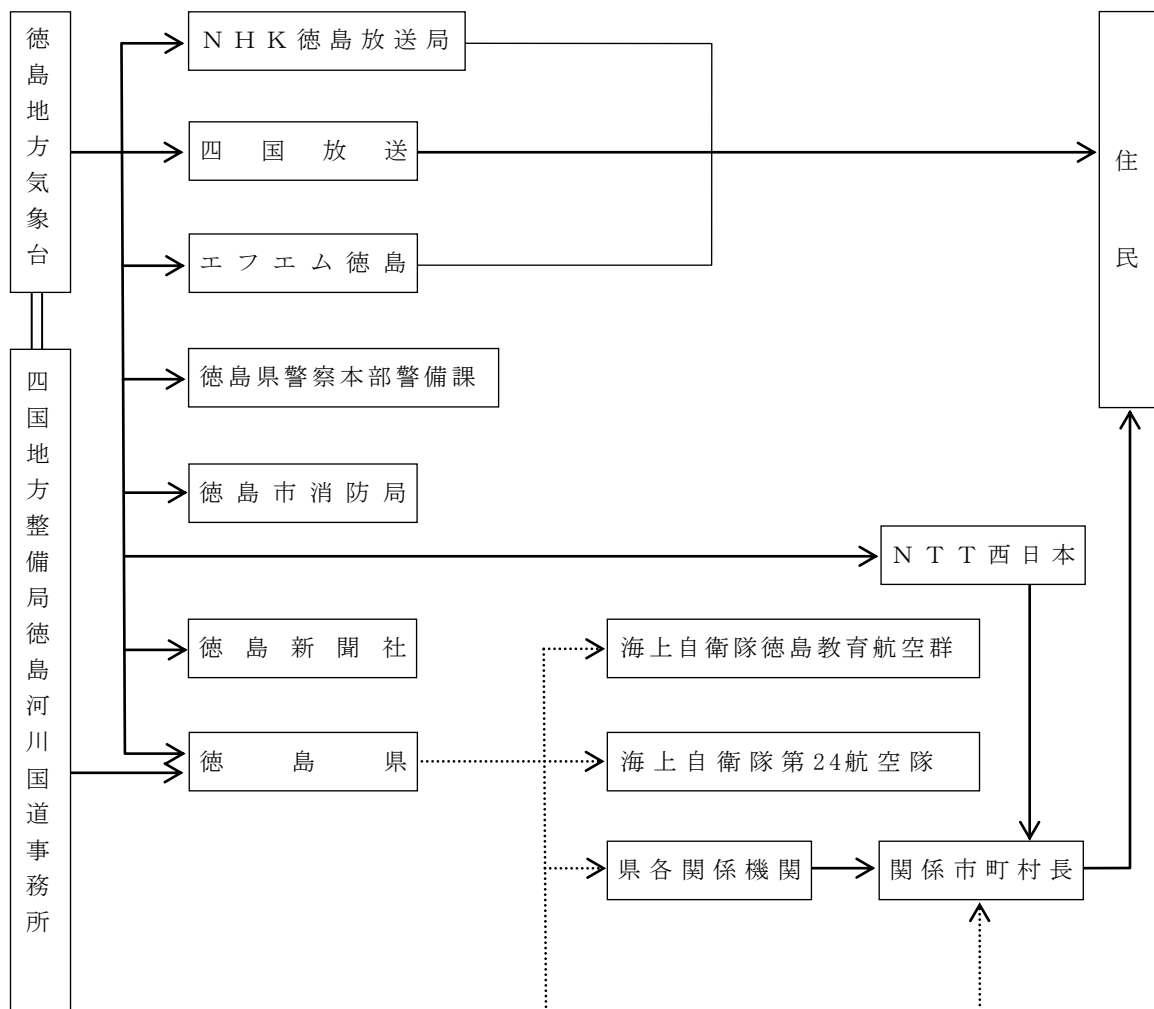
注1. NTT系統へは警報とその解除だけを通知する。

注2.>は防災行政無線による県庁統制局一斉通信を示す。以下各図とも同じ。

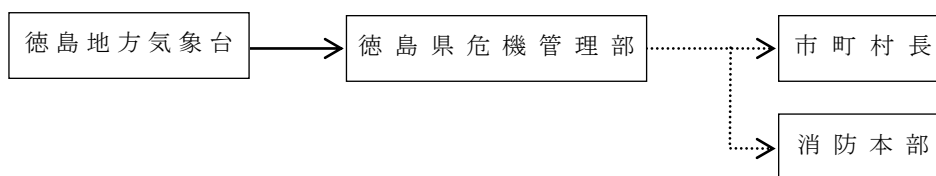
注3. 太枠は発表官署，機関を示す。以下各図とも同じ。

② 吉野川洪水警報・注意報・情報の伝達系統

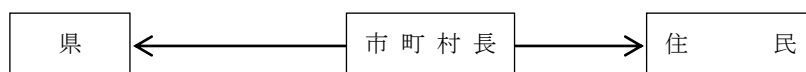
(徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同で発表する吉野川洪水予報に関する通報)



③ 火災気象通報の伝達系統



④ 火災警報の伝達系統



注1. 火災警報は、市町村長がイの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認めるときに発令することができる。

注2. → ……→ は通知、——→ は連絡。

(3) 異常な現象発見時の通報

① 通報義務

- I 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- II 通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

② 市の通報義務

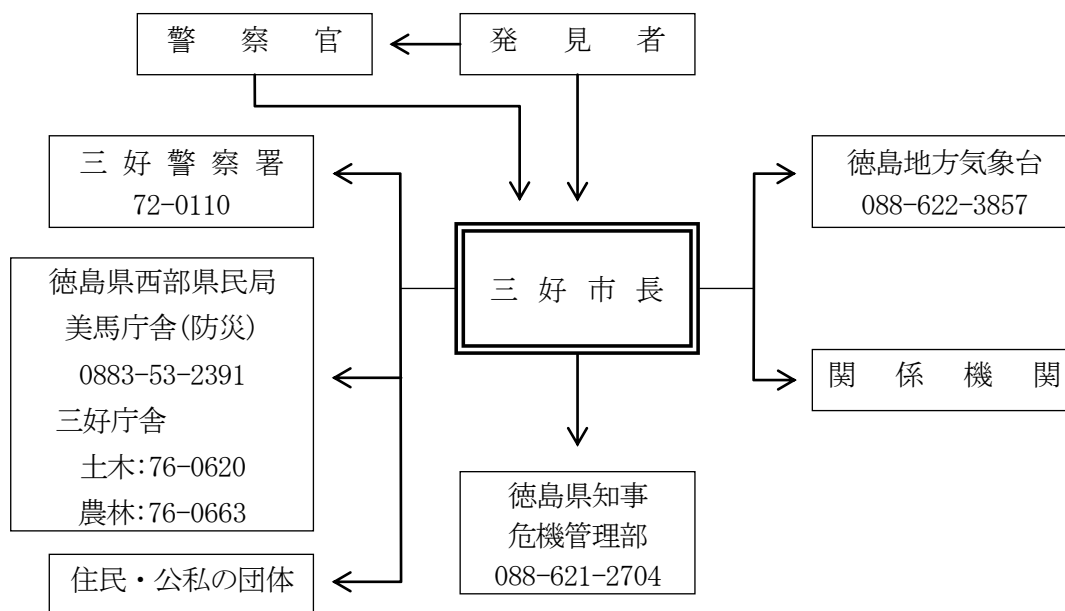
①により通報を受けた市長は、その旨を関係する次の機関に通報しなければならない。

- I 徳島地方気象台
- II 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）
- III 三好警察署
- IV 徳島県西部県民局
- V その他関係機関

③ 市の対応

市長は、②による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

<異常現象通報系統>



(4) 被害情報

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

① 市職員等からの被害概況情報収集

市職員，防災関係機関，自治会あるいは住民等から，主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- I 火災の状況（炎上，延焼，消防隊の配置等）
- II 住民の行動，避難状況
- III 崖崩れの状況（位置，被災戸数，要救助者の有無）
- IV 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況，要救助者の有無）
- V 道路，鉄道の被害状況（橋りょう，盛土，倒壊家屋，電柱等による被害状況）
- VI 道路渋滞の状況

② 情報の内容

市の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり，人的被害，避難措置等住民の生命，身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- I 緊急要請事項
- II 災害発生状況（原因，発生日時，発生した場所又は地域）
- III 被害状況
- IV 災害応急対策実施状況
- V 道路交通状況（道路被害，交通規制等）
- VI 水道，電気，ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- VII 避難状況
- VIII 医療救護活動状況
- IX 住民の動静
- X その他応急対策の実施に際し必要な事項

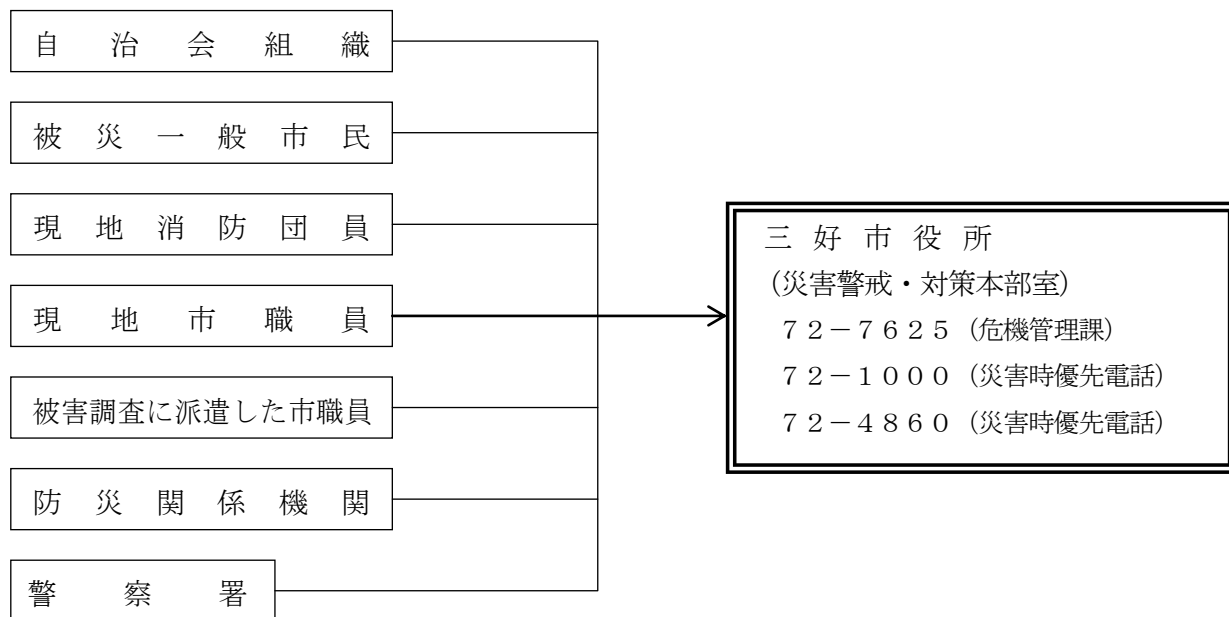
③ 情報の収集方法

被害情報収集のための通信手段としては，防災通信システムを活用するものとするが，ヘリコプター及び携帯電話，アマチュア無線，タクシー無線等の各種無線通信施設並びに衛星通信を活用するほか，情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど，あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。

また，河道閉塞等の重大な土砂災害の急迫している状況になった場合は，一般災害編第3章 第12節 4土砂災害防止法に基づく緊急調査と同様に関係機関に調査依頼する。

④ 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



⑤ 勤務時間外の被害情報の収集

市に災害警戒・対策本部が設置される状況下においては、市職員は自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害警戒・対策本部が設置されていない時は、当直者等の職員を経由して関係各課等）に通報するよう努めるものとする。

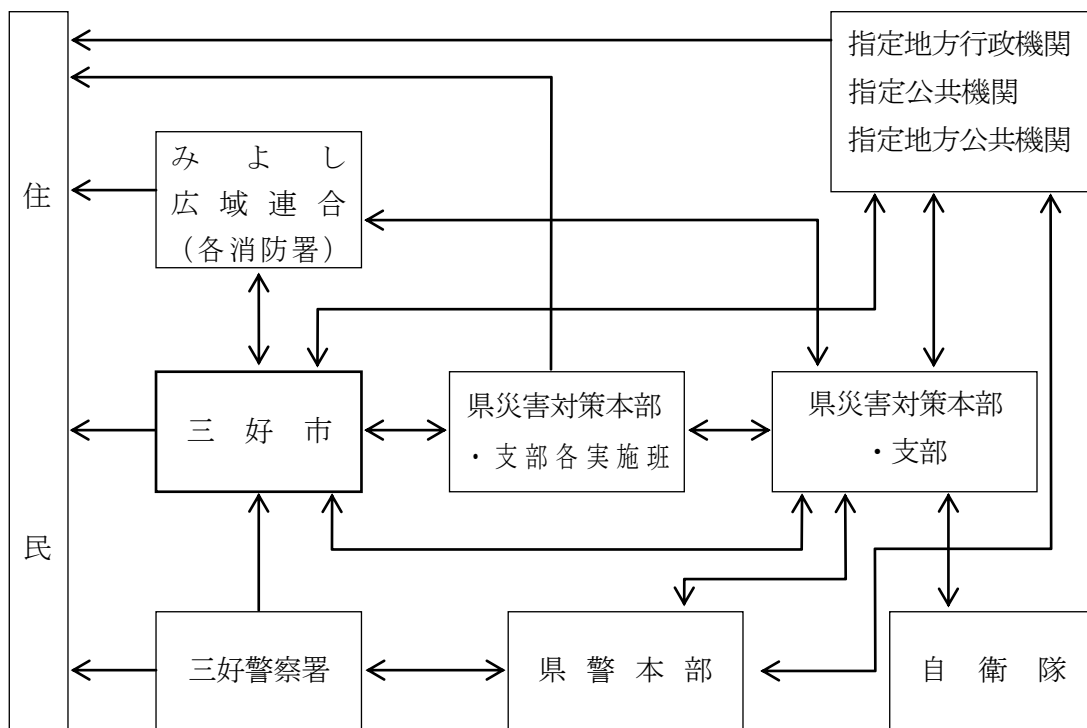
⑥ 措置情報の収集

市は、以下に示す措置情報を収集する。

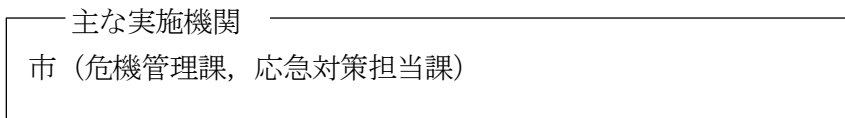
- I 主な応急措置（実施及び実施予定）
- II 応急措置実施のために講じた措置
- III 応援の必要性の有無
- IV 災害救助法適用の必要性

⑦ 情報の収集・伝達系統

県下の防災関係機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。



3 災害情報処理計画



(1) 非常連絡員

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、各班（課）に非常連絡員を置くものとする。

非常連絡員は、当該各課の課長補佐（課長補佐不在のときは、その他担当職員）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

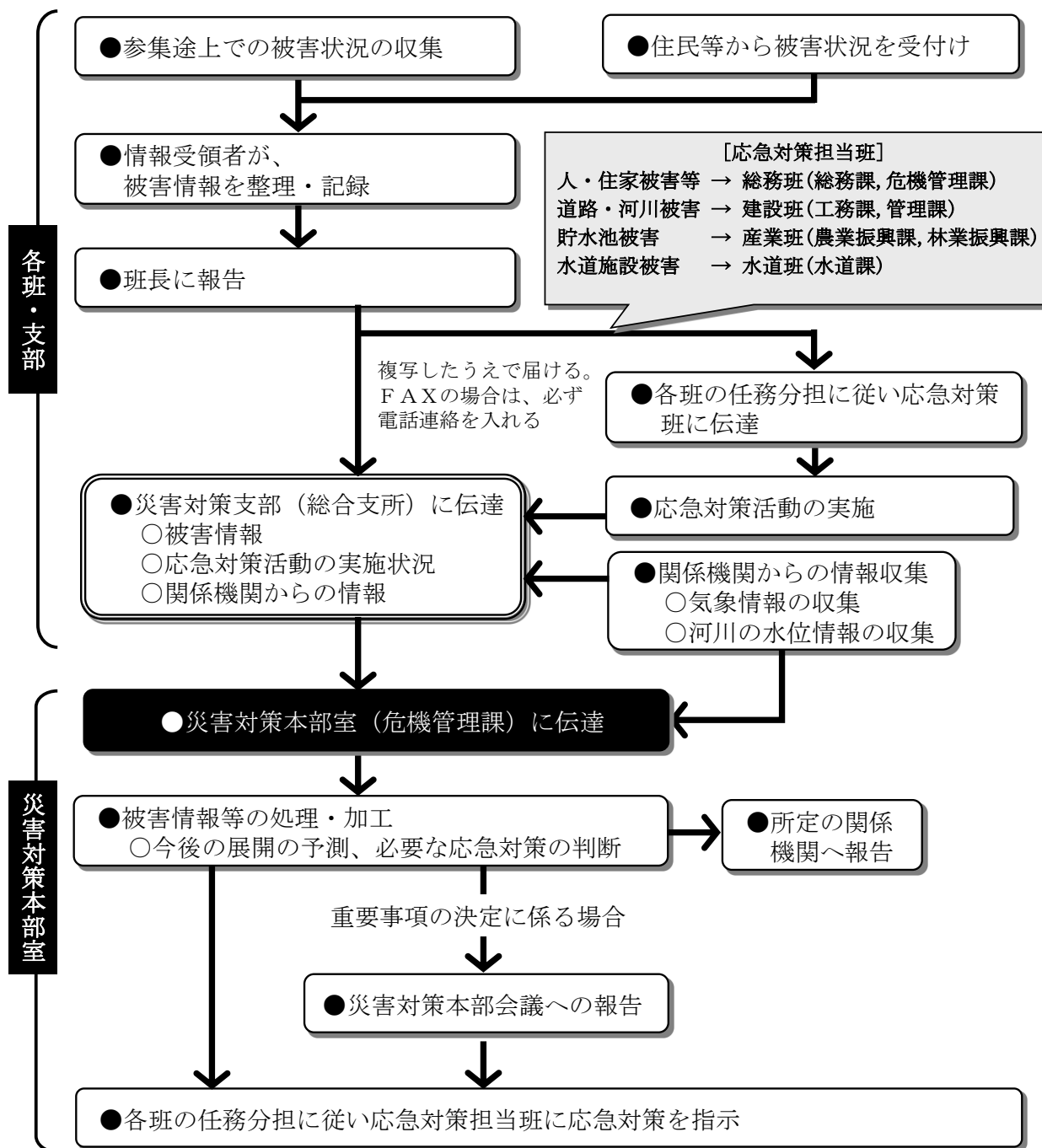
- ① 入手した被害情報は、記録された後、確実に災害警戒・対策本部室（危機管理課）及び応急対策担当班（課）に伝達されたか。
- ② 所定の報告先の機関へ報告したか。
- ③ 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

(2) 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ① 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
この場合、情報によっては緊急な判断を要する場合がありますので、外部からの情報を応急対策担当班（課）へ転送することは努めて避けるものとする。
- ② 被害情報受領者は、①で整理・記録した被害情報を直ちに非常連絡員に報告する。
- ③ ②による報告を受けた非常連絡員は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害警戒・対策本部室（災害警戒・対策本部が設置されていないときは、危機管理課）及び応急対策担当課の非常連絡員へ伝達する。
- ④ 伝達を受けた応急対策担当班（課）は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- ⑤ 応急対策担当班（課）の非常連絡員は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害警戒・対策本部室（災害警戒・対策本部が設置されていないときは、危機管理課）へ報告する。
- ⑥ 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係課長が本部長に報告する。

被害情報及び応急対策の指示・伝達



4 災害情報伝達計画

主な実施機関

市（危機管理課，地域福祉課，農業振興課，林業振興課，工務課，管理課，水道課）

(1) 被害情報の内容

伝達する被害情報の内容は，別紙様式「災害発生報告・災害中間報告・災害確定報告」によるものとする。

(2) 報告の基準

県に報告すべき災害は次のとおりであり，報告は別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

- ① 市において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害

(3) 調査方法

被害状況の調査は，住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設について調査するものとし，次に掲げる機関についても調査の上，通報に協力するものとする。

四国旅客鉄道㈱徳島保線区
西日本電信電話㈱徳島支店
四国電力㈱池田支店
社団法人徳島県L Pガス保安協会

(4) 報告の種類

被害情報の報告の種類は次のとおりとする。

- ① 発生報告
災害が発生したとき直ちに行う。
- ② 中間報告
発生報告の後，被害の状況が変わる度に逐次行う。
- ③ 確定報告
応急措置が完了し，その被害が確定したときに行う。

(5) 報告の方法

① 伝達手段

被害情報の内容については1のとおりであるが，市に甚大な被害が発生した場合には，その大まかな内容をできるだけ早く報告するものとする。

I 発生報告及び中間報告

伝達のための情報通信手段としては、原則として別紙様式の内容を電話又は防災行政無線によりすみやかに報告するものとするが、通信途絶時には携帯電話、アマチュア無線等の通信手段を活用するなど可能な最短方法にて報告するものとする。

II 確定報告

確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

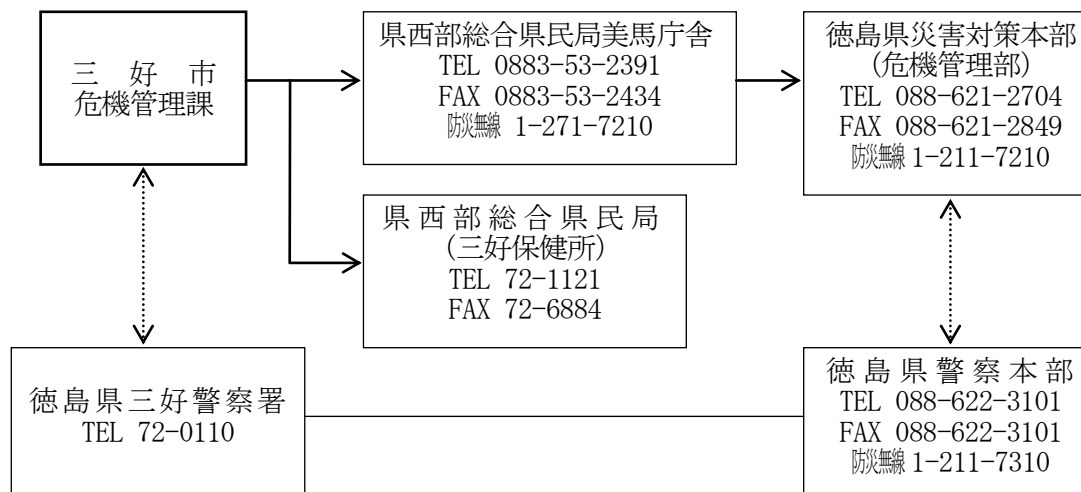
② 報告先

市災害対策本部の各組織は、次表により所管する事項の被害状況について、逐次すみやかに電話又は防災行政無線等により報告を行う。県出先機関に報告できない場合には、県へ報告を行う。県に報告できない場合には、消防庁経由で内閣総理大臣に報告する。
(災害対策基本法第53条)

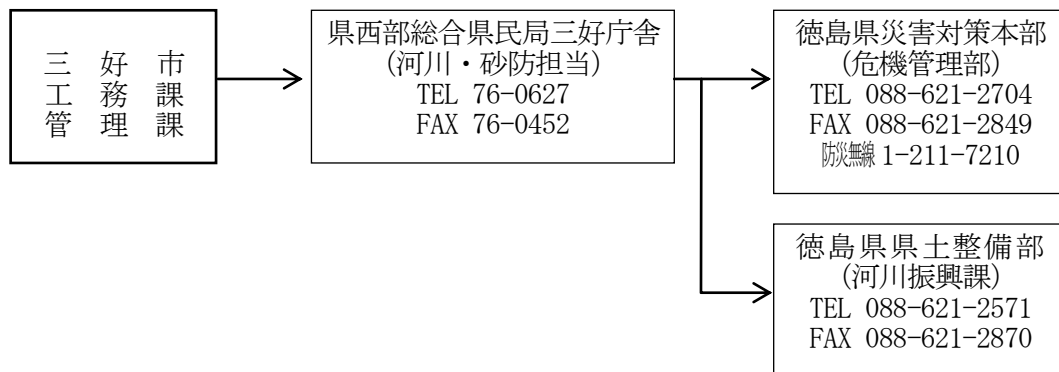
報 告 内 容	報 告 先
県が災害対策本部 を設置しない場合	県の出先機関の所管に属さない市の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。） 知 事 （関係各課長）
県の出先機関の所管に係る市の災害報告	各出先機関の長
県が災害対策本部 を設置した場合	実施班の所管に属さない市の災害報告 本 部 長
実施班の所管に係る市の災害報告	各 実 施 班 長
県が災害対策支部 を設置した場合	すべての災害報告 災害対策支部長
県が現地災害対策 本部を設置した 場 合	すべての災害報告 現 地 災 害 対 策 本 部 長

③ 報告の系統

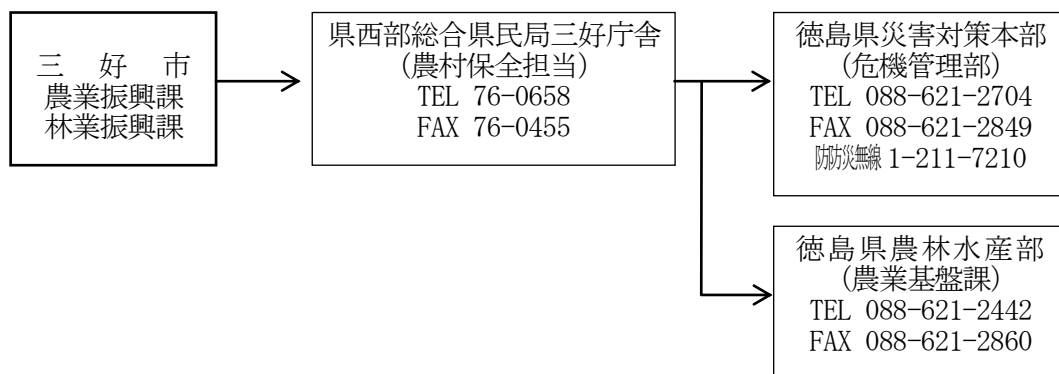
I 人、住家被害等



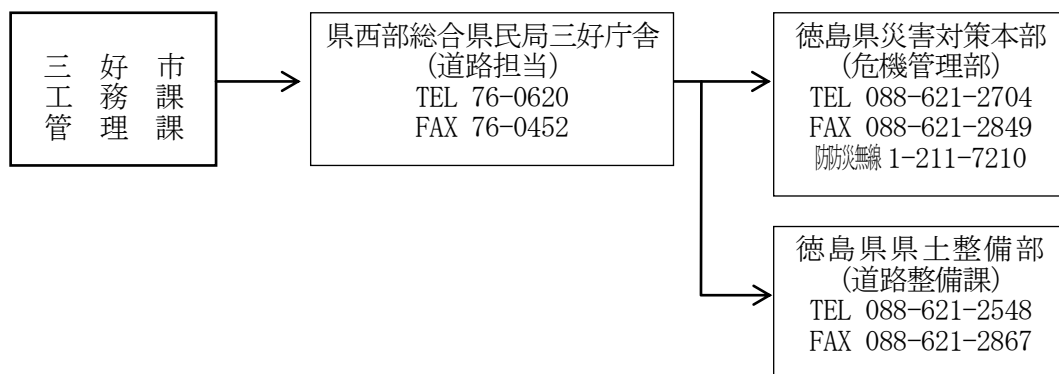
II 河川被害



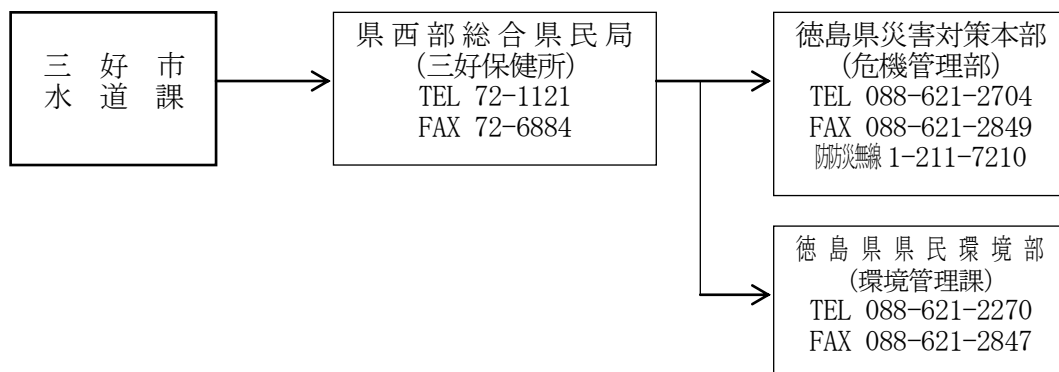
III 貯水池被害



IV 道路被害



V 水道施設被害



(6) 被害状況等の相互伝達

(5) の③のⅠからⅤに掲げる人・住家被害等，河川被害，貯水池・ため池被害，道路被害，水道施設被害をはじめ鉄道施設被害，電信電話施設被害，電力施設被害等の重要な被害状況については，各機関は自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況に係わる情報を，徳島県地域防災計画に定める防災機関に報告するほか，市内の防災関係機関に対しても相互に伝達するものとする。

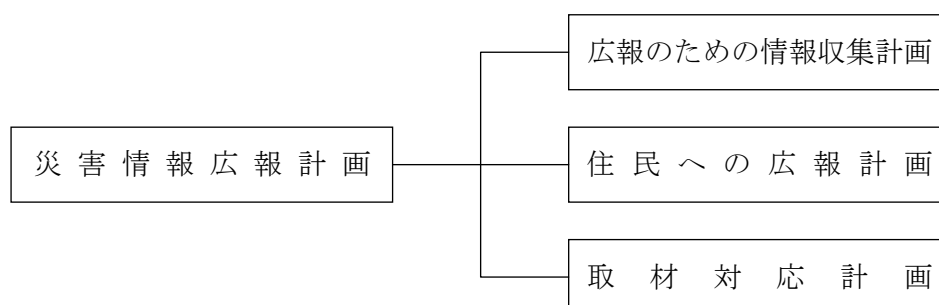
なお，伝達手段については防災通信システムを活用するとともに，インターネット等も活用するものとする。

(7) 被害状況等の避難所への伝達

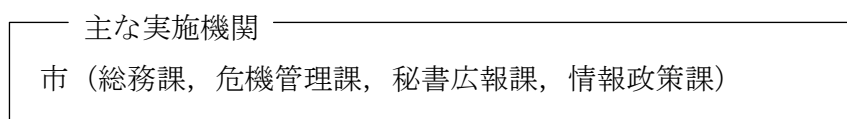
(5) の③のⅠからⅤに掲げる人・住家被害等，河川被害，貯水池・ため池被害，道路被害，水道施設被害をはじめ鉄道施設被害，電信電話施設被害，電力施設被害等の重要な被害状況については，随時避難所にも伝達するものとする。

第8節 災害情報広報計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の混乱した事態にあつては、被害の状況、応急対策の実施状況等を住民に周知し、人心の安定と社会秩序の維持・回復を図る必要がある。



1 広報のための情報収集計画



(1) 被害情報等の収集

被害情報は、本章第7節災害情報収集・伝達計画により収集した情報を使用して、広報資料を作成するものとする。

(2) 写真等の収集

写真は、被害調査の際に撮影した写真等を用いる。

なお、必要に応じて担当者を派遣して写真やビデオの撮影、録画等を行う。

2 住民への広報計画

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課，秘書広報課，情報政策課）

(1) 広報の内容

市が実施する広報活動においては，次の事項に重点をおくものとする。

- ① 災害時における住民の注意事項
- ② 災害に係る情報及び被害の状況
- ③ 災害応急対策の実施状況
- ④ 避難の勧告，避難先の指示及び避難所での心得
- ⑤ 災害復旧の見通し
- ⑥ 電気，ガス，水道等供給の状況
- ⑦ 交通運輸の状況
- ⑧ 人心安定，志気高揚に関する事項
- ⑨ その他必要な事項

(2) 広報の方法

市は，防災関係機関と緊密な連絡をとり，情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

広報手段としては，広報車，広報紙，インターネット，ケーブルTV等を活用して行うものとするが，携帯電話，アマチュア無線等の通信手段も活用する。

なお，おおむね災害が終結したときは，広報車により避難所等を巡回して必要な広報活動を行うものとする。

3 取材対応計画

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課，秘書広報課）

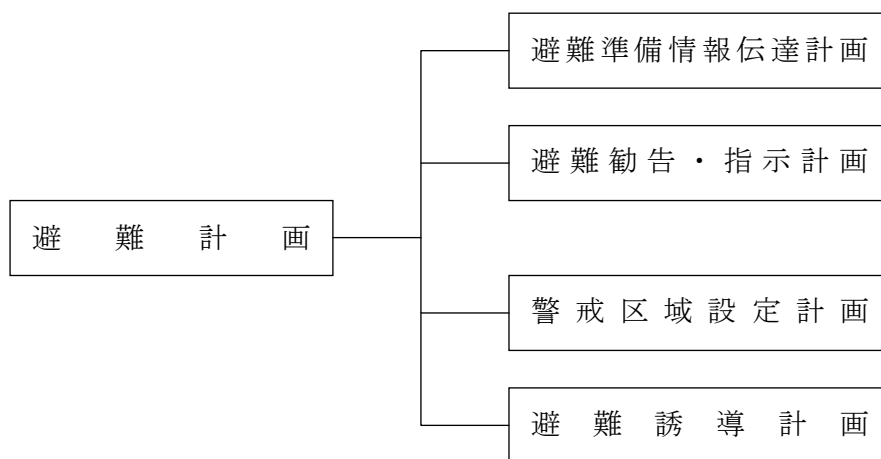
災害に関する情報及び三好市災害警戒・対策本部の災害対策事項，その他住民に周知すべき事項は，災害警戒・対策副本部長が事項の軽重，緊急性等を検討した上で，記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げること。）によって取材に対応するものとする。

なお，取材に係る庶務的事項は総務課において所掌するものとする。

第9節 避難計画

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命又は身体の安全を確保するため、市長は、関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、又は安全に避難誘導して未然に災害を防止する必要がある。

また、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする。



1 避難準備情報伝達計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課，環境福祉部関係課），徳島県

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難準備情報の伝達を行うものとする。

避難準備情報の伝達にあたっては、広報車等を利用し、関係区域を巡回して広報するとともに、自主防災組織や自治会等の地域住民に協力を求めるものとする。

特に、避難行動に時間を要する高齢者等の災害時要援護者に対しては、自主防災組織や自治会、民生児童委員など地域住民に協力を要請し、計画された避難所に避難を求めるものとする。

2 避難勧告・指示計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課，情報政策課），徳島県，三好警察署，自衛隊

(1) 避難勧告・指示の実施責任者

避難の措置の実施責任者は，関係法令の規定に基づき，次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

① 市長（災害対策基本法第60条）

I 市長は，火災，がけ崩れ等による災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（徳島県及び徳島気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合等）において，住民の生命，身体を災害から保護し，その他災害の拡大を防止するため，特に必要があると認めるときは，必要と認める地域の居住者に対し，避難のための立退きを指示し，又は勧告を行うものとする。

II 知事は，県の地域に係る災害が発生した場合において，当該災害による被害が甚大で，市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，市が実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

市の事務の代行を開始し，又は終了したときは，その旨を公示する。

III 市長は，Iにより措置した場合及び警察官，自衛官から立退きを指示した旨の連絡があった場合は，直ちに県に報告する。

② 水防管理者（市長）（水防法第21条）

水防管理者（市長）は，洪水により著しく危険が切迫していると認めるときは，危険な地域の居住者に対し立退きを指示する。

立退きを指示した場合は，直ちに警察署長にその旨を通知する。

③ 知事又はその命を受けた職員（水防法第21条，地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた職員は，洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは，危険な地域の居住者に対し立退きを指示することができる。

立退きを指示した場合は，直ちに警察署長にその旨を通知する。

④ 警察官（災害対策基本法第61条，警察官職務執行法第4条）

警察官は，災害により住民の生命，身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し，市長が避難のための立退きを指示できないと認めるとき，又は市長から要求があったとき，若しくは住民の生命，身体に危険が急迫していると自ら認めるときは，直ちに当該区域の居住者等に対し避難のための立退きを指示するものとする。

⑤ 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害により危険な事態が生じた場合で，警察官がその場にいないときは，危険な場所にいる住民に対し避難等について必要な措置をとることができる。

(2) 避難勧告・指示の区分

災害の状況により，事前避難勧告と緊急避難指示に区分して避難の勧告又は指示を行う。

① 事前避難勧告

気象状況や土砂災害警戒情報等により，過去の災害の発生例，地形等から判断して，災害発生のおそれがある場合に，危険区域の住民に対し，避難の準備又は避難所等への避難を勧告する。

② 緊急避難指示

事前避難のいとまがなく，区域内に災害の発生が確定的となった場合又は一部に災害が発生したときに居残っている者がいる場合に，緊急避難の指示をする。

(3) 避難勧告・指示の内容

市長等避難の勧告又は指示をする者は，次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難勧告又は指示の理由
- ⑤ その他必要な事項

(4) 関係機関の相互連絡

県，市，水防管理者（市長），県警察及び自衛隊は，避難の措置を行ったときは，法令に基づく報告又は通知を行うほか，避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関にすみやかに連絡するものとする。

① 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
市長	災害対策基本法第60条に基づき避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき	知事 危機管理部 TEL 088-621-2704
	災害対策基本法第61条に基づき警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき	
水防管理者（市長）	水防法第21条に基づき避難のための立退きを指示したとき	三好警察署長 TEL 72-0110
警察官	災害対策基本法第61条に基づき避難のための立退きを指示したとき	市長
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条に基づき避難のための立退きを指示したとき	三好警察署長 TEL 72-0110

② 報告又は通知事項

報告又は通知事項は，おおむね次のとおりとする。

- I 避難の措置の内容
- II 勧告又は指示をした日時及び対象区域
- III 対象世帯数及び人員

(5) 住民への周知徹底

避難の勧告又は指示をした場合は，次の方法を併用するなど，事情に即した方法で危険区域の住民に対しすみやかにその旨の周知徹底を図るものとする。

① ラジオ，テレビ放送による広報

ケーブルテレビや他の放送局に対して，勧告又は指示を行った旨を通知し，関係区域の住民に広報すべき事項を明示して広報を依頼する。

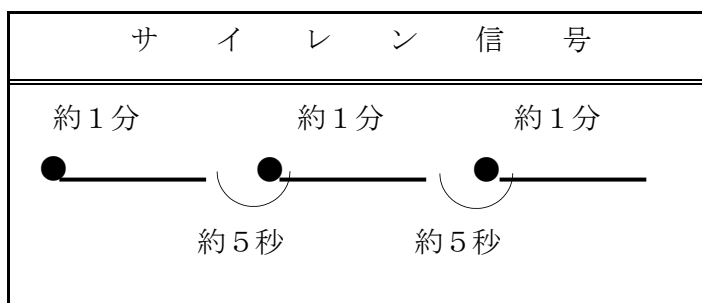
② 音声告知端末や広報車による広報

音声告知端末を利用して，関係区域の住民に周知する。

また、必要に応じて市の広報車等を利用し、関係区域を巡回して広報する。

③ 信号による伝達（水防信号）

サイレン信号により伝達する。



④ 自治会内の連絡網の活用

自主防災組織や自治会等を通じて、関係区域内の住民に伝達する。なお、災害の発生が確定的となり、緊急避難指示を出す場合は、むやみに自治会等に頼ることがないようにしなければならない。

⑤ 個別訪問による伝達

避難の勧告又は指示をしたときが夜間で停電している場合においては、消防団、自主防災組織、災害ボランティア等により関係区域の家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

3 警戒区域設定計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部），
三好警察署，自衛隊

(1) 警戒区域設定の目的

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、人的な被害の未然の防止を図る。

(2) 警戒区域の設定

① 市長（災害対策基本法第63条）

市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、禁止又は退去を命ずる。

② 警察官（災害対策基本法第63条）

市長又はその職権を行う吏員が現場にいないとき，又はこれらの者から要求があつたとき，警察官は，市長の権限を代行する。

市長の権限を代行したときは，直ちに市長に通知する。

③ 自衛官（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は，市長，警察官が現場にいない場合に限る，市長の権限を代行する。

市長の権限を代行したときは，直ちに市長に通知する。

④ 消防職員又は水防職員（消防法第28条，水防法第14条）

消防活動，水防活動を確保するために，消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。

(3) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った場合は，第2の避難勧告・指示計画と同様の方法により，住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

4 避難誘導計画

— 主な実施機関 —

市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部），
徳島県，三好警察署，自衛隊

(1) 避難誘導の実施

消防職員，警察官その他の避難措置の実施者は，住民が安全かつ迅速に避難できるよう，次により避難先への誘導に努めるが，避難は住民が自主的に行うことを原則とする。

なお，自主防災組織は，避難が円滑に行えるよう集団避難の実施に努めるものとする。

また，災害時要援護者の避難誘導については，自主防災組織や自治会など地域住民においても，福祉関係者との連携の下，市に協力して，避難誘導を実施するよう努めるものとする。

① 避難の順序

避難の順序は，傷病者，障害者，高齢者，幼児等を優先し，一般人を次順位とするものとする。

② 誘導経路等

誘導経路等については，周囲の状況等を的確に判断し，その安全性を確認の上，危

険箇所には表示，なわ張り等を行うほか，要所に誘導員を配置し，事故防止に努めるものとする。特に夜間は照明を確保し，浸水地等には必要に応じて船艇，ロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

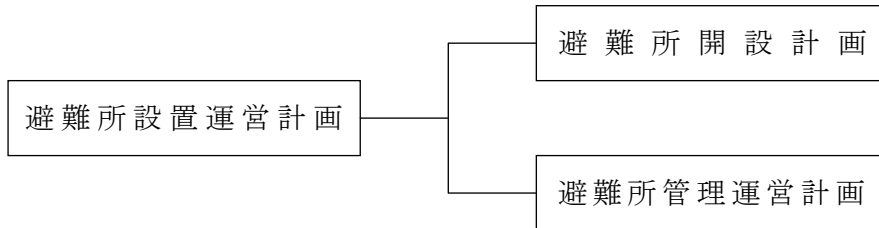
市は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にし，日頃から避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

(3) 応援協力

市は，自ら避難者の誘導及び移動の実施が困難な場合，他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するものとする。

第10節 避難所設置運営計画

災害によって現に被害を受け、住居をそう失するなど引き続き救助を要する被災者等に対しては、避難所を開設し、応急的な食糧等の配付を行うなど一時的に収容保護する必要がある。



1 避難所開設計画

主な実施機関
市（総務課，危機管理課，地域福祉課，各総合支所）

(1) 避難所の開設

市は、災害時要援護者等の避難に留意しつつ、災害が発生する可能性から、避難所の開設を検討し、災害の発生が確実視されるとき、又は、被害状況により避難所を開設する必要があると認めるときは、次の設置基準（災害救助法に準ずる。）に基づき避難所の開設を決定する。

市は、避難所の開設を決定した場合には、自主防災組織等の地域住民の協力により予め指定した避難所開設担当者を派遣し、避難所を開設するものとする。

① 設置基準

I 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇した者（旅館の宿泊人，通行人等）
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

II 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合にあっては避難所等に設置する小屋，テント等の野外収容施設

（指定避難場所一覧 … 資料編に添付）

② 設置期間

災害発生の日から7日間とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受けるものとする。

(2) 避難所の選定及び収容方法

市は、あらかじめ土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、高齢者等の災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

① 設置場所の選定

災害時の避難をより適切、有効なものにするため避難場所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるがその選定基準は概ね次のとおりとする。

- I 洪水の場合は、低地、川沿等をさけた高地
- II 土砂災害の場合は、土砂災害のおそれのある危険地の区域外に存在する場所
- III 大火災を防除できる面積等を備えた場所

② 収容方法

- I 主な収容場所は、学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物を応急的に整備して使用するのが適当であるが、これらの適当な施設が得難いときは野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置するものとする。
- II 災害の状況により、予定した避難所が使用できないときは、市長は、知事又は隣接市町村長と協議して所要の措置を講ずるものとする。

(3) 避難所開設の要請等

市は、避難所として既存の建物がない場合又は既存の建物が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達について協力を要請するものとする。

(4) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、すみやかに次の事項を県及び関係機関に報告又は通知するものとする。

- ① 避難開始日時
- ② 避難所開設場所
- ③ 収容状況
- ④ 開設期間の見込み

2 避難所管理運営計画

主な実施機関
市（総務課，危機管理課，地域福祉課，各総合支所）

(1) 避難所の運営

① 避難所の管理

市は、避難所を開設したときは、避難所内の秩序を保持するため、次の措置を講ずる。

- I 避難者名簿の作成
- II 避難者に対する災害情報の伝達
- III 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- IV 避難所に関する各種相談

② 避難所の実態把握

市は、避難所開設後直ちに避難所における避難者の生活環境を把握するため、次の事項等についての実態把握に努める。

- I 水道，電気，電話の復旧状態
- II 仮設トイレの個数や設置場所
- III 避難所の清掃，室温，湿度，換気状態
- IV プライバシーの保護

③ 職員等の派遣

市は、避難所を開設したときは、職員を派遣し、自主防災組織，ボランティア等の協力を得て、収容された被災者に対し、必要に応じ次の業務を行う。

- I 給水，給食
- II 毛布，衣料，日用必需品等の支給
- III 負傷者に対する応急医療
- IV 行政相談等必要とされるその他業務

(2) 災害時要援護者への対応

① 避難生活支援

市は、避難所に収容された高齢者，身体障害者等の災害時要援護者に対する避難支援対策を充実・強化を図るため、次のような措置を講ずる。

- I 高齢者，身体障害者等災害時要援護者に向けた情報提供に十分配慮する。
- II 災害時要援護者の応急仮設住宅への優先的入居，高齢者・身体障害者向け仮設住宅の設置に努める。

Ⅲ 災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ保健師等による巡回健康相談を実施する。

② その他

市は、災害時要援護者のうち必要とされる者には、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら避難生活の支援を計画的に実施する。

(3) 避難生活への配慮

① 避難の長期化への対応

市は、避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

また、大規模災害により避難が長期間に亘る場合は、市は、地域性や避難所の収容人数等を勘案して、避難所の取りまとめを検討する。

② 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めるものとする。また、市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるよう努めるものとする。

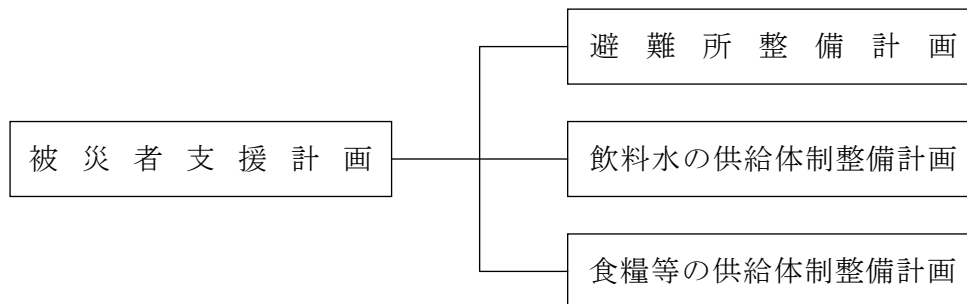
③ 被災者のQOL（生活の質）の確保

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営をはじめ、食料や生活必需品等の支給に当たり、乳幼児、高齢者、食物アレルギー者、女性等に配慮。

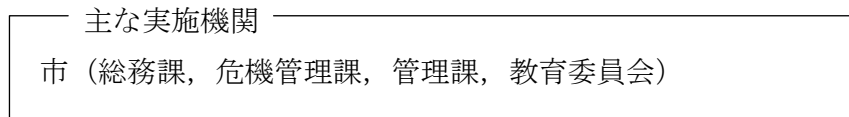
第11節 被災者支援計画

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失するなど引き続き救助を要する住民に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、避難所としての施設の指定及び整備を行う必要がある。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品のそう失、流通機能の一時的停止や低下が起こった場合には、被災者への食糧、生活必需品等の迅速な供給が必要となるため、災害発生直後から被災者に対し円滑な生活救援物資の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行う必要がある。



1 避難所整備計画



(1) 避難所の指定

市は、避難場所に避難した被災者のうち住居等をそう失するなど引き続き救護を要する者に対する収容保護を目的として避難所を指定する。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難所は、原則として、大字等の集落を単位として指定する。
- ② 避難所は、耐震性・耐火性の高い公共建築物（学校、体育館、公民館等）を利用する。
- ③ 避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室4㎡あたり2人を目安とする。

(指定避難場所一覧 … 資料編に添付)

(2) 避難所の耐震性の確保

市は、避難所に指定した建築物については、できるだけ早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するものとする。

(3) 避難所の備蓄物資

市は、避難所等に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくものとする。主な備蓄物資は次のとおりとする。

ア 飲料水, 食糧	キ 給水用機材
イ 生活必需品	ク 医薬品
ウ 通信機材	ケ 仮設の小屋又はテント
エ 放送設備	コ 防疫用資機材
オ 照明設備 (非常用発電器を含む)	サ 工具類
カ 炊出しに必要な機材及び燃料 (鍋, 釜, 包丁, 食器セット)	

2 飲料水の供給体制整備計画

主な実施機関 市 (総務課, 危機管理課, 水道課, 各総合支所)

(1) 飲料水の備蓄

① 目標数量

市の想定避難者約1,000人の3日分(1人1日3ℓ)程度に相当する量を目標とする。

② 容器保管場所及び品名・数量

品名・数量 容器保管場所	給水タンク		ポリ容器		ポリ袋
	2 m ³	1 m ³	18ℓ	10ℓ	2~20ℓ
三好市内			375	250	625

(2) 飲料水等の確保対策

① 小中学校の給水設備等の耐震化を図る。

② 小中学校のプールの耐震化, 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置, 利用可能な井戸の登録, ろ水器の配備等により飲料水及び生活用水を確保する。

- ③ 浄水器の導入による飲料水の確保について検討する。
- ④ 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

3 食糧等の供給体制整備計画

主な実施機関
市（総務課，危機管理課，商工政策課，観光課）

(1) 食糧の備蓄

① 目標数量

市の想定避難者約 1, 000 人の 1 日分程度に相当する量を目標とする。

② 品名

- I 主食 ——— 乾パン，アルファ化米，即席めん，その他
- II 乳児食 ——— 粉ミルク，離乳食，ほ乳びん，その他
- III 副食品等 ——— 副食品（梅干し，つくだ煮，缶詰め等），調味料（塩，みそ，しょうゆ等），災害時要援護者向け食品（粥，減塩食品等）

③ 備蓄場所及び数量

I 主食

品名・数量 備蓄場所	乾パン	アルファ化米	即席めん	合計
三好市内	1,500食	500食	1,000食	3,000食

II 乳児食

品名・数量 備蓄場所	粉ミルク	離乳食	ほ乳びん	合計
三好市内	270食(23缶)	270食	30本	540食

- (注) 1. 乳児食については，3 日分に相当する量を目標とする。
2. 粉ミルクは 1 缶 350 g として換算。

Ⅲ 副食品等

品名・数量 備蓄場所	副食品	調味料	災害時要援 護者向食品	合 計
三 好 市 内	2,000食	1,000食	250食	3,250食

(2) 食糧等の備蓄体制

市は、(1) の①の目標数量の食糧備蓄に努めるとともに、更新及びメンテナンスに配慮するものとする。

4 情報の提供

主な実施機関 市（危機管理課，情報政策課）

(1) 情報の提供

居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備。

(2) 市のホームページを活用した情報発信の代行支援体制の整備。

第12節 土砂災害応急対策計画

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の土砂災害に関する情報収集・伝達、雨量の測定、避難勧告・指示等、警戒避難体制に関し、次のとおり定める。

主な実施機関 市（総務課，危機管理課，工務課，農業振興課，林業振興課）
--

1 警戒体制の確立

(1) 危険区域の警戒体制は気象注意報・警報及び徳島県土砂災害警戒システム等を判断基準とし、危険区域内に災害発生のおそれがある場合に警戒体制を指示するものとする。

(2) 警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。

① 第1警戒体制

- I 気象警報発令等の広報及び警戒等の周知
- II 危険区域に対する警戒及び巡回

② 第2警戒体制

- I 必要により住民に対する避難準備の広報，避難勧告及び避難指示
- II その他，状況により必要と認める事項

(3) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、樹木の状況、土質等により判断するが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。なお、土砂災害警戒情報が発令された場合は、発令地区での警戒を強化する。

＜警戒体制をとる場合の基準雨量＞

体制別 雨量	第1警戒体制	第2警戒体制
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が50mmをこえたとき	当日の日雨量が50mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	当日の日雨量が80mmをこえたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が100mmをこえたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

(4) 土石流危険区域に対する警戒体制

土石流はそれぞれの溪流の地形，地質的条件並びに降雨特性により著しく異なるので，土石溪流の警戒基準は，溪流ごとの特性を十分考慮して判断するが，おおむね次の雨量を基準とする。なお，土砂災害警戒情報が発令された場合は，発令地区に関わる溪流について警戒を強化する。

＜土石流対策雨量基準＞

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制
連続雨量		200mm	300mm以上
日雨量		150mm以上	200mm以上
6時間雨量		120mm以上	180mm以上
4時間雨量		100mm以上	150mm以上
2時間雨量		70mm以上	100mm以上
1時間雨量		50mm以上	60mm以上

2 危険区域における情報の収集

- (1) 警戒体制が指示されたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは，危険区域内に警戒隊（組織計画で定めるほか，本部長が必要と認める班によって編成する）を派遣し情報の収集を行うものとする。
- (2) 情報の内容は，危険区域及びその付近の災害発生のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水，湧水，亀裂，竹木等の傾倒，人家等の損壊の現象等）住民及び滞在者の数等とする。
- (3) 情報は，原則として市対策本部へ通報する。

3 警戒避難

土砂災害から生命を守るため，危険区域内の住民は次のような場合は，自主的に警戒避難を心がけるものとする。

- (1) 山鳴りがする場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず，溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
- (4) 斜面から水が噴き出してきた場合
- (5) 沢や井戸の水が濁ってきた場合

- (6) 地面にひび割れが出来た場合
- (7) 崖から小石がバラバラ落ちてきた場合

4 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく緊急調査

- (1) 重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省四国地方整備局が、その他の場合については徳島県が緊急調査を行い、これに基づき被害の想定される区域・時期の情報が土砂災害緊急情報として市へ通知されるとともに、一般へ周知される。
- (2) 緊急調査の対象となる事象を以下に示す。
 - ① 河道閉塞（天然ダム）による湛水を発生原因とする土石流＜国土交通省が実施＞
 - I 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
 - II おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合
 - ② 河道閉塞（天然ダム）による湛水＜国土交通省が実施＞
 - I 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
 - II おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合
 - ③ 地すべり＜徳島県が実施＞
 - I 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は被害が広がりつつある場合
 - II おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

5 避難準備情報の伝達、避難勧告及び避難指示

- (1) 大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、危険が予測されるときは、住民等に注意を喚起するとともに、特に高齢者等の災害時要援護者に対しては、自主防災組織等と連絡を密にすることにより、避難準備情報を伝達し、その状況に応じて住民が自ら危険性を判断して避難することを促すものとする。
- (2) 大雨、豪雨、その他の異常な自然現象により、危険が増したとき（徳島県及び徳島地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、国土交通省又は徳島県から土砂災害緊急情報が通知された場合にはこれらを参考とする）は、それぞれ危険個所ごとに、又は土砂災害緊急情報により通知された区域等に対し、居住者、滞在者等に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、周知にあつては災害時要援護者等に配慮する。

6 避難所の開設

- (1) 避難所は避難の勧告、指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な避難所をあらかじめ指定し、開設するものとする。
- (2) 避難者の誘導は原則として、警察官、消防職団員、および市職員が行うが、状況によ

り各自治会等に協力を求め、これらの指示と統制をもとに災害要援護者等を優先して行うものとする。

7 広報の方法

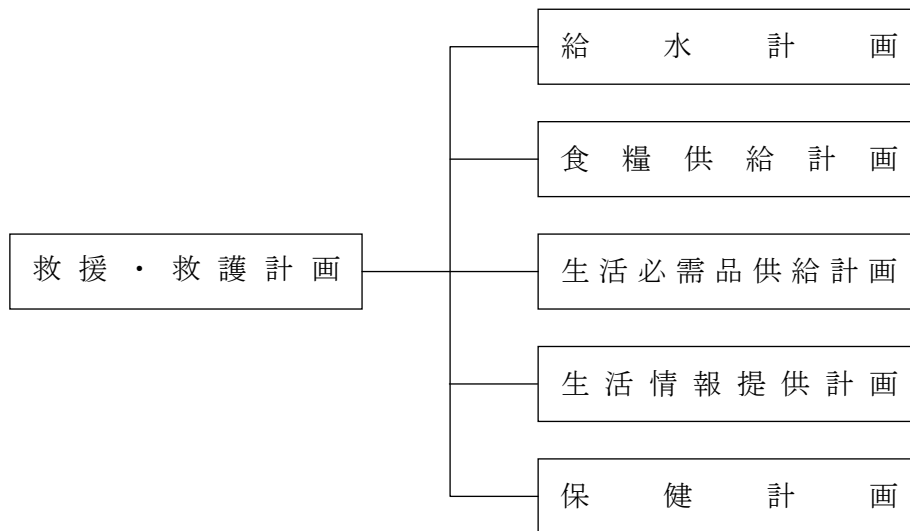
- (1) 音声告知端末による広報
- (2) 防災行政無線による広報
- (3) ケーブルテレビによる広報
- (4) 市職員等の口頭による広報
- (5) 広報車による広報
- (6) サイレン・警鐘による広報
- (7) ホームページによる広報
- (8) 緊急速報メール（携帯電話）

(各防災機関雨量観測所一覧表 … 資料編に添付)

第13節 救援・救護計画

災害後住居の被害等による避難所の避難者や在宅避難者においては、生活を維持していくために必要な物資が被害を受け又は流通の混乱等により物資の確保が困難になった場合であっても、基本的な生活物資は確保されなければならない。このため、特に、飲料水、食糧、生活必需品等の応急物資の供給を積極的に行うとともに、生活に必要な情報についても適宜提供する必要がある。

なお、避難所においては、避難者が健康的な生活を維持していくためには、防疫、健康管理、入浴施設等についても配慮する必要がある。



1 給水計画



(1) 実施責任者

被災者に対する飲料水の直接の供給は市長が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事から委任を受けた市長がこれを行う。

また、被害が甚大で、あるいは被害が広域にわたり、市で対応できない場合は、知事がこれを行う。

(2) 応急資機材の確保

応急給水に必要な資機材はあらかじめ備蓄している機材の放出及び流通在庫の調達により確保するものとする。

なお、市は、被害状況により確保することが困難と認められる場合は、県に調達を要請するものとする。

(3) 応急給水活動

① 確保目標水量

市は、被害状況等を検討し、応急復旧状況を考慮しながら、応急給水目標水量を定め、応急給水を実施するものとする。

② 応急給水方法

応急給水方法は運搬給水及び拠点給水方式を併用するものとするが、運搬給水方式は、災害発生直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予測されるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

I 拠点給水方式

指定避難場所及びこれらの近隣の浄水場、配水池等を給水拠点に設定し、また、耐震性貯水槽の計画的な整備等により、飲料水を確実に確保する。

II 運搬給水方式

災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合に有効な方法であり、次のような特別な拠点には、運搬給水で対応するものとする。

ア 災害救護所及び病院

イ 避難所

ウ その他災害対策本部が指定した場所

③ 応急給水対策

I 応急給水拠点を確保、整備する。

II ポリ容器、ポリタンク、給水タンク等を確保する。

III 市の保有車両及び調達車両等輸送手段を確保する。

IV 井戸、プール、河川等利用可能な水源の調査及び検水を実施し、緊急水源の確保に努める。

V 市町村相互の応援給水体制及び応急給水資機材の相互融通体制の整備に努める。

VI 被害の状況により必要と認められる場合は、関係機関に対し応急給水活動の応援及び緊急水源の検水等必要な応援を要請する。

④ 水質の安全対策

I 給水拠点に設置する耐震性貯水槽等については、日ごろより定期的に水質検査を実施し、また、残留塩素を補うために必要な薬品の備蓄に努める。

II 給水車、仮設貯水槽等については使用直前に清掃、消毒を行った後に飲料水を貯水する。

2 食糧供給計画

— 主な実施機関 —
市（農業振興課，林業振興課，商工政策課，観光課）

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊出し等は，市長が実施するものとする。

なお，災害救助法が適用された場合は，知事からの委任を受けた市長がこれらを行うものとする。

(2) 応急食糧の確保

① 必要量の調査

市は，調査班を編成して現地へ派遣し，応急食糧の必要地域，必要数量，必要品目等を把握する。

② 市単独による食糧確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

I ① による調査結果に基づき，市の備蓄食糧を放出する。（備蓄食糧については，第3章第11節の被災者支援計画を参照）

II Iによっても不足する場合は，あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

③ 県への協力要請等

I 市単独で食糧の確保が困難と認められる場合は，県に対して食糧の供給を要請する。

II 災害救助法が適用された場合，米穀及び乾パンについては，市単独での確保ができない場合は，市長を通じて知事に対しこれらの供給を要請するものとする。

III これらの要請について，市長は，緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼するほか，通信途絶などの場合には，中四国農政局徳島地域センター等最寄りの支所長に要請を行うことができる。

ただし，事後すみやかに知事に報告するものとする。

(3) 応急食糧の輸送

市は，必要と認められる場合は，食糧集積地（原則として緊急輸送拠点の池田総合体育館）を開設し，ここを拠点として食糧の集積，一時保管及び配送を行う。

なお，原則として食糧の輸送等の実施は次によるものとする。

① 市の備蓄食糧

市の備蓄食糧の食糧集積地までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として市が行う。

② 市の調達食糧

事業者より調達する食糧は、当該事業者が食糧集積地まで直送する。（従って、事業者との協定内容には、輸送の項目まで入れる必要がある。）

なお、調達食糧の市内の配送は、原則として市が行う。

③ 県の調達食糧

県の調達食糧の市食糧集積地までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接受取るものとする。

(4) 応急食糧の配付

① 配付対象者

市は、次の事項を勘案し、配付対象者を決定するものとする。

I 避難所に収容された者

II 住居が全焼、流失、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者

III 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食糧品の持合わせがなく、調達が困難な者

IV 被災により一時縁故先に避難する者で、食糧品をそう失し、持合わせのない者

② 配付品目

市は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、確保した食糧の中から随時決定するものとする。

③ 配付基準

I 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により決定し、配付を行う。

II 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困難な場合は、知事の承認を得て実施する。

④ 配付方法

I 避難所での配付

配付食糧は、避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配付対象者へ

配付する。

II 在宅避難者等への配付

ア 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定避難所へ登録し、当該避難所からイにより食糧の配付を受けるものとする。

イ 食糧の配付を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該避難所で受け取ることを原則とする。

ウ 避難所の運営責任者は、当該避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で食糧の配付を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配付を受けることに留意する。

エ イにかかわらず、自ら避難所へ配付食糧の受取りに來れない高齢者や身体障害者等の在宅避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配付する。

⑤ 炊出し

I 炊出しによる食糧の配付は、原則として包装食によることとし、可能な限り保存性のある副食物を添えるものとする。

II 炊出しは、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、避難所又は近隣の給食施設を利用して実施するものとする。

III 市長は、市内において炊出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に実施を依頼するものとする。

3 生活必需品供給計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課，地域福祉課，各総合支所）

(1) 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき物資の確保及び輸送は知事が行うものとする。

(2) 生活必需品の確保

① 必要量の調査

市は、調査班を編成して現地へ派遣し、生活必需品の必要地域、必要数量、必要品目等を把握する。

② 市単独での生活必需品の確保（災害救助法の適用を受けていない場合）

I ①による調査結果に基づき、市の備蓄物資及び流通在庫の調達により対応する。

II ①によっても不足する場合は、あらかじめ協定を締結している事業者より調達する。

③ 県への協力要請等

市単独で生活必需品の確保ができない場合は、県に対して供給を要請する。

(3) 生活必需品の輸送

市は、必要と認められる場合は、第3の3の食糧集積地を生活必需品の集配拠点としても活用する。

なお、原則として生活必需品の輸送等の実施は次によるものとする。

① 市の調達物資

市が調達した物資の集配拠点までの輸送及び市内におけるそれらの配送は、原則として市が行う。

② 県の調達物資

県が調達した物資の集配拠点までの輸送は、原則として県が行う。

ただし、輸送距離等の事情によりそれが困難な場合は、市が直接受取るものとする。

(4) 生活必需品の支給

① 支給対象者

災害のため、住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、生活上必要最小限の家財等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）

② 支給品目

市は、配付の必要な期間及び被害者の実態を勘案しながら、次の範囲内で、確保した物資の中から随時支給するものとする。

寝具、外衣、肌着、身のまわり品、炊事用具、食器等日用品、光熱材料

③ 配付基準

I 災害救助法適用前

災害救助法の基準に準じ、市長の判断により支給する。

II 災害救助法適用後

災害救助法及び同法施行細則により実施するものとするが、それによることが困

難な場合は、知事の承認を得て実施する。

④ 配付方法

避難所において、確保した生活必需品を支給対象者に支給する。

なお、支給に際しては、婦人会、青年団等の地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て実施するものとする。

4 生活情報提供計画

主な実施機関 市（総務課，危機管理課，情報政策課，秘書広報課）

関係各機関は、被災者の生活向上と早期自立を図るために有意義な各種情報を積極的に提供するように努めるものとする。なお、情報媒体としては次のようなものが考えられる。

(1) 情報紙

さまざまな生活情報を集約して、災害ニュース等の情報紙を印刷・発刊し、避難所、関係機関等に広く配布する。

(2) ファクシミリ

各避難所に対し、文書情報を同時提供するためにN T T，通信機器事業者等の協力を得て、生活情報等を定期的に提供する。

(3) インターネット

インターネットプロバイダー等の協力を得て、災害情報や生活情報の入手が可能となる場を設けるとともに、関係機関は各種情報のアップロード等に努める。

(4) コミュニティ放送

各ラジオ局の協力を得て、定期的に災害情報や生活情報の提供を行う。

5 保健計画

主な実施機関 市（健康づくり課）

(1) 健康相談等

市は、被災者に対し次のような保健対策を実施し、被災に伴う健康障害等の予防に努

めるものとする。

① 健康相談

市は、被災者に対し、避難所及び仮設住宅等において健康状態についての調査、高齢者等の災害時要援護者に配慮し保健指導及び健康相談を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

② 巡回保健相談

避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談や、家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、健康相談、健康教育等の巡回サービスを実施する。

③ 予防接種

避難所等においてインフルエンザ等の流行予防と患、重症合併症の併発等を予防するため、予防接種を実施する。

(2) 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、保健センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する次の活動を行うものとする。

- I 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の災害時要援護者への指導、相談
- II 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- III 被災生活が長期にわたることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- IV その他必要な指導、相談

(3) 防 疫

① 防疫活動

市は、知事の指示その他必要に応じ防疫活動班を編成し、保健所職員の協力を得ながら、被災地において次の防疫活動を実施する。

I 情報収集

防疫活動班は、被災地、避難所等の衛生状態を把握するとともに、気象庁、警察署、消防署等との情報交換や住民からの要望等により防疫活動に必要な情報を収集する。

II 消毒方法

感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として、被災家屋及びその周辺地域に対し、石灰、クレゾ

ール及びゾール剤の配布及び消毒を実施する。

Ⅲ ねずみ族・こん虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、汚物堆積地帯その他に対し、殺そ、殺虫剤の散布によるねずみ族・こん虫等の駆除を実施する。

Ⅳ 生活の用に供する水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行う。

Ⅴ 患者等に対する措置

被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、すみやかに医療救護所や最寄りの医療機関を受診させるものとする。

また、避難所等での感染症の蔓延の防止や早期終息を図るため、保健所職員に避難所での疫学調査や効果的な予防策についての協力を依頼し対応する。

Ⅵ 避難所の防疫措置

避難者及び給食従事者の健康状態を調査するとともに、飲料水については特に滅菌して使用する。

Ⅶ 臨時予防接種

知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

② 防疫活動に必要な携行資材

I 噴霧器

II 消毒薬品

III こん虫駆除薬剤

IV 検便資材

V その他必要に応じ防疫薬品資材を一般販売店から緊急調達

③ 保健広報活動

市は、災害発生地域や避難所において、広報紙、広報車等を活用して、災害時の伝染病や食中毒の予防等に関する知識の普及に努める。

④ 報 告

市長は、警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省策定）により三好保健所を経由して知事に報告するものとする。

I 被害の状況

II 防疫活動の状況

Ⅲ 災害防疫所要見込経費

Ⅳ その他

(3) 食品衛生監視

市は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ その他食品に起因する危害発生の防止

(4) 栄養指導等

市は、被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

- ① 炊出し、給食施設の管理指導
- ② 患者給食に対する指導
- ③ その他栄養補給に関する指導等

(5) 入浴施設の確保

市は、被害が甚大で、特に上水道等の復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

① 一般公衆浴場等の再開支援

一般公衆浴場事業者、温泉施設設置者等にその再開を要請し、必要な場合は支援を行う。

なお、浴場等の再開状況については、広報等により避難者等への周知に努める。

② 仮設入浴施設の設置

①によっても入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。

③ 自衛隊による支援

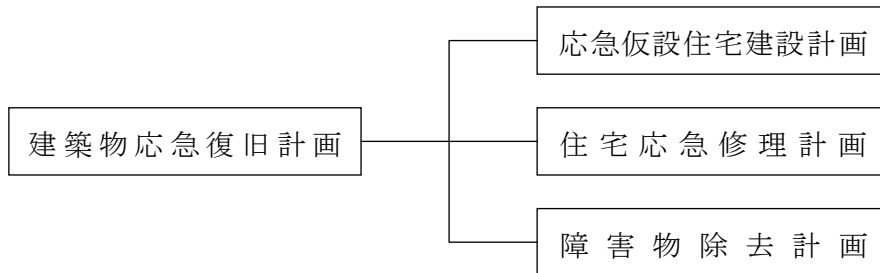
利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

④ その他施設の利用

その他の施設の入浴施設の一般開放を要請するとともに、代替施設等の転用を検討する。

第14節 建築物応急復旧計画

災害のため、住居を滅失又は破損した被害者で、自らの資力では住宅の確保ができない者又は応急修理ができない者等に対し、迅速に住居を提供し被災者の生活を安定させる必要がある。



1 応急仮設住宅建設計画



市は、災害により住宅を滅失した世帯に対し、応急仮設住宅を建設するものとする。
なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、県が行う。

(1) 建設用地等

① 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害の状況により次のうちから選定する。

- I 被災者所有の土地
- II 被災者の親類、知人等から提供された土地
- III 国，県，市町村等公共機関の所有地で，住宅建設に適当な土地
- IV その他の土地

② 収容対象者

収容対象者は、次のいずれにも該当する世帯の者とする。

- I 住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって，居住する住宅がないもの
- II 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

③ 住宅の種類

- I 一般向け
- II 高齢者，身体障害者向け

④ 建設の時期

地震災害が発生した日から20日以内に着工

⑤ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(2) 建設資材

住宅の建設のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、市がその確保について斡旋を行うものとする。

(3) 野外収容施設

市は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設があっても被害者の全員を収容できないときは、必要に応じ臨時に付近の適切な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

(4) 公営住宅等の確保

市は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、市営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、県営住宅の空き住宅への優先入居等を県に要請するものとする。

2 住宅応急修理計画

主な実施機関

市（管理課）

市は、災害により住宅を破損した世帯に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、県の委任を受けて町が行う。

(1) 対象住宅

修理の対象となる住宅は、災害により住宅が半壊又は半焼し、その居住者が現に日常生活を営むことができない状態にある住宅で、自らの資力では応急修理することができない住宅とする。

(2) 修理箇所

応急修理を実施する箇所は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分とする。

(3) 修理資材

住宅の応急修理のための資材は請負業者が確保することを原則とするが、災害による混乱等により請負業者が資材を確保できないときは、市がその確保について斡旋を行うものとする。

3 障害物除去計画

主な実施機関 市（工務課）

市は、災害により土石、竹木、土砂等の障害物が、住宅又はその周辺の日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた世帯に対し、その障害物を除去するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、県の委任を受けて市が行う。

(1) 対象世帯

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分及び玄関等に障害物が運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない世帯で、自らの資力では障害物を除去できない世帯とする。

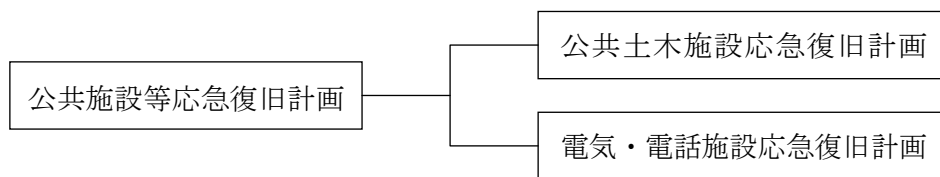
(2) 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所は、市の所有地で交通及び住民の生活に支障のない場所とし、その他の用地を使用する必要がある場合は、民有地を一時的に借上げて集積場所とする。

第15節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川等の公共土木施設は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。これらの施設が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。



1 公共土木施設応急復旧計画



(1) 道路施設

① 基本方針

- I 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- II 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- III 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

② 情報収集

市は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

③ 応急復旧活動

I 応急対策

ア 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

イ 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

II 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

④ 避難路線・重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を避難路線・重点路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

(緊急輸送路の一覧表 … 資料編に添付)

⑤ 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

(2) 河川施設

① 基本方針

災害により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

② 応急対策

I 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。

II 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に仕切りを行うとともに、内水の排除に努める。

③ 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を經由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

2 電気・電話施設応急復旧計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課），四国電力㈱，西日本電信電話㈱

(1) 情報の伝達・広報

市は、四国電力㈱及び西日本電信電話㈱の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力㈱及び西日本電信電話㈱に伝達するものとする。

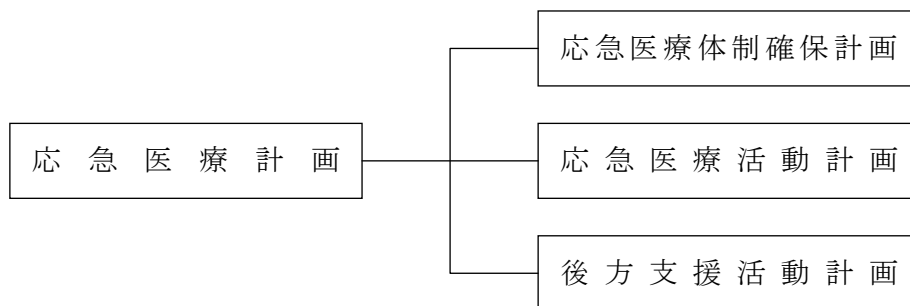
また、市は、電気・電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の住民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて住民に周知するものとする。

(2) 応援の実施

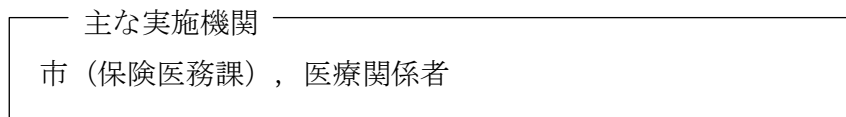
市は、四国電力㈱及び西日本電信電話㈱から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、市の行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をするものとする。

第16節 応急医療計画

大規模な災害が発生した場合には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要がある。



1 応急医療体制確保計画



(1) 初動体制等

① 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

市は、三好市医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関（診療所及び歯科診療所を含む。）の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

② 初動体制の確保

I 医師をはじめとする医療従事者等は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの救急医療機関や保健所等において救急医療や情報収集等に従事するものとする。

II 被災地域内の定められた場所が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保等に考慮しながら、安全な場所に医療救護所を設置し、応急医療を行うものとする。

③ 救護班の編成

- I 市は、必要に応じて市内の医療機関（開業医）又は助産師の応援を得て、医師、看護師、助産師又は保健師をもって救護班を編成し、出動するものとする。
- II 災害の種類及び程度によっては、三好市医師会、徳島県歯科医師会三好支部、三好郡市薬剤師会等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。
- III 災害の程度によっては市の能力をもってしても十分な対応ができないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。

（医療機関 … 資料編に添付）

(4) 救護所の設置

市は、必要に応じて、学校、集会所、病院等に医療を実施するための救護所を設置するものとする。

2 応急医療活動計画

主な実施機関
市（保険医務課）、徳島県、医療関係者

(1) 医療機関等

市及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資機材を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

(2) 救護班

① 輸 送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。

② 連絡要員の配置

市は、被災地域内の医療情報の拠点に応援のために市職員を派遣し、各医療救護所に配置するなど、救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。

③ 業 務

救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- I 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- II 後方医療救護機関への転送の可否及び転送順位の決定
- III 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- IV 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- V 助産
- VI 死亡の確認
- VII 死体の検案
- VIII 記録及び災害対策本部への報告
- IX その他状況に応じた処置

④ ボランティアとの連携

救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

(3) 医薬品等の供給

- ① 市は、関係機関において緊急輸送路を確保し、市役所に備蓄している医薬品並びに三好市医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。
- ② 輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターへ供給を要請するとともに、必要に応じて県及び日本赤十字社徳島県支部に要請して県外からの供給を受けるものとする。

3 後方支援活動計画

主な実施機関

市（監査委員事務局，行革推進室，会計課），みよし広域連合（消防本部），徳島県，医療関係機関

(1) 患者受入先の確保

① 後方医療施設の確保

- I 救護班では対処できない重中等症者は、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。

II 後方医療施設は、原則として病院群輪番制病院及び救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。

III 市は、県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、救護班と消防本部を救急無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これら情報をもとに消防本部は応需可能な後方医療施設を選定する。

② 被災病院等の入院患者の転院等

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要がある場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。

(2) 搬送体制の確保

① 緊急輸送路の確保

市は、重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。

② 傷病者の搬送

I 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

II 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部又は県に対して救急自動車又はヘリコプター等の出動を要請する。

③ 搬送手段の確保

I 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により医療施設への搬送を実施する。

II 市は、消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。

III 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊又は他府県等に要請する。
なお、市は、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。

ア 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策

イ 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段

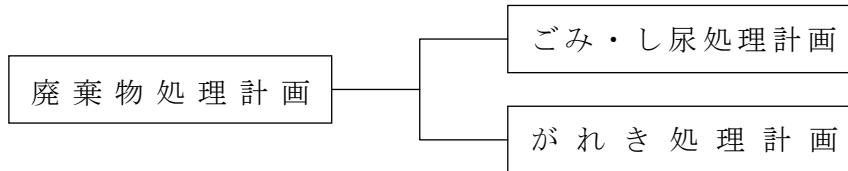
(3) 保健・医療スタッフの確保

① 受入体制の確保

三好市は、医療スタッフの確保に努める。

第17節 廃棄物処理計画

地震の発生により、道路の損壊や障害物等により一時的に通常のごみ・し尿の処理・収集を行うことが困難になる一方、倒壊家屋等から大量のがれきが発生することが予想される。については、被災地域の住民の衛生環境を保全し、復旧活動を円滑に行うため、ごみ・し尿の処理及びがれき処理のための対策を積極的に推進する必要がある。



1 ごみ・し尿処理計画



(1) ごみ処理

① 情報収集

- I 市は、ごみ処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は関係市町村と連携しながら応急復旧を図る。
- II 市は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、ごみの排出状況を把握する。

② ごみ処理計画の策定

市は、災害時におけるごみを一般廃棄物（生活ごみ）と災害廃棄物とに区分し、それぞれについて排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。

なお、廃棄物の排出量の推定は極めて困難であるが、災害の状況等を勘案しながら次の量を目安として推定する。

I 一般廃棄物

- | | |
|----------------|-----------|
| ア 災害発生直後～半月 | 平常時の 85% |
| イ 災害発生後半月～1ヶ月半 | 平常時の 105% |
| ウ 災害発生1ヶ月半以降 | 平常時と同じ |

II 災害廃棄物

- ア 全壊家屋1棟当たり

(ア) 木造 45 t (25.0m³)

(イ) 非木造 246 t (99.0m³)

イ 半壊家屋 1 棟当たり

(ア) 木 造 27.0 t (15.0m³)

(イ) 非木造 147.6 t (59.4m³)

ウ 落下物等 1 件当たり 1 t (0.5m³)

③ 分別収集

市は、廃棄物処理計画の策定にあたっては、ごみの適正な処分を行うため、極力分別・再利用に留意し、最終処分量の削減に努めるものとする。

④ 住民への広報

市は、住民に対して、廃棄物処理計画の内容を周知し、収集日時や収集場所、排出区分などのルールを厳守するとともに、不法投棄の防止を呼びかけるなど、ごみ対策に関する広報に努めるものとする。

⑤ 処理方法

I 一般廃棄物

市は、災害により発生するごみが通常の処理量を上回る場合、住民の協力を得て分別収集を徹底し、次により収集可能な場所に設けられた仮置場に集積するものとする。

ア 生ごみ等

腐敗性のあるごみについては、衛生対策の上から避難所及び人家密集地から離れた仮置場に集積し、収集可能となった時点から最優先で収集・処理を行う。

イ 粗大ごみ等

災害が発生した場合、毛布、畳、ダンボール等のごみで、一時的に大量発生するものについては、必要な場合は周辺環境に配慮しながら仮置場に集積するものとする。

なお、粗大ごみ、不燃ごみ等の集積に際しては、再利用・リサイクル可能なものと最終処分すべきものとに区分して集積するよう努めるものとする。

II 災害廃棄物

倒壊家屋等から大量に排出される瓦、廃材、ブロック等の災害廃棄物については、地域ごとに仮置場を設けて一時的に集積し、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から漸次処分する。

⑥ 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、ごみの処分を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

(2) し尿処理

① 情報収集

I 市は、し尿処理施設の被害状況を把握し、被害がある場合は応急復旧を図る。

II 市は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、し尿の排出状況を把握する。

② 住民への広報

市は、必要に応じて、水洗便所の使用制限及び仮設トイレの設置場所等について広報する。

③ 処理方法

I 水の確保

プール、河川等の自然水等の活用により水を確保し、水洗便所の機能を維持する。

II 緊急くみ取りの実施

便槽等が使用不能になった世帯に対しては、応急的に部分くみ取りを実施する。

III 仮設トイレの設置

必要に応じ、避難所又は地域ごとに仮設トイレを設置する。

④ 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、し尿の処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

(3) 死亡獣畜の処理

① 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。

ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、市が収集・処理するものとする。

② 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。

ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

2 がれき処理計画

主な実施機関 市（環境課）

(1) 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、市が行うものとする。

(2) 情報収集

市は、職員の現地派遣、住民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

(3) 処理方法

① 仮置場の確保

市は、がれきを一時的に集積するための仮置場を確保する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない町所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

② 最終処分

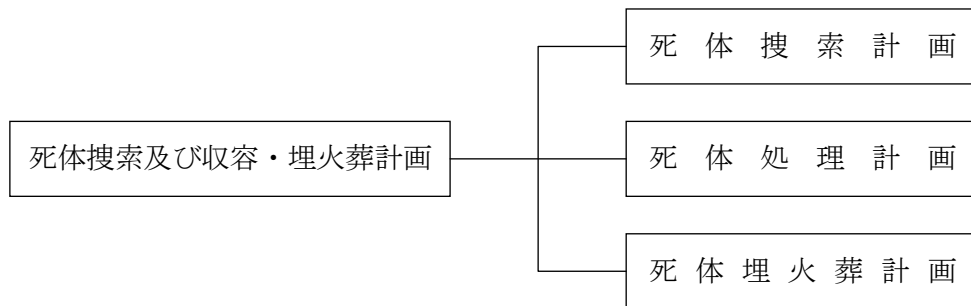
仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

(4) 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

第18節 死体搜索及び収容・埋火葬計画

大規模な災害が発生した場合は、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は災害によりすでに死亡している者の死体の一時保存・検案等の処理を行い、かつ応急的な措置として埋葬又は火葬を行う必要がある。



1 死体搜索計画

— 主な実施機関 —

市（総務課，危機管理課，環境福祉部関係課），みよし広域連合（消防本部），三好警察署

(1) 実施責任者

死体の搜索は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 対象者

死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

(3) 搜索方法

- ① 市は、災害発生時に死亡していると推定される行方不明者があるときは、すみやかに必要な人員及び機械器具等を確保し、搜索にあたるものとする。
- ② 市は、死体の搜索にあたっては、警察，海上保安庁及び消防機関と連携をとり、必要に応じて日赤奉仕団，自衛隊，自主防災組織や住民等の協力を得て実施するものとする。
- ③ 死体搜索中に死体を発見した者は、直ちに所轄の警察署に連絡するものとする。

(4) 応援要請

市は、災害の状況により必要があると認められるとき、又は死体が流失等により他の市町村にあると認められるときなどにあつては、県又は近隣市町村若しくは海上保安庁又は死体の漂着が予想される市町村に対し、応援を要請するものとする。

(5) 災害救助法適用時の基準

① 搜索期間

死体搜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、11日目以降も死体搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

I 延長の期間

II 期間の延長を必要とする地域

III 期間の延長をする理由（具体的に）

IV その他（期間の延長をすることによって搜索される死体の数等）

② 費用の範囲

搜索のために使用する機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費、人夫費とし、その額は通常の実費とする。

2 死体処理計画

主な実施機関 市（地域福祉課），三好警察署

(1) 実施責任者

死体の処理は、市長が実施するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について、その遺族等が災害による混乱のため死体の処理を行うことができない場合に処理する。

(3) 処理方法

① 市の措置

市は、死体を発見したときは、直ちに三好警察署に連絡し、その場で警察官の検視（見分）を得たのち、次の方法により処理するものとする。

I 検案

死体については、すみやかに医師に依頼して検案を実施する。

(検案…死体についての死因その他についての医学的検査を行うこと。)

II 死体の洗浄，縫合，消毒等の処理

災害に伴う混乱により，遺族が死体の処理を行うことができない場合は，死体の洗浄，縫合，消毒等の処理を行う。

III 死体の一時保存

身元が判明している死体は遺族に引き渡すが，身元が判明しない死体については，埋火葬等の処理をするまで一時保存を行う。

保存にあたっては，棺桶，ドライアイス等を調達し，遺体の腐乱を避ける。

IV 死体安置所の確保

大規模災害時に際し，死体の尊厳を保ちながら，遅滞なく業務を遂行できるようあらかじめ施設を設定する。

② 警察官の措置

警察官は，死体を発見し又は発見の届出を受けたときは，すみやかに次の措置を講ずるものとする。

I 身元の明らかな死体については，検視をして，所持金品等とともに死体を遺族に引き渡す。

II 身元の明らかでない死体については，検視をして，所持金品等とともに死体を市に引き渡す。

(4) 災害救助法適用時の基準

① 処理期間

遺体処理の期間は，災害発生の日から10日以内とする。

ただし，11日目以降も死体処理を行う必要がある場合は，処理期間内（10日以内）内に次の事項を明らかにして知事に申請する。

I 延長の期間

II 期間の延長を必要とする地域

III 期間の延長をする理由（具体的に）

IV その他（期間の延長をすることによって取扱いを要する死体の数等）

② 費用の範囲

I 死体の洗浄，縫合，消毒の措置

II 死体の一時保存

III 死体の検案

3 死体埋火葬計画

主な実施機関
市（地域福祉課，環境課）

(1) 実施責任者

死体の埋火葬は，市長が実施するものとする。

ただし，災害救助法が適用された場合は，知事の委任を受けて市長が行う。

(2) 対象者

災害により死亡した者について，その遺族等が災害による混乱のため埋火葬を行うことができない場合などに応急的な措置として土葬又は火葬に付する。

(3) 埋火葬の方法

- ① 埋火葬は，原則として死体を火葬に付し，遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。
- ② 事故死等による死体については，警察機関から引き継ぎを受けた後埋火葬する。
- ③ 埋火葬は，「遺体埋火葬許可証」に基づき，火葬に付する。
- ④ 火葬を終えた遺骨及び遺留品は一時保管し，遺族等からの申し出により引き渡す。

(4) 身元不明死体の取扱

- ① 身元不明死体については，警察その他関係機関に連絡し，その調査にあたりとともに，遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後，埋火葬する。
- ② 被害地以外に漂着した死体等のうち身元が判明しない死体は，行旅死亡人としての取扱いの例による。

(5) 災害救助法適用時の基準

① 埋火葬の期間

埋火葬の期間は，災害発生の日から10日以内とする。

ただし，11日目以降も埋火葬を行う必要がある場合は，埋火葬期間内（10日以内）に次の事項を明らかにして知事に申請する。

I 延長の期間

II 期間の延長を必要とする地域

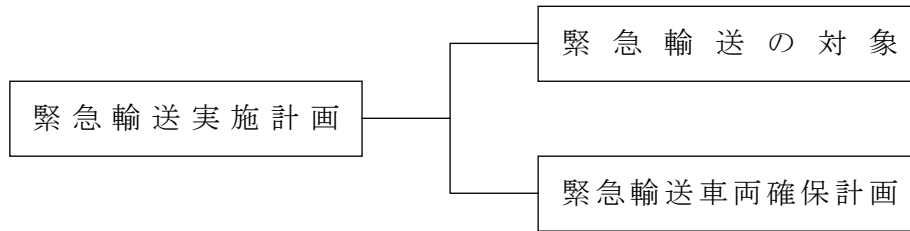
- Ⅲ 期間の延長をする理由（具体的に）
- Ⅳ その他（期間の延長をすることによって埋火葬される死体の数等）

② 費用の範囲

- Ⅰ 棺（付属品を含む）
- Ⅱ 骨つぼ及び骨箱
- Ⅲ 埋葬又は火葬（人夫及び輸送に要する経費を含む）
（埋火葬にあたっての供花代，読経代等は含まない。）

第19節 緊急輸送実施計画

災害が発生した場合には、被災者の避難、物資の輸送等は災害応急対策活動の根幹となるため、輸送手段の確保等緊急輸送にかかる業務を迅速かつ的確に行う必要がある。

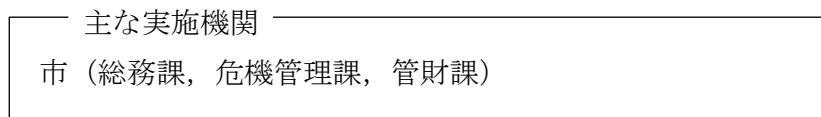


1 緊急輸送の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- (1) 消火，救急救助，医療（助産）救護のための要員及び資機材
- (2) 医療，助産その他救護のための輸送を必要とする者
- (3) 医薬品，医療用資機材
- (4) 飲料水，食糧，生活必需品等の救護物資
- (5) 災害対策要員
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要と認められるもの

2 緊急輸送車両確保計画



(1) 緊急輸送車両の使用申請

- ① 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、市有車両は管財課において集中管理するものとする。
- ② 市の各課等は、市有車両を緊急輸送に使用する場合は、管財課に対し、次の事項を明らかにして緊急輸送車両の使用を申請するものとする。

I 使用目的

II 車種

Ⅲ 使用期間

Ⅳ 希望する受取りの日時及び場所

(公用車保有台帳 … 資料編に添付)

(2) 緊急輸送車両の調達

市は、市有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請するものとする。

- ① 乗用車
- ② 乗合自動車
- ③ 貨物自動車
- ④ 船舶
- ⑤ 航空機等

(3) 緊急輸送車両の配車

① 配車計画書の作成

市は、市有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

② 各課等への配車

市は、①の配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

(4) 緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。

については、市は、災害が発生した場合に使用する予定のある町有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

(5) 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、市は(4)により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

緊急通行車両事前届出済証（参考）

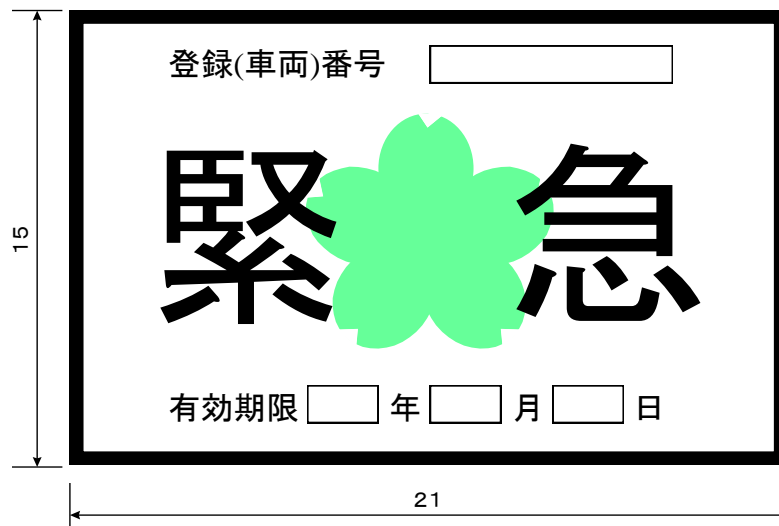
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名 ,		第 号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 徳島県公安委員会
番号標に表示さ れている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、 輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

緊急通行車両確認証明書（参考）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
徳島県知事 ㊦			
徳島県公安委員会 ㊦			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

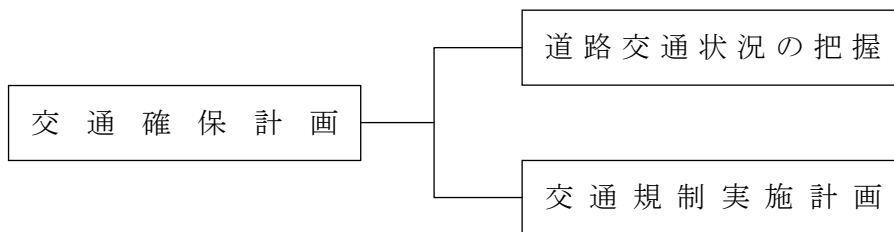
緊急通行車両標章（参考）



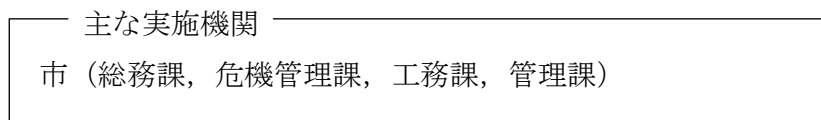
- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第20節 交通確保計画

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

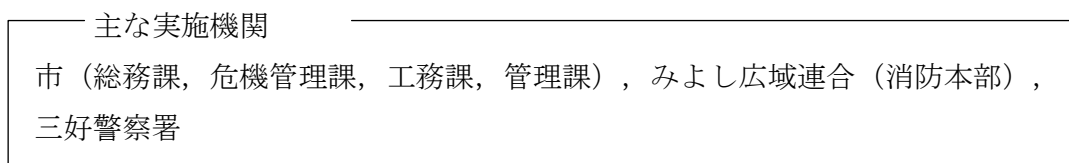


1 道路交通状況の把握



市は、各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、三好警察署、県西部総合県民局、四国地方整備局等の行政機関はもとより、四国電力㈱や西日本電信電話㈱等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

2 交通規制実施計画



(1) 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通 規制	道路管理者 (国 県 市町村)	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。
措置 命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

(2) 交通規制の実施

市は、道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、大規模な災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県、四国地方整備局等の道路管理者と協議の上、三好警察署に対し交通規制の実施を要請するものとする。

(3) 交通規制の通知

市は、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ三好警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知するものとする。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後すみやかに通知するものとする。

(4) 交通規制の周知

市は、交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通の混乱防止措置を講ずるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関(道路交通情報センターを含む。)を通じて、交通規制の周知徹底を図るものとする。

第21節 労務供給計画

災害応急対策の実施が市対策本部職員，消防職団員及びボランティアの動員のみでは労働的に不足し又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇い上げは本計画の定めるところによる。

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課，地域福祉課，工務課，管理課）

1 実施

市対策本部各班において必要所要人数を総務班長に要請するものとする。総務班長は作業員等の確保を行い，要請人数を割り当てるものとする。

2 災害救助法による基準等

災害救助法により実施のための作業員雇い上げの範囲その他の基準等は次による。

(1) 作業員雇い上げの範囲

- ① 被災者避難のための作業員
- ② 医療及び助産の移送
- ③ 罹災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理，輸送及び配分
- ⑥ 死体の捜索及び処理（埋葬を除く）

(2) 上記以外の救助作業のため作業員の必要が生じたときは，県又は直接県本部に範囲外作業員の雇い上げについて次の事項を明示して要請するものとする。

- ① 作業員の雇い上げを要する目的又は救助種目
- ② 作業員の所要人数
- ③ 雇い上げの期間
- ④ 雇い上げの理由
- ⑤ 雇い上げを要する地域

(3) 作業員雇い上げの期間

各救助の実施期間中

(4) 一般作業員雇い上げ又は日雇い労務者雇い上げ可能者数

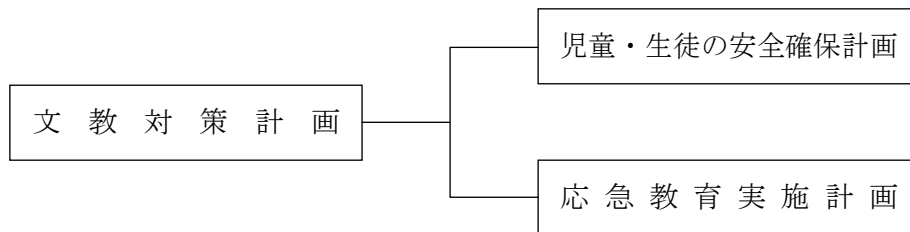
作業員の雇い上げは、一般作業員又は日雇い労務者とし、一般作業員については職業安定所の供給可能求職者より供給するが、不足を生じる場合は県下各地域の職業安定所から充当するものとする。

(5) その他

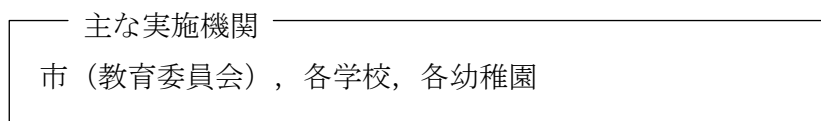
土木の応急復旧作業等でその内容が請負等に付することを適当とするような場合においては、請負等の方法によるものとする。

第22節 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難になった場合は、市教育委員会並びに各学校（小・中学校）及び幼稚園は緊密に連携し、関係機関の協力を得ながら児童・生徒の安全を図るとともに、応急教育を実施する必要がある。



1 児童・生徒の安全確保計画



(1) 情報等の収集・伝達

- ① 市教育委員会は、災害が発生したときは、学校長及び園長に対し、被害状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ② 学校長及び園長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
- ③ 学校長及び園長は、必要に応じ災害情報等を児童・生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
- ④ 学校長及び園長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。

(2) 児童・生徒の登校時間内の緊急措置

① 避難等の指示

学校長及び園長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内（園内）では児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

② 下校時の危険防止

学校長及び園長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

③ 校内保護

学校長及び園長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認めるときは、児童生徒を校内に保護し、保護者等への連絡に努めるものとする。

④ 保健衛生対策

学校長及び園長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者等へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者等への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

⑥ 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長が不在の時は、教頭若しくは学校長（園長）があらかじめ指定する教職員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

(3) 児童・生徒の登校時間外の緊急措置

① 被害状況の把握

学校長及び園長並びに非常参集した教職員は、災害発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。

② 臨時休校・休園の措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者等へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法としてラジオ、テレビ等の活用を検討する。

③ 学校長又は園長不在時の対応

災害発生時に学校長又は園長が不在の時は、在校又は在園している最上格の教員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。

2 応急教育実施計画

主な実施機関
市（教育委員会）、各学校、各幼稚園

(1) 教育施設の確保等

① 教育委員会及び学校長（園長）は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

I 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、復旧を行うものとする。

II 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、授業を行う。

III 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

② 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。

特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。

③ 学校長及び園長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

④ 災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。

(2) 学校が避難所となる場合の措置

- ① 避難所の開設は、市の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長又は園長の判断により開設することができる。
- ② 避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。
- ③ 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所が設置されている間は、避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることに鑑み、早期の授業再開に努めるものとする。
- ④ 教育委員会及び学校長（園長）は、避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

(3) 学校給食対策

- ① 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。
- ② 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。
- ③ 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。
- ④ 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

(4) 学用品の調達及び支給

① 調達及び支給の方法

I 教科書

ア 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は市内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

イ アによってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

II 学用品

ア 災害救助法の適用を受けた場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童・生徒へ市を通じて支給する。

(イ) 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。

(ウ) 知事が職権を市長、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

イ その他の場合

(ア) 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、市において調達の上、支給するものとする。

(イ) (ア) によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

② 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等をそう失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童・生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

③ 支給品目

I 教科書

教科書、教材

II 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

III 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 支給期間

災害発生時から教科書は1カ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

⑤ 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法細則で定める直近の改定額とする。

(5) 就学援助費の支給等

① 対象者

災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困

難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。

② 就学援助費の支給

I 対象となる児童・生徒に対して、すみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

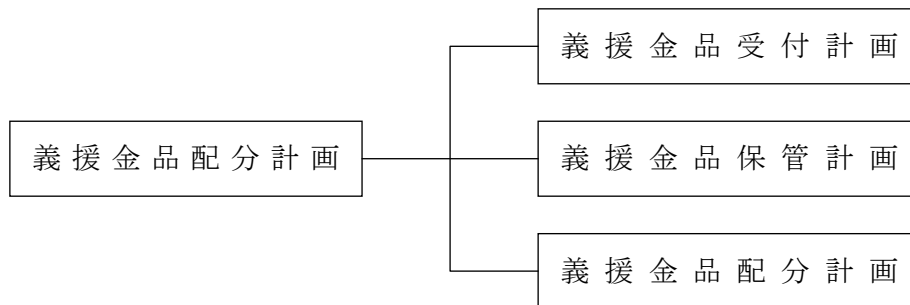
II すでに準要保護に認定された児童生徒が学用品等を消失した場合は、すみやかに就学援助費を再支給する。

③ 市立幼稚園の保育料等の免除

I 市立幼稚園に在園する園児については、災害発生後の保育料を免除する。

第23節 義援金品配分計画

住民，他自治体等からの県，市，日本赤十字社に寄託された被災者あての義援金品については，受付，保管，配分を確実，迅速に行う必要がある。



1 義援金品受付計画



(1) 受付窓口の開設

- ① 市は，義援金品の受付窓口を開設し，直接寄託される義援金品を受付ける。
- ② 市は，金融機関に普通預貯金の口座を開設し，振込による義援金を受付ける。

(2) 受領書の発行

- ① 市は，受領した義援金品については，寄託者に受領書を発行する。
- ② (1) の②の口座への振込による義援金については，振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

(3) 義援物資の取扱いに関する広報

市は，必要に応じ，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し，その内容のリスト及び送り先は，報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また，現地の需給状況を勘案し，リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(4) その他

① 配分先等を指定された義援金

寄託者が配分先や用途等を指定した義援金を受付けた場合は，寄託者の意向にそった処理を行う。

② 報 告

広域的な災害が発生し、県に義援金配分委員会が設置された場合は、市の義援金品の受付状況について委員会に報告するものとする。

2 義援金品保管計画

主な実施機関 市（会計課）

(1) 義援金

寄託者より受領した義援金は、被災者に配分されるまでの間、同節1の(1)の②の義援金受付口座に預金保管する。

(2) 義援品

直接受領した義援品及び県等から送付された義援品については、開設された緊急輸送拠点である池田総合体育館に保管する。

3 義援金品配分計画

主な実施機関 市（地域福祉課）

(1) 義援金配分委員会の設置

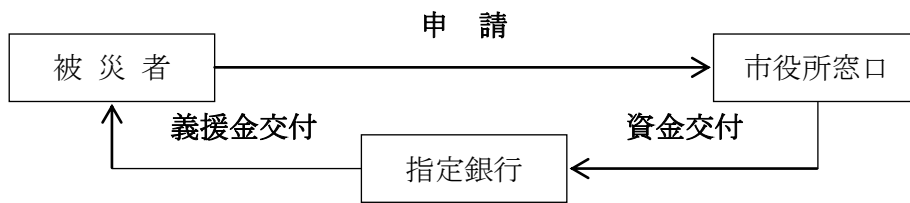
災害が発生し義援金が市に寄託された場合は、市義援金品配分委員会を設置し、義援金の配分について次の事項を協議し、決定するものとする。

ただし、広域的な災害のため、県に義援金配分委員会が設置された場合は、その決定によるものとし、市に配分委員会は設置しないものとする。

- ① 配分基準及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及び用途についての広報活動
- ④ その他義援金の受付・配分等に関する事項

(2) 義援金の給付方法

義援金の給付は、次の基本フローに準じて行うものとする。



(3) 義援品の配付方法

義援品の配付は、第3章第12節救援・救護計画の2食糧供給計画及び3生活必需品供給計画のそれぞれの配付方法に準じて行う。

第24節 ボランティア活動受入計画

災害により大きな被害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種のボランティア活動が必要となることが予測される。このため、市は社会福祉協議会と連携しながら、災害時の各種ボランティア団体との協力体制を確立し、効果的なボランティア活動が行えるよう支援する必要がある。

1 ボランティア活動受入計画

主な実施機関

市（監査委員事務局，行革推進室，会計課，地域福祉課），
三好市社会福祉協議会

(1) ボランティア団体等の受入

市及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け入れる。

① 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

② 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護婦、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

③ ボランティアの所属

I 組織や団体に属するボランティア

NGO (Non-Governmental Organization)やNPO (Non-Profit Organization), 企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア。

II 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア。

Ⅲ 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

② 災害発生直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の協力を得ながら、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等のボランティアニーズについての情報提供を行う。

③ ボランティア・センターの設置

I 設 置

市は、被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、三好市社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置するとともに受入れ窓口を総務班に開設し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

II 運 営

ボランティアセンター及び総務班はボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

また、総務班長の判断のもと各班長がボランティア団体等と直接協議を行えるものとする。

- ア ボランティアニーズの把握と情報提供
- イ 一般ボランティアの受入及び受付
- ウ 専門職ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要援護者のデータの作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

(4) ボランティア団体等の活動

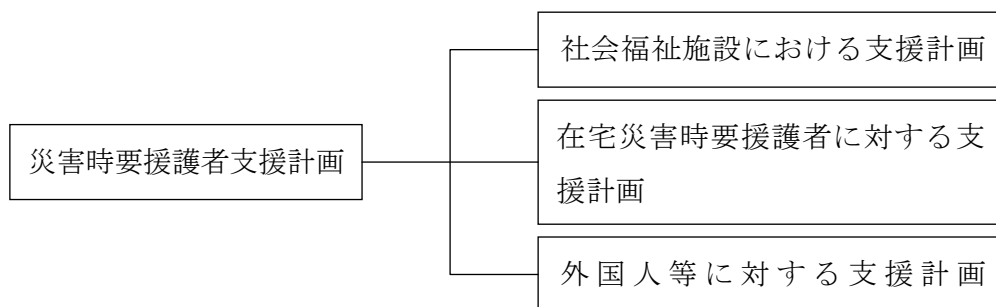
ボランティア団体等からは、一般的に次の活動についての協力を受けるものとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 炊出し、その他災害救助活動
- ③ 高齢者介護、看護補助
- ④ 清掃及び防疫
- ⑤ 災害応急対策物資・資材等の輸送及び配分

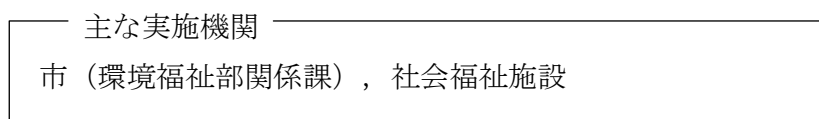
- ⑥ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑦ 災害応急対策事務の補助

第25節 災害時要援護者支援計画

高齢者，傷病者，在宅要医療者（人工透析，人工呼吸器使用，在宅酸素療法，特殊な薬剤使用のため中断によって生命の危険がある患者（インスリン使用中の糖尿病患者等）），障害者，妊産婦，乳幼児，児童，外国人等の災害時要援護者は，災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることが困難であることから，応急時及び復旧時のあらゆる段階において災害時要援護者の実状に応じた配慮を行う必要がある。（在宅要医療者は，



1 社会福祉施設における支援計画



(1) 救助及び避難誘導

- ① 施設管理者は，入所者等を安全かつすみやかに救助及び避難誘導するとともに，必要な場合は，市に支援を要請するものとする。
- ② 市は，施設管理者からの要請に基づき，施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため職員を派遣し，必要と認めるときは近隣市町村に応援を要請するとともに，近隣の社会福祉施設，自主防災組織，ボランティア団体等にも協力を要請するものとする。

(2) 搬送及び受入先の確保

- ① 施設管理者は，災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保等について，必要な場合は，市に支援を要請するものとする。
- ② 市は，施設管理者からの要請に基づき，救急自動車等を確保するとともに，病院等の受入施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保するものとする。

(3) 飲料水等の確保

- ① 施設管理者は、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資についての必要数量を把握し、必要な場合は、その提供について市に支援を要請するものとする。
- ② 市は、施設管理者からの要請に基づき、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資の調達及び配付を行う。

(4) ライフラインの優先復旧

市は、社会福祉施設の機能を早期に復旧させるため、電気、水道等のライフラインの優先復旧を関係事業者へ要請するものとする。

(5) 巡回保健サービスの実施

市は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生児童委員等からなる巡回保健班を編成し、被災した施設の入所者や他の施設に避難した者等に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

2 在宅災害時要援護者に対する支援計画

主な実施機関 市（環境福祉部関係課）

(1) 安否確認

市は、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、在宅災害時要援護者の安否確認を行うものとする。

(2) 搬送及び受入体制の確保

- ① 市は、災害により負傷した災害時要援護者の受入先として、医療施設、社会福祉施設又は避難所等を確保するものとする。
- ② 市は、災害時要援護者の搬送手段として、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保するものとする。なお、これらの自動車を確保できない場合は、県に対して応援を要請する。

③ 飲料水等の確保等

市は、災害時要援護者に配慮した、飲料水、食糧及び生活必需品等の生活救援物資を確保し、配付を行うものとする。

なお、配付を行うに際しては、配付場所や配付時間を別に設けるなど災害時要援護者

に配慮した方法をとるものとする。

④ 巡回保健サービスの実施

市は、災害の状況等に応じ、職員、保健師、民生児童委員、ホームヘルパー等からなる巡回保健班を編成し、住宅、避難所又は仮設住宅等で生活する災害時要援護者に対して、巡回による介護やケアなどの必要と認められる保健・福祉サービスを提供するものとする。

3 外国人等に対する支援計画

主な実施機関

市（環境福祉部関係課）

(1) 安否確認

市は、民生児童委員、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、外国人等の安否確認を行うものとする。

(2) 情報の提供

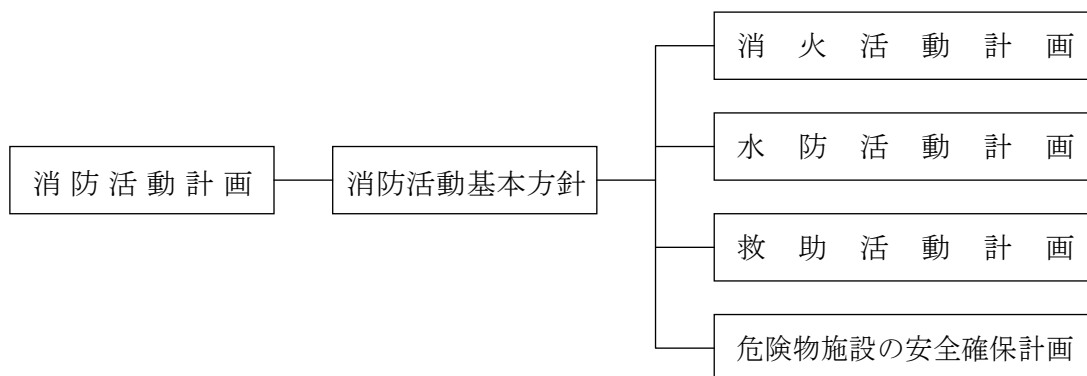
市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供を行うものとする。

(3) 生活相談

市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

第26節 消防活動計画

大火災等により極めて多くの人命の危険が予想される場合、消防機関はもとより住民、事業者あげて延焼防止に努めるとともに、消防機関は関係防災機関との連携を保ちつつ、その全機能をあげて避難の安全確保、消火、救助、救急等にあたり、災害から住民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。



1 消防活動基本方針

大規模災害発生時の消防活動の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、災害防止活動を行うものとする。
- (2) 住民は協力して可能な限り災害防止活動を行い、災害の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- (3) 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。
- (4) 東日本大震災では、多くの消防団員が犠牲になったことを受け、今後の消防団活動においては、団員の安全確保を最優先する事を原則とする。

2 消火活動計画

主な実施機関
市（危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

(1) 消防機関（消防本部）

① 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

- I 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- II 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- III 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、広域避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- IV 大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。
- V 高層建築物、特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。
- VI 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。
- VII 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

② 火災情報の収集及び伝達

- I 消防本部は職員を巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。
 - ア 延焼火災の状況
 - イ 民家防火組織等の活動状況
 - ウ 道路の通行状況
 - エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況
- II 消防長は、災害の状況を管理者（若しくは副管理者）に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

③ 応援派遣要請

市は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

④ 応援隊の派遣

市は、三好市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

(2) 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

① 出火防止

災害発生地周辺の住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

② 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

(3) 事業所等

① 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 火災が発生した場合の措置

I 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

II 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇薬等を取扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

I 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

II 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 住 民

① 火気の手扱い

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具の手扱いに注意するとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

(5) 水位の伝達等

① 水位の伝達

水防管理者（市長）は、気象情報の通報があったときは直ちに関係分団へ伝達するものとする。

② 量水標水位等

河川名	基準水位 観測所	地先名	位置 (距離標)	①水防団 待機推移	②はん濫 注意水位	③計画 高水位	備考
				レベル1	レベル2	レベル3	
吉野川	池田	三好市井川町 西井川	km 74.8	m 4.10	m 6.70	m 11.872	

(6) 気象状況の伝達等

① 気象情報の伝達等

水防管理者（市長）は、雨に関する注意報及び警報が発表された場合は、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見廻りを強化するとともに、住民に対して情報の伝達及び周知を行うものとする。

② 雨量情報の収集先

河川名	雨量情報収集先			備考
	機関名	電話	FAX	
吉野川	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	088-654-2211	088-626-4156	
吉野川	三好市役所	0883-72-7600	0883-72-7203	
吉野川	徳島地方気象台	088-626-0676 088-622-3857	088-652-9407	
吉野川	徳島県県土整備部 河川振興課	088-621-2571	088-621-2870	
四国全域	河川情報センター (高松市)	087-851-9911	087-851-99229	

(7) 水防活動

① 災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は市（危機管理課）

災害対策本部は、気象注意報及び警戒警報が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに活動を開始する。

② 消防団

I 消防団員

消防団員は、水防信号第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動するものとする。

II 出動分団

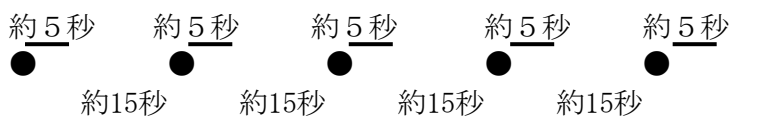
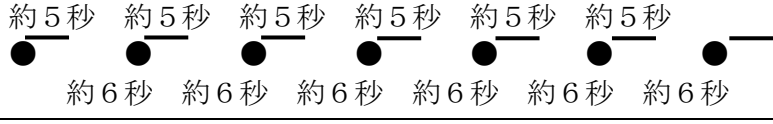
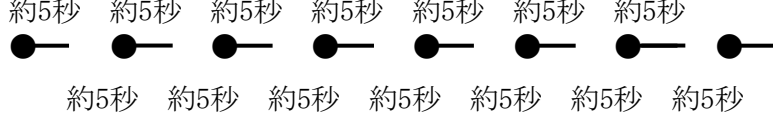
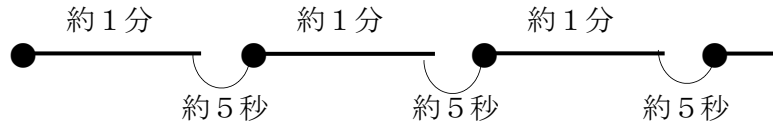
出動分団は、資料編に記載する重要水防区域の「危険な場合の出動分団」のとおりにする。

なお、被害が甚大と予想される場合は、事態に応じて出動分団以外の分団も出動させるものとする。

③ 水防信号

水防信号は次の通りである。（徳島県規則第2号）

- I 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる。
- II 第2信号 水防団員の全員が出動すべきことを知らせる。
- III 第3信号 市内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
- IV 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせる。

区 分	サ イ レ ン 信 号
第1信号	
第2信号	
第3信号	
第4信号	

4 救助活動計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課，保険医務課，工務課，管理課），
みよし広域連合（消防本部）

(1) 消防機関（みよし広域連合（消防本部））等

① 基本方針

- I 被災者の救出は，消防本部が行う。
- II 人の生命身体が危険な状態にある者の救出は，警察機関が他の措置に優先して行う。

② 情報の収集及び伝達

- I 消防本部は，119番通報，かけこみ通報，救急無線，防災ヘリ，参集職員の情報などを総合して，被害の状況を把握し，初動体制を整えるものとする。
- II 消防長は，災害の状況を市長に報告し，応援要請等の手続きに遅れないよう働きかけるものとする。

③ 救助の対応方針

大災害が発生した場合に，多発すると予想される救助・救出の要請に対して，原則として次の基準により対応するものとする。

- I 被災者の救出及び捜索等は，消防機関を主体とした救出班を編成し，警察機関とともに実施する。
- II 救急処置及び救助は，救命の処置を必要とする負傷者を優先とし，その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上，救急救護活動を実施する。
- III 災害が多発し，同時に多数の救急・救助が必要となる場合は，災害現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- IV 災害が少なく，同時に多数の救急・救助が必要となる場合は，多数の人命を救護できる現場を優先に，効果的な救急・救助活動を行う。
- V 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は，救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
- VI 救急・救助の必要な現場への出動は，救命効率を確保するため，努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- VII 救助活動を必要としない現場への出動は，救急隊のみとし，救命を要する重傷者を優先に出動する。

④ 救助資機材の調達

市は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。

(指定工事店一覧 … 資料編に添付)

⑤ 現場救護所の設置

市は、災害の状況によって必要と認めるときは災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行うものとする。

⑥ 後方医療機関への搬送

- I 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送するものとする。
- II 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入可能な状況であるかの情報を早期に収集して、救護班及び救急隊に対して情報を伝達する。
- III 医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外の医療機関との連絡をとり、転院搬送を実施する。

⑦ 応援派遣要請

市は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

⑧ 応援隊の派遣

市は、三好市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。

⑨ 警察、医療機関との連携

市は、被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施するときは、特に警察及び医療機関と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

(2) 自主防災組織等

大火災等が発生した場合、消防機関の主力は延焼阻止に向けられるため、自主防災組織等は、災害発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は逃げおくれた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を行うものとする。

5 危険物施設の安全確保計画

— 主な実施機関 —
市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

(1) 応急処置

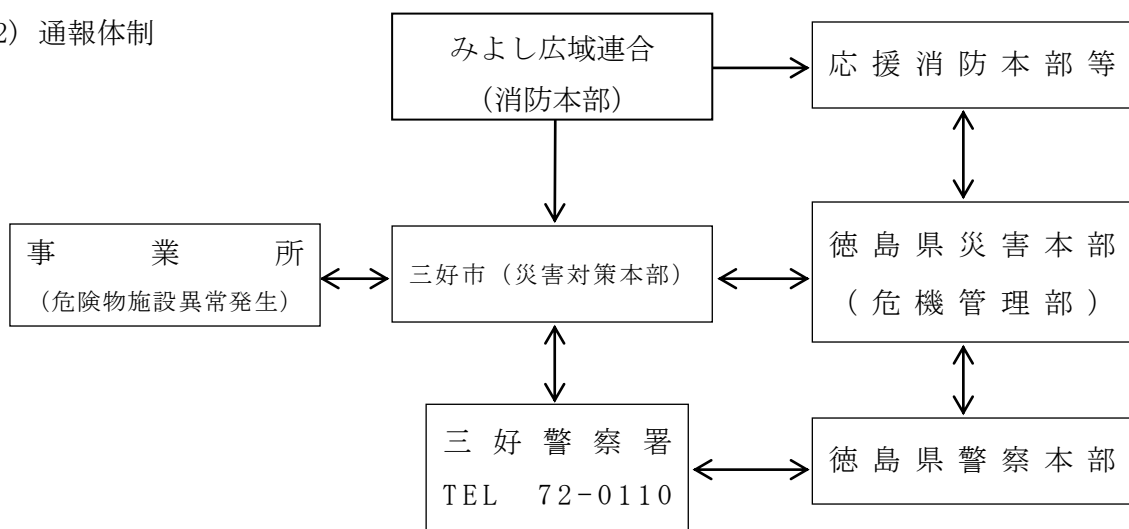
① 施設の所有者及び管理者又は占有者

- I 災害が発生した場合，施設内の火気を完全に消火するとともに，状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつすみやかに実施する。
- II 必要な場合は，従業員，顧客又は付近の住民に避難するよう警告する。
- III 被害状況等について，消防機関，警察署等防災関係機関に報告する。

② 市長

- I 被害が広範囲にわたり，引火，爆発又はそのおそれがあると認めるときは，施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり，立入禁止区域の設定をするとともに，当該区域内の住民に対して避難，立退きの勧告指示を行う。
- II 火災の防御は，自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが，特に火災の状況，規模，危険物の種類等により，必要な場合は消火用薬剤の収集，化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。
- III 流出，転倒及び浮上した危険物のタンク等については，使用の停止を命じ，危険物の排除作業を実施させるとともに，危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

(2) 通報体制



第27節 相互応援協力計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、他の市町村及び県、指定地方行政機関等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立しておくものとする。

主な実施機関

市（総務課，危機管理課）

1 応援を要請する場合

- (1) 本市の災害対策機能が停止又はそれに近い状態になったとき
- (2) 本市の災害対策活動だけでは不十分なとき
- (3) 本市の災害対策活動によるよりも他の防災機関の活動が迅速で、しかも効果がある場合
- (4) その他特に必要と思われるとき

2 応援協力等の要請

本部長は県等に応援を求める必要があると認める場合は、次の事項を文章をもって明確に伝えて要請するものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等によるものとするが、事後文書を提出するものとする。

(1) 県に応急処置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- I 災害発生の日時及び場所
- II 災害の原因及び被害の状況
- III 適用を要請する理由
- IV 適用を必要とする期間
- V 既にとった救助処置及びとろうとする処置
- VI その他必要な事項

② 県への応援要請又は応急処置実施の要請

- I 災害の状況及び応援の理由
- II 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- III 応援を必要とする場所
- IV 応援を必要とする活動内容
- V その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

(3) 指定地方行政機関等の職員派遣あつせんを県に求める場合

- ① 派遣のあつせんを求める理由
- ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別，人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の条件
- ⑤ その他職員のあつせんについて必要な事項

(4) 協定市町村に応援を求める場合

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を必要とする活動の具体的内容
- ③ 応援を希望する物資，資材，機材，器具等の品名及び数量
- ④ その他必要な事項

3 各関係機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

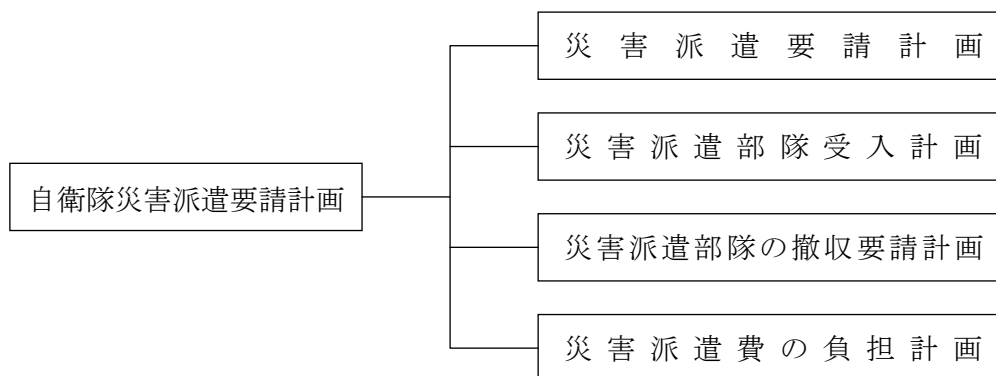
- ① 他の機関から応援を求められた場合は，応急措置の実施遂行に支障のない限り協力し合うものとする。
- ② 各機関の協力業務の内容は，第1章，第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるものとし，協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
- ③ 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ，事前に協議をするものとする。

(2) 経費の負担

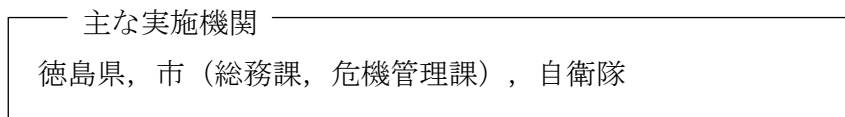
- ① 国，県又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法に定めるところによるものとする。
- ② 指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については，その都度あるいは事前に相互に協議し定めるものとする。

第28節 自衛隊災害派遣要請計画

災害が発生した場合、市長は、災害規模等に関し収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、すみやかに知事へ自衛隊の派遣を要請し、迅速かつ的確な応急対策を講ずる必要がある。



1 災害派遣要請計画



(1) 自衛隊に対する災害派遣要請者等

① 災害派遣要請者

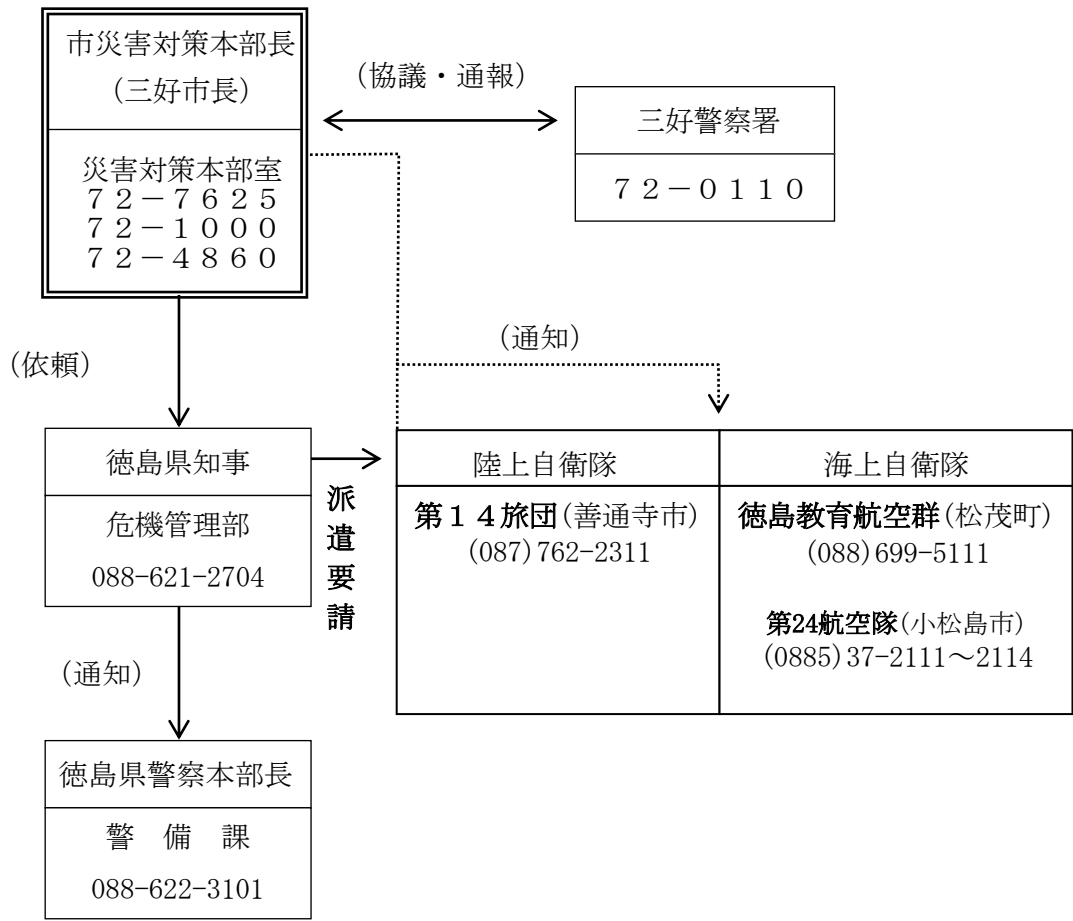
自衛隊の災害派遣要請者は徳島県知事である。

市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼する。

ただし、市長は、災害の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとする。

② 最寄りの災害派遣要請部隊等の長

- I 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
- II 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- III 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）



(2) 災害派遣の基準

① 災害派遣の要請

- I 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する徳島県知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。
- II 市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、県知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼するものとする。
- III 市長は、災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、知事に対し、状況判断に必要な情報をすみやかに提供するものとする。

② 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

活 動 項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導，輸送等
被災者の捜索・救助	死者，行方不明者，傷病者等の捜索救助（ただし，緊急を要し，かつ，他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成，積込み及び運搬
道路，水路等交通上の障害物の除去	損壊施設又は障害物の除去若しくは道路又は鉄道路線上の崩土等の排除（ただし，放置すれば人命，財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療，救護及び防疫支援（薬剤等は県又は市が準備）
通信支援	緊急を要し，他に適当な手段がない場合，被災地と災害対策本部間のバックアップ通信支援
人員物資の輸送	緊急を要し，かつ，他に適当な手段がない場合，緊急患者，医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯，給食及び入浴支援
危険物等の保安，除去	能力上可能なものについて火薬類，爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して，消防機関に協力して空中及び地上消火活動
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与
その他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

(3) 災害派遣要請手続等

市長は，災害派遣の必要があると認めるときは，知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし，緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書で依頼することができない場合は，電話その他迅速な方法で依頼し，事後すみやかに依頼書を提出するものとする。

なお，災害に際し特に緊急を要し，通信の途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができないときは，次の事項を記載した災害状況通知書によりすみやかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

災害派遣要請依頼書

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

三 好 市 長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - (2) 派遣要請を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する勢力
 - (1) 人 員
 - (2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助，道路啓開，水防，輸送，防疫等）
- 5 連絡場所及び連絡職員
 - (1) 連絡場所（住所，電話番号，無線局番等）
 - (2) 連絡職員（所属職氏名）
- 6 その他参考となるべき事項（作業用資料，宿舎の準備状況等）

災害状況通知書

番 号
年 月 日

災害派遣要請部隊長 殿

三 好 市 長

三好市の災害状況について（通知）

災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。

（別紙として「**災害派遣要請依頼書**」を添付）

2 災害派遣部隊受入計画

主な実施機関

市（総務課，危機管理課）

(1) 受入体制の整備

① 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため総務課職員を連絡員に指名する。

② 受入計画

応援を求める内容，所要人員及び資機材等の確保について計画を立て，部隊到着後はすみやかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。

③ 連絡員の派遣等

市長は，派遣部隊の受入れに際し，自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。

また，自衛隊の要求により，災害派遣部隊の主要な活動地区へ市の連絡員を派遣する。

④ 活動の競合重複の排除

災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

⑤ 誘導

災害対策本部は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。

⑥ ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、②で定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へも提供するものとする。

⑦ 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、市でも調達及び提供に配慮するものとする。

⑧ 宿泊施設又は野営適地の提供

市は、自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地の提供を行うものとする。

⑨ その他

災害派遣部隊の受入れに際しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう配慮するものとする。

(2) ヘリポートの設置

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、自衛隊に通知しておくものとする。

① 降着場適地の選定

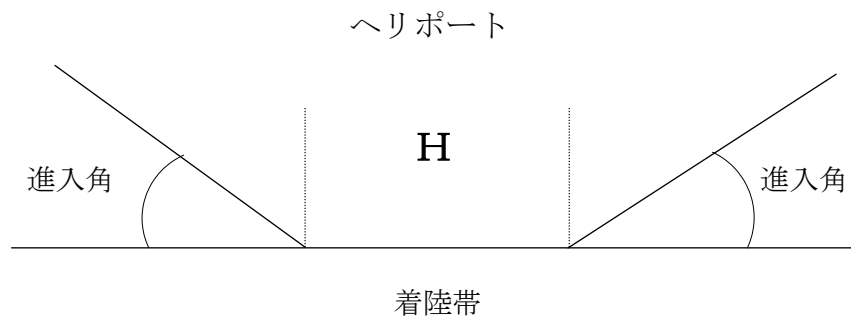
ヘリポート用地として、②の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

(災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表 … 資料編に添付)

② 適地選定基準

- I 地表面は平坦でよく整理されていること。
- II 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。
- III 所要の地積があること。

IV 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。



ヘリポート最小限所要地積

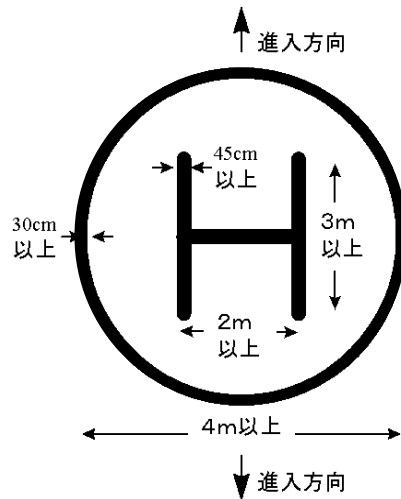
機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に10m以上の障害物がないこと

③ 事前準備

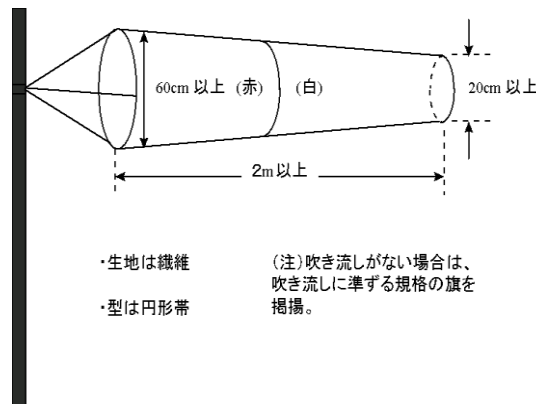
- I ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を準備し提供する。
- II 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- III 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

④ 受入準備

- I ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- II 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又は圧雪を実施する。
- III ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- IV 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- V 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- VI 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- VII 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準の□の記号を風と平行方向に向けて表示する。



VIII VIIとともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



(3) 対空目視信号

① 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

I 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、細かい布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによって地上に記号を作ることができる。

II 記号は25m以上とすること。

III 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

IV 無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。

V 他の記号との混同を避けるために、次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する 重 傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	X
4	食糧及び水を要す	⌊
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	↗
7	この方向に前進中	↑
8	航空機大破	⌈ ⌋
9	ここに着陸することは安全と思われる	△
10	燃料及び潤滑油を要す	└ _
11	総員異常なし	└└└
12	否 定	└└└
13	肯 定	└└└
14	理解不能	└└└
15	技術者を要す	W

② 地上搜索隊

地上搜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	⊥ ⊥ ⊥
2	我等総員を発見	⊥ ⊥ — —
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	⊥ ⊥
4	我等続行不能，基地に帰還中	× ×
5	二隊に分れ，それぞれ矢印の方向に前進中	↙ →
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→ →
7	何物も発見せず，搜索を続行す	N N

3 災害派遣部隊の撤収要請計画

— 主な実施機関 —

市（総務課，危機管理課）

市長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

災害派遣撤収要請依頼書

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

三 好 市 長

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが，災害の復旧もおおむね終了しましたので，次のとおり撤収要請を依頼します。

- 1 撤収要請依頼日時 年 月 日
- 2 派遣要請依頼日時 年 月 日
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容

4 災害派遣経費の負担計画

— 主な実施機関 —

市（総務課，危機管理課）

(1) 経費の負担

自衛隊の救助活動に要した次の経費は，原則として派遣を受けた市が負担するものとする。

- ① 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地，建物等の使用料及び借上料
- ② 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く），水道料，汚物処理料，電話等通信費（電話設備を含む）及び入浴料
- ③ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材，資機材等の調達，借上げ，運搬，修理費

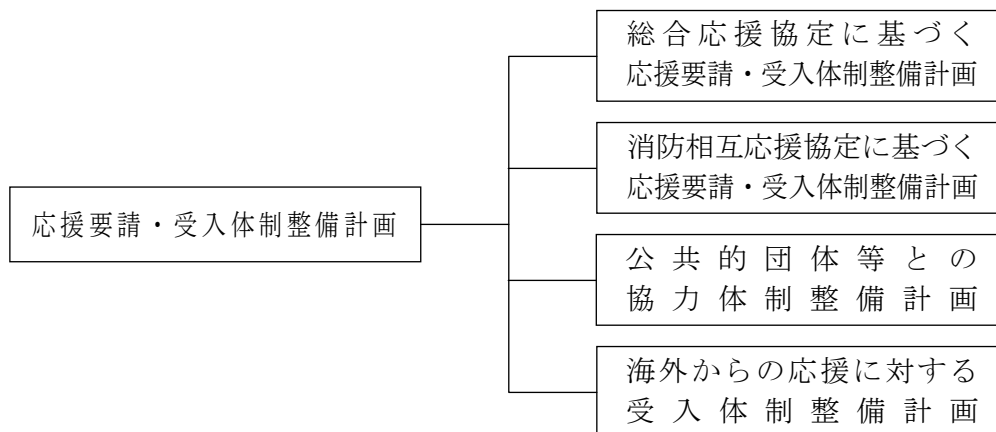
④ 県，市が管理する有料道路の通行料

(2) その他

負担区分について，疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は，その都度協議して決めるものとする。

第29節 応援要請・受入体制整備計画

市の地域において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し受入体制を整備する必要がある。



1 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画



(1) 応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請するものとする。

(2) 応援要請手続等

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模な災害が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援部隊を派遣する場合がある。

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等
徳 島	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ すでにとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
		(2) り災者の他地区への移送要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 移送要請の理由 ② 移送を必要とするり災者の数 ③ 希望する移送先 ④ り災者の収容期間
		(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
県	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の斡旋の要請 <p style="text-align: center;">第2節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする</p>
		(2) 他の市町村、指定行政機関又は他府県の応援の斡旋の要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
		(3) 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣の斡旋の要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項
他の市町村	3 他の市町村への応援又は応急措置の実施の要請 (災対法第67条)	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)	<ul style="list-style-type: none"> ① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

① 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

② 受入体制の内容

受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要なとされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

I 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- ア 要請先，要請日時，要請内容
- イ 回答内容，回答日時
- ウ 応援部隊の到着日時，人員，責任者の氏名・連絡先
- エ 活動（滞在）期間，自立度（食糧，飲料水，宿舎）
- オ 搬入物資内容・量，返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- キ 撤収日時

II 活動計画の作成

要請した応援部隊に対して，どの部隊に，いつから，どこで，何を，いつまで応援活動を要請するか等についての応援部隊の活動計画を作成する。

III 食糧，飲料水，宿舎等の準備

応援部隊は自立することが原則であるが，応援部隊が自立できない場合は，必要最小限の食糧，飲料水，宿舎，待機場所，駐車場等を準備する。

2 消防相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備計画

主な実施機関
みよし広域連合（消防本部）

(1) 応援要請の判断

消防本部は、被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、すみやかに他の消防組織に応援を要請するものとする。

(2) 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動を行うことができるよう改正している。

(3) 緊急消防援助隊の要請

緊急消防援助隊は、国内における地震等の大規模災害の発生に際し、被災地の消防の応援のためすみやかに被災地に赴き、人命救助活動等を行う。この緊急消防援助隊は、平成7年6月に発足し、市町村長は設置した救助、救急及び後方支援部隊について、その隊数を消防庁に登録している。

消防本部は、被害が広範囲におよび、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じて知事に要請するものとする。

(4) 応援受入体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備するものとする。

① 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市との情報交換を緊密に行うものとする。

② 受入体制の内容

受入体制の内容は第2の3の(2)に準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

③ 消防活動資機材の確保

応援部隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

3 公共的団体等との協力体制整備計画

主な実施機関 市（総務課，危機管理課）

(1) 協力体制の確立

市は、地震発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

- ① 三好市医師会
- ② 徳島県歯科医師会三好支部
- ③ 三好郡市薬剤師会
- ④ J A阿波みよし農業協同組合
- ⑤ 三好市商工会及び阿波池田商工会議所
- ⑥ 婦人会
- ⑦ 自主防災組織等
- ⑧ アマチュア無線災害ボランティア
- ⑨ トラック協会（患者等搬送事業者，池田通運（株））
- ⑩ ㈱池田ケーブルネットワーク

(2) 協力業務等

市は、(1) の公共的団体等と災害発生時における協力業務，協力の方法等をあらかじめ協議し，災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- ① 異常現象，危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること
- ② 災害時における広報等に協力すること
- ③ 出火の防止，初期消火に協力すること
- ④ 避難誘導，避難場所での救助に協力すること
- ⑤ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑥ 炊出し，救助物資の調達配分に協力すること
- ⑦ 被害状況の調査に関すること

4 海外からの応援に対する受入体制整備計画

— 主な実施機関 —

市（総務課，危機管理課），みよし広域連合（消防本部）

(1) 連絡体制の確保

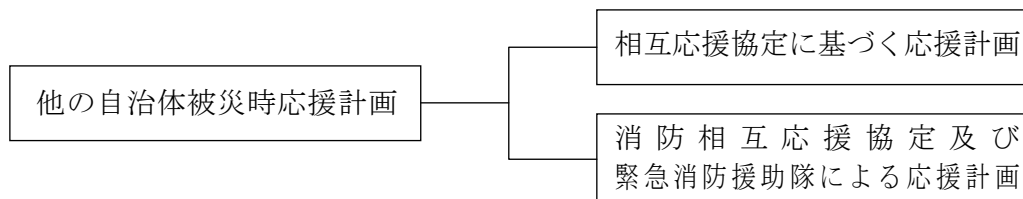
市は、海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

(2) 受入体制の整備

市は、人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備するものとする。

第30節 他の自治体被災時応援計画

他の自治体において大規模災害が発生し、その自治体の自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに応援が行えるような体制を整備する必要がある。



1 相互応援協定に基づく応援計画



市は、他の地方自治体において災害が発生し、応援の要請があった場合は、相互応援協定に基づき被災自治体への応援活動を実施するものとする。

なお、緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合、又は被災自治体が相互応援協定の締結をしていない場合であっても、市長が必要と判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

(1) 支援対策本部の設置

市は、直ちに関係各課等で構成する支援対策本部を設置し、被災自治体への物資の供給及び人員の派遣等の調整及び命令を行う。

(2) 応援体制

応援活動は、派遣職員からなるチームを編成して行うものとする。

なお、職員の派遣に際しては、被災自治体からの援助を受けないよう、飲料水、食糧から衣服、情報伝達手段に至るまでを各員に携行させ、自己完結型の体制とする。

(3) 応援内容

① 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

I 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

II 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

III 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋

IV 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

- ② 避難場所等の相互使用，緊急輸送路の緊急確保等自治体境付近における必要な措置
- ③ その他必要な事項

2 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊による応援計画

主な実施機関 みよし広域連合（消防本部）

(1) 消防相互応援協定に基づく応援活動

消防本部は，他の地方自治体において地震災害が発生し，応援の要請があった場合は，消防相互応援協定に基づき応援活動を実施するものとする。

なお，緊急を要し応援要請を待ついとまがない場合，又は被災自治体が消防相互応援協定を締結していない場合であっても，必要と認められる場合は自主的に応援活動を実施するものとする。

① 応援体制

応援活動は，応援部隊を編成して行う。

なお，応援部隊の指揮は，被災地の市町村等の消防組織の長が応援部隊の長に対して行う。

② 応援内容

- I 同時多発延焼火災の消火活動
- II 要救助者の検索及び救助活動
- III 同時多発した多数傷病者の救急活動
- IV その他消防活動

(2) 救急消防援助隊による応援活動

消防本部は，市長を通じ知事より緊急消防援助隊の派遣要請があった場合（緊急の場合は知事を介さず消防庁長官から直接派遣要請がある場合もある），緊急消防援助隊を編成し，被災地へ派遣するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

市は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、復旧の基本方針を定めるものとする。

1 復旧計画の策定

市は、復旧の基本方針に基づき、具体的な災害復旧計画を策定するものとし、事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

災害により被災した市の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。

なお、災害復旧事業計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防施設
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地農業用施設
- (2) 林業用施設
- (3) 共同利用施設の各施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 官庁建物等災害復旧事業計画

9 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、市長の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (10) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (11) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 知的障害者更正施設災害復旧事業
 - ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑪ 感染症医療機関災害復旧事業
 - ⑫ 感染症予防事業
 - ⑬ たい積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
 - ⑭ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行うたい積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

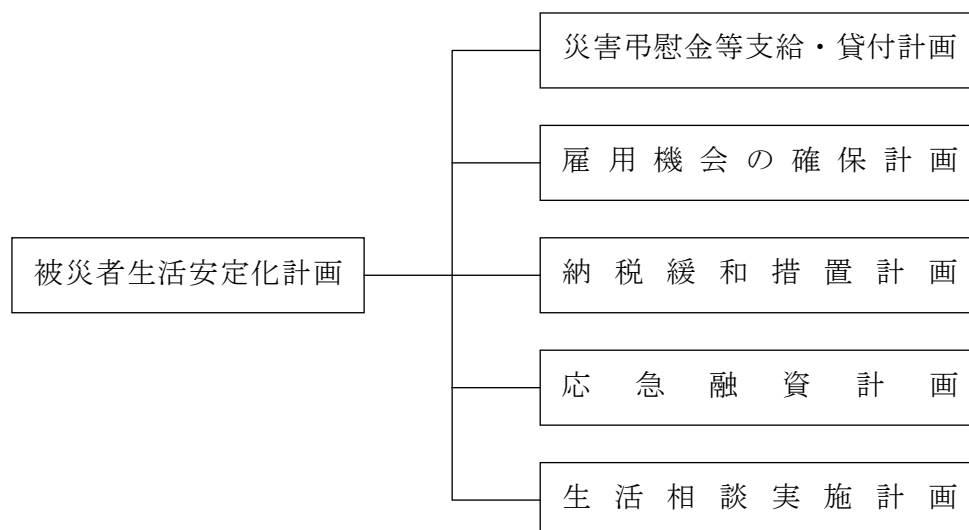
- ① 小規模企業等設備導入資金助成金による貸付金の償還期間等の特例
- ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資機材費の補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者生活安定化計画

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊するなど大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る必要がある。



1 災害弔慰金等支給・貸付計画



市は、災害弔慰金等の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び三好市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年三好市条例代113号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

① 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

② 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

① 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

② 支給額

生計維持者	250万円以内
その他の者	125万円以内

(3) 災害援護資金の貸付け

① 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

② 貸付限度額

I 世帯主の1カ月以上の負傷	150万円 ～ 350万円
II 住居又は家財の損害	150万円 ～ 350万円

③ 利率

年3%（据置期間は無利子）

④ 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

⑤ 償還期間

10年（据置期間を含む）

⑥ 償還方法

年賦又は半年賦，月賦

2 雇用機会の確保計画

主な実施機関 市（総務課，商工政策課）

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、県が公共職業安定所を通じてすみやかに職業の確保を図ることとしている。

市は、被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

(1) 生活相談窓口の活用

市は、5生活相談実施計画において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

(2) 県への要請等

市は、(1)により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は県に対し次の事項を要請する。

① 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置

② 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

3 納税緩和措置計画

主な実施機関 市（税務課）

市は、災害により被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、三好市税条例（平成18年三好市条例第76号）により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

なお、災害により被害を受けた国民健康保険税の納税義務者については、三好市国民健康保険税条例（平成18年三好市条例第82号）により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等災害の状況に応じて適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

- ① 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは、市長は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。
- ② ①の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、市長は、納税義務者等の申請に基づき災害がやんだ日から2ヶ月以内の期日を指定して、その期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予する。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があるときは、納税義務者等の申請により、更に1年以内の延長をする。

(3) 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免等

① 個人の市民税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(参考)

阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。(平成7.3.9付け自治省税務局長通達)

② 固定資産税

災害により、収穫が著しく減じた田畑、使用不能となった宅地、滅失又は甚大な損害を受けた家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を軽減し、又は免除する。

(参考)

I 阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したこと

から、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。（平成7.3.9付け自治省税務局長通達）

Ⅱ 阪神・淡路大震災については、滅失又は損壊した家屋又は償却資産の所有者等がこれに代わる家屋又は償却資産を平成10年1月1日までに取得した場合は、3年間税の減額等の措置がなされている。（地方税法附則第16条の2第4項・第6項）

③ 国民健康保険税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災の日の属する年度分を免除する。ただし、年度途中における免除については、未到来の納期に係る税額に限る。

（参考）

阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を行っても差し支えないとされている。（平成7.3.3付け厚生省国民健康保険課長内管）

4 応急融資計画

— 主な実施機関 —

市（地域福祉課，農業振興課，林業振興課，商工政策課），
三好市社会福祉協議会，各業務取扱金融機関

市は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

(1) 生活福祉資金（災害援護資金）

① 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

② 貸付限度額 150万円以内

住宅の全・半壊などで復旧費用が150万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して150～250万円（特別の場合250～350万円）

③ 貸付条件

- I 据置期間 1年以内
- II 償還期間 7年以内
- III 利子 年3%（据置期間中は無利子）
- IV 保証人 原則として同一市町村の者

V 償還方法 年賦，半年賦又は月賦による元利均等償還

④ 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生児童委員，あるいは三好市社会福祉協議会へ申し込む。

(2) その他の融資

- ① 災害復興住宅資金（最寄りの住宅金融公庫の業務取扱金融機関）
- ② 災害対策資金（取扱金融機関及び徳島県信用保証協会）
- ③ 農林漁業関係融資（日本政策金融公庫）

5 生活相談実施計画

主な実施機関 市（市民課）

市は，災害により被害を受けた住民がすみやかに再起更正できるよう，役所内に生活相談窓口を設置し，被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお，生活相談窓口においては，職業斡旋，弔慰金等の支給，住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

第5節 計画的復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、市は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

また、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。